

明治・大正期における盲啞学校の支援組織に関する歴史的研究

2017年1月

長崎純心大学大学院
人間文化研究科

菅 達 也

明治・大正期における盲啞学校の支援組織に関する歴史的研究

<目次>

序章

第1節	研究の目的と課題	1
第2節	先行研究	6
第3節	研究方法	
1	研究の視点	8
2	研究の手続き	9
第4節	時期区分	11
第5節	概念規定等、史資料	
1	概念規定等	12
2	史資料	
(1)	行政統計資料	13
(2)	長崎鍼灸学校に関する資料	13
(3)	長崎盲啞院（長崎盲啞学校）に関する資料群	13
(4)	柳河訓盲院に関する資料群	13
(5)	福岡盲啞教育慈善会に関する資料群	13

第1章 盲啞学校支援組織の形成

第1節	明治期における教育の近代化と盲官廃止	
1	教育の近代化	
(1)	学制公布期の特徴	15
(2)	教育令公布期の特徴	18
(3)	小学校令公布期の特徴	19

2	盲人の生活と盲官廃止	
	(1) 盲人の生活	2 1
	(2) 盲官廃止	2 2
	(3) 盲啞学校設立の機運	2 5
第2節	盲官廃止後の鍼灸教育の動向	
1	晴眼者による私立鍼灸学校の設立	
	(1) 全国の動向	2 7
	(2) 晴眼者鍼灸学校の設立～長崎鍼灸学校を例として	2 9
	(3) 長崎鍼灸学校の消失	3 8
2	盲人・聾啞者による盲啞学校の設立	
	(1) 京都盲啞院と樂善会訓盲院	4 1
	(2) 盲人・聾啞者による学校設立の動き	4 3
第3節	支援組織の胎動	
1	盲人たちの東京・京都での学び	
	(1) 東京盲啞学校と盲人のニーズ	4 5
	(2) 京都盲啞院と野村宗四郎	4 9
	(3) 帰郷後の野村宗四郎	5 3
2	地域における支持の形成	
	(1) 濃尾大地震と長崎における慈善活動	5 4
	(2) 長崎慈善会の発足	5 6
第2章	盲啞学校支援組織の成立	
第1節	盲啞学校支援組織の名称	
1	形成期の盲啞学校支援組織	5 8
2	成立期の盲啞学校支援組織	6 0
3	変革・減少期の盲啞学校支援組織	6 3
第2節	支援組織による盲啞学校の経営	
1	長崎を事例として	
	(1) 長崎慈善会による長崎盲啞院の設立	6 6
	(2) 長崎慈善会の教育思想	7 1
	(3) 長崎婦人慈善会の設立	7 2

	(4) 長崎盲啞院の教育方法	74
	(5) 生徒等	75
	(6) 建築計画	79
	(7) 財政・運営	84
2	柳河を事例として	
	(1) 柳河訓盲院設立時の特徴	91
	(2) 柳河慈善団の設立	96
	(3) 柳河慈善団の教育思想	98
	(4) 柳河慈善団の運営	99
	(5) 柳河慈善団による訓盲院の経営	100
第3節	集金形態の検討	
1	慈善演芸会	
	(1) 慈善演芸会の開催地域	104
	(2) 慈善演芸会の収益	107
2	義財箱	114
3	内務省による奨励金・助成金	117
第3章	盲啞学校支援組織の変革と衰退	
第1節	盲啞学校支援組織の財団法人化	
	～柳河を事例として	
1	財団法人への移行	119
2	財団法人後の財政	120
3	予算・決算制度の実際	124
第2節	教育会による支援組織の財政	
	～福岡県盲啞教育慈善会を事例として	
1	福岡県教育会による盲啞教育慈善会の設立	126
2	上部組織の財政構造	130
3	下部組織の財政構造	135
4	大正期の財政状況	138

第3節	盲学校及聾啞学校令による公的支援の実態	
1	長崎県の場合	
	(1) 教育思想	140
	(2) 方法	143
	(3) 財政・運営	144
	(4) 建築計画	146
2	福岡県の場合	
	(1) 教育思想	149
	(2) 方法	150
	(3) 運営	151
終章		
第1節	考察	152
第2節	結論	160
第3節	今後の課題	163
卷末資料		164
1	地域別盲啞学校変遷図	
2	私立長崎鍼灸学校	
3	長崎慈善会規則	
4	長崎盲啞学校管理規定	
5	柳河慈善団規約案	
6	福岡県盲啞教育慈善会仮規則	
7	社団法人福岡県盲啞教育慈善会定款	
史・資料一覧		183
1	長崎鍼灸学校 関連文献・資料一覧	
2	長崎盲啞院（長崎盲啞学校）・長崎慈善会 関連文献・資料一覧	
3	柳河訓盲院・柳河慈善団 関連文献・資料一覧	
4	福岡県盲啞教育慈善会 関連文献・資料一覧	

文献

1	引用文献	188
2	参考文献	192

年譜	盲啞教育關係年譜（明治・大正期）	197
----	------------------	-----

表・図・資料目次

(表0-1-1) 盲啞学校数の推移	3
(図0-1-1) 盲啞学校数の推移	4
(表1-1-1) 明治期の小学校児童数	16
(図1-1-1) 明治期における学齢児童就学率の推移	17
(表1-1-2) 明治期の長崎における鍼灸業者数	23
(図1-1-2) 明治期の長崎における鍼灸業者数	24
(表1-2-1) 私立長崎鍼灸学校 学科課程表	31
(表1-2-2) 長崎鍼灸学校で使用された教科書	32
(図1-2-1) 長崎鍼灸学校 伊勢町校舎 平面図	35
(図1-2-2) 長崎鍼灸学校 本紙屋町校舎 平面図	36
(図1-2-3) 長崎鍼灸学校 西浜町校舎 平面図	37
(表1-3-1) 東京盲啞学校 盲生「技芸科」教育課程表	46
(表1-3-2) 東京盲啞学校 教員練習科 学科課程表	47
(表1-3-3) 野村宗四郎に関わる年譜	51
(表1-3-4) 京都府立盲啞院盲生専修科課程表(鍼按術)	52
(表2-1-1) 第2期設立の盲啞学校とその慈善会組織	62
(表2-1-2) 変革・減少期設立の盲啞学校とその慈善会組織	65
(表2-2-1) 私立長崎盲啞院設立過程一覧	67
(表2-2-2) 全国盲啞学校一覧 1898(明治31)年	70
(表2-2-3) 明治期における長崎盲啞学校生徒数の増減	76
(図2-2-1) 明治期における長崎盲啞学校生徒数の変遷	77
(表2-2-4の①) 長崎盲啞学校卒業生(県内・県外出身別)	78
(表2-2-4の②) 長崎盲啞学校在校生(県内・県外出身別)	78
(図2-2-2) 長崎盲啞院 平面図	81
(図2-2-3の①) 長崎盲啞学校 桜馬場校舎配置図	82
(図2-2-3の②) 長崎盲啞学校 桜馬場校舎平面図	83
(表2-2-5) 長崎盲啞院設立時収支予算	85
(表2-2-6) 長崎慈善会・長崎婦人慈善会による興行収入	86
(表2-2-7) 明治三十三年度 長崎盲啞院経費予算	88
(表2-2-8) 長崎盲啞院・長崎盲啞学校の財政(経営費・補助金)一覧	89
(表2-2-9) 長崎盲啞学校の収入における慈善演芸会収入と補助金の割合	90
(図2-2-4) 長崎盲啞学校の収入における慈善演芸会収入と補助金の割合	90
(表2-2-10) 明治四十一年 私立柳河訓盲院経費	92
(表2-2-11) 柳河訓盲院生徒数	94

(図2-2-5) 柳河訓盲院生徒数の変遷	95
(表2-2-12) 大正元年度 私立柳河訓盲院決算書	102
(図2-2-13) 大正2年度 私立柳河訓盲院決算書	102
(表2-2-14) 県・郡・町からの補助金	103
(表2-3-1) 柳河訓盲院出身別生徒数 大正元年度	106
(表2-3-2) 柳河訓盲院出身別生徒数 大正8年度	106
(表2-3-3の①) 大和村大和座決算	110
(表2-3-3の②) 沖端村中島座決算	110
(図2-3-1) 慈善演芸会に関する感謝状	110
(表2-3-4) 大牟田(聚楽座)における慈善演芸会	112
(表2-3-5) 大牟田(新富座)における慈善演芸会	113
(表2-3-6) 義財箱の収入	116
(表2-3-7) 内務省より奨励金・助成金を受けた団体数・盲啞学校数	118
(資料3-1-1) 財団法人福岡県柳河訓盲院財産目録	122
(資料3-1-2) 財団法人福岡県柳河訓盲院 評議員・顧問一覧	123
(表3-1-1) 大正十年度 財団法人福岡県柳河訓盲院歳入・歳出決算書	125
(表3-1-2) 大正十一年度 財団法人福岡県柳河訓盲院歳入・歳出決算書	125
(表3-2-1) 福岡県盲啞教育慈善会による醸金の算定と醸金割当額	131
(表3-2-2) 福岡県内郡市教育会・中等教育学校・師範学校からの拠出金額一覧	
(その1)	132
(その2)	133
(表3-2-3の①) 福岡県盲啞教育慈善会の歳入と歳出	134
(表3-2-3の②) 福岡盲啞学校の歳入予算における資金繰入とその割合	134
(表3-2-4) 山門郡における醸金算出方法と各町村における標準額	136
(図3-2-1) 福岡県盲啞教育慈善会 集金システム 財政構造図	137
(図3-2-2の①) 福岡盲啞学校における収入別割合	139
(図3-2-2の②) 福岡盲啞学校における収入別割合	139
(表3-3-1) 「盲学校及聾啞学校令」公布後の動向	142
(表3-3-2) 大正十三年度 長崎盲学校歳入歳出予算	145
(表3-3-3) 大正十三年度 長崎聾啞学校歳入歳出予算	145
(図3-3-1の①) 長崎盲学校及び長崎聾啞学校 上野町校舎配置図	147
(図3-3-1の②) 長崎盲学校及び長崎聾啞学校 上野町校舎平面図	148

序章

第1節 研究の目的と課題

明治政府による日本の近代化は、盲人たちを苦境に落とした。江戸時代の盲人たちは鍼灸按摩、平曲（平家琵琶）、三曲（箏、三味線、胡弓）の当道座を結成して、それらの職業を独占し幕府も容認していた。当道座には官位があり、厳格な身分秩序を形成していたが、盲人の生活と職業を保護していた。しかし、明治政府は1871（明治4）年11月3日の「盲官廃止」（太政官布告第586号）によって、それらを全て廃止した。続く1874（明治7）年8月18日の「医制」公布において、鍼灸師は西洋医学の医師の監督下に置かれることになり、特に鍼灸按摩に携わる盲人は生活の困窮とともに、その技術の伝承が難しくなったのである。

日本における盲人、聾啞者のための盲啞学校は京都盲啞院（1878年）と東京の楽善会訓盲院（1880年）が設立されたことによって始まる。京都盲啞院は京都の寺社仏閣・町衆によって支えられ、東京の訓盲院は楽善会という開明派士族と啓蒙思想家、慈善家で構成された慈善会組織によって運営された。その後、松方デフレによる経済不況により、京都盲啞院は多額の負債を負い、院長の古河太四郎（1845～1907）が更迭となり、盲啞院は規模を縮小して存続した。東京の訓盲院（1884年より訓盲啞院）も経営困難に陥り、1885（明治18）年に文部省に移管、その後、東京盲啞学校と改称（1887年）され存続した。以後、1923（大正12）年の「盲学校及聾啞学校令」（以下、勅令と略す）による府県立校の設立までは盲啞学校の空白期と捉えられていた。

しかし、1978年の特殊教育百年を契機に、各盲学校・聾学校で年史が編纂¹¹され、明治30年代以降、盲啞学校が急増し、明治末年にはその数が60校を超えていたということが明らかになった。つまり、京都、東京の盲啞学校設立から勅令公布までの間、途切れなく盲啞学校が設立されていたのである。

一方、学校教育においては、1872（明治5）年8月2日の「学制」公布により、教育の機会均等と国民皆学が目指された。当初は受益者負担で授業料を払わねばならず、各地で反対する一揆などが起こり、明治政府は就学への理解と就学率を向上させるため、

¹¹ 日本における特別支援学校・施設の代表的な年史を集成したものとして、津曲裕次監修『障害児教育・福祉年史集成』日本図書センター、第Ⅰ期全7巻・2004年、第Ⅱ期全7巻2005年とその続編である、津曲裕次監修『特別支援教育・福祉年史集成』日本図書センター、第Ⅰ期全5巻・2014年、第Ⅱ期全5巻・2015年がある。

教育令、小学校令を次々と発した。結果、1902（明治 35）年には小学校の就学率が 90% を超えた¹²。しかし、盲啞学校には公的支援がなかった。

1890（明治 23）年 10 月 7 日に公布された第二次小学校令で、盲啞学校は「小学校ニ類スル各種学校」と位置付けられるも、同時に猶予・免除規定により障害者は公教育から除外されることとなった。さらに、内務省官制（勅令第 259 号）が 1898（明治 31）年 10 月 22 日に公布されると、「盲啞院」は「慈恵ノ用ニ供スル造営物」として内務省地方局の管轄とされた。

それでも盲人らは盲啞学校を設立し、先駆校である京都盲啞院や楽善会訓盲院（のち東京盲啞学校）で学んだ。そして、明治 30 年代以降の盲啞学校の急増は、前述した普通教育である小学校が普及し、就学率が上昇したため、その余波で盲啞学校も普及したというのがこれまでの定説であった。

表 0-1-1（3 頁）・図 0-1-1（4 頁）は盲啞学校数の推移を示す。そして、その半数以上には、「慈善会」に代表される組織が存在した。東京の楽善会が盲啞学校の慈善会組織の始まりであるが、それは政府の開明政策を代替する開明派知識人による事業であり、上からの発想という性格が強かったと加藤康昭（1967）¹³ は分析している。以来、盲啞学校に関わる「慈善会」は、楽善会のような開明学者や慈善家によって組織され、資金援助を行ってきたと捉えられている。しかし、「慈善会」はそれ以上の役割を果たしたのではないかということ、盲啞学校形成の歴史的過程を通して明らかにすることが本研究の研究課題の一つである。

京都盲啞院が経営危機のとき、規模を縮小して京都市立盲啞院（1889 年）となったが、その後、盲啞院の財政を支えるために京都盲啞院慈善会が 1893（明治 26）年 11 月に組織された。そして、大規模な募金活動を行うが、京都市中の庶民による小額の寄付が大部分だったという。『京都府盲聾教育百年史』には、京都盲啞院慈善会の募金運動は、慈善という制約をもちながらも市民運動の域にまで高めた¹⁴ とあり、慈善会組織の役割を解明することへの示唆を与えている。

¹² 文部省『目で見る教育 100 年の歩み』東京美術、1972 年、50 頁・52 頁

¹³ 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』東峰書房、1967 年、237 頁

¹⁴ 盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会編集部会『京都府盲聾教育百年史』盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会、1978 年、83～86 頁

(表0-1-1) 盲唖学校数の推移

	盲唖学校数	支援組織のある 盲唖学校	支援組織のない 盲唖学校		盲唖学校数	支援組織のある 盲唖学校	支援組織のない 盲唖学校
1873(明治6)年				1903(明治36)年	23	16	7
1874(明治7)年				1904(明治37)年	23	16	7
1875(明治8)年				1905(明治38)年	30	17	13
1876(明治9)年	1		1	1906(明治39)年	37	18	19
1877(明治10)年	1		1	1907(明治40)年	42	21	21
1878(明治11)年	1		1	1908(明治41)年	50	23	27
1879(明治12)年	2		2	1909(明治42)年	51	25	26
1880(明治13)年	4	1	3	1910(明治43)年	57	31	26
1881(明治14)年	3	1	2	1911(明治44)年	63	33	30
1882(明治15)年	3	1	2	1912(明治45)年	69	37	32
1883(明治16)年	4	1	3	1913(大正2)年	69	36	33
1884(明治17)年	3	1	2	1914(大正3)年	72	36	36
1885(明治18)年	4	1	3	1915(大正4)年	74	38	36
1886(明治19)年	4	0	4	1916(大正5)年	76	38	38
1887(明治20)年	4	0	4	1917(大正6)年	76	39	37
1888(明治21)年	4	0	4	1918(大正7)年	75	38	37
1889(明治22)年	5	0	5	1919(大正8)年	78	39	39
1890(明治23)年	6	1	5	1920(大正9)年	77	41	36
1891(明治24)年	10	1	9	1921(大正10)年	84	43	41
1892(明治25)年	10	1	9	1922(大正11)年	86	43	43
1893(明治26)年	10	1	9	1923(大正12)年	87	41	46
1894(明治27)年	12	2	10	1924(大正13)年	85	41	44
1895(明治28)年	11	3	8	1925(大正14)年	84	32	52
1896(明治29)年	11	3	8	1926(大正15)年	84	32	52
1897(明治30)年	11	3	8	1927(昭和2)年	83	32	51
1898(明治31)年	14	10	4	1928(昭和3)年	83	32	51
1899(明治32)年	14	10	4	1929(昭和4)年	82	31	51
1900(明治33)年	18	13	5	1930(昭和5)年	83	27	56
1901(明治34)年	19	13	6	1931(昭和6)年	82	27	55
1902(明治35)年	19	15	4	1932(昭和7)年	82	27	55

巻末資料1「地域別盲唖学校変遷図」をもとに筆者作成

(図 0-1-1) 盲啞学校数の推移

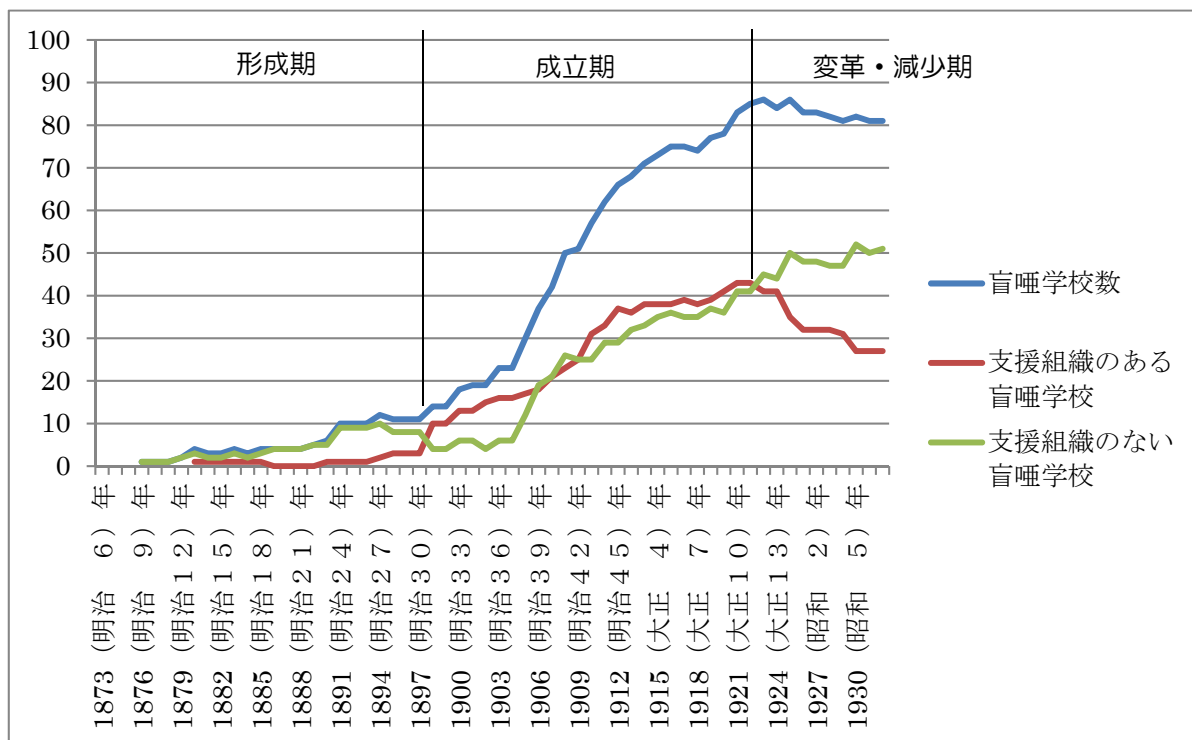


表 0-1-1 より、盲啞学校数、盲啞学校支援組織のある学校数、盲啞学校支援組織のない学校数を筆者がグラフ化したもの

また、日本の近代学校成立期の特徴は、先に上げたように、小学校の義務教育が国家による上からの就学奨励によって進められたことである。1900（明治 33）年 8 月 20 日に公布された第三次小学校令で義務教育が無償になるまでは、応益負担の原則の下、国家によって強制的に小学校が設置され就学を求めたことに対し、子どもを学校へ行かせないことからの低就学率や学校一揆など民衆の抵抗があったとされる。¹⁵ これに対し、盲啞学校は、盲人ら当事者が鍼灸按摩の技術伝承、後継者の養成、生活の自立のために、自らの手で設立しようとした。そして、京都での慈善会組織の募金活動に市民が応えたように、盲人ら当事者を取り囲む諸要素によって盲啞学校が設立されていった。つまり、盲啞学校は小学校と違う形成過程をたどったのではないかということ进行明らかになりたい。このことは、日本の近代学校成立期における「上（国家）からの学校成立史観」を見きわめるための検討課題でもある。

¹⁵ 倉沢剛『小学校の歴史 I - 学制期小学校政策の発足過程 -』ジャパン・ライブラリー・ビューロー、1963 年、1002～1019 頁

第2節 先行研究

盲啞学校の慈善会組織についての先行研究は、ほとんど無いのが現状である。唯一、佐々木順二（2003）の博士論文「聾啞学校の生活困難問題への対処としての授産施設の設定とその性格の変容—大正期から昭和戦前期—」¹⁶がある。同論文は、盲啞学校における聾啞卒業生の生活困難に対処するため、福岡県盲啞教育慈善会と和歌山盲啞学校後援会によって、盲啞学校聾啞部に授産施設が設置される経緯とその変容について明らかにしている。双方の組織が立ち上げた授産施設は、聾啞卒業生の就労機会と補充的職業教育を提供し、聾啞者の社会関係を構築する場ともなっていて、聾啞者の保護機能を有していた。また、学校の在校生に対しては、職業実習の機会を提供するという教育機能を備えていた。福岡で開設された株式会社聾啞工芸品製作所は、その後、保護機能に特化した施設へとようになっていく。和歌山で立ち上げられた聾啞興業会の保護機能と教育機能は、後に日本聾啞協会和歌山部会と盲啞学校中等部の職業教育に受け継がれていった。盲啞学校の慈善会組織が聾啞者の生活と職業自立という問題を受け止め、盲啞学校における授産施設の成立過程を初めて明らかにした本研究は注目される。しかし、大正期から昭和戦前期が中心であり、明治・大正期の慈善会組織の財政をはじめとする諸特徴にはふれられていない。

研究方法の先行研究としては、津曲裕次（1981）の『精神薄弱者施設史論』¹⁷がある。19世紀中葉のアメリカ合衆国に成立する知能障害児学校が、19世紀後半には大規模な収容施設に転化する過程を解明した研究である。本研究では、①実地調査によって、関係者の証言聴取や史料の収集が行われ、②共同討論を経て、③研究発表という3つの手続きがとられている。そして、そのような手続きのもとに収集された文献、史料、証言等は、①思想、②対象、③方法、④従事者、⑤建築計画、⑥経営、⑦地域・社会、⑧日課の8視点のもとで、分析、考察するという研究方法が確立された。この津曲の「施設史研究法」は、滝乃川学園をはじめとする日本の施設史・学校史研究で広く援用されている。

明治・大正期の盲啞学校に関しては、加藤康昭、中村満紀男・岡典子らの資料論文がある。加藤は、京都と東京に代表される明治10～20年代の盲啞学校については文明開

¹⁶ 佐々木順二「聾啞学校の生活困難問題への対処としての授産施設の設定とその性格の変容—大正期から昭和戦前期—」（2003年度筑波大学博士論文）

¹⁷ 津曲裕次『精神薄弱者施設史論』誠信書房、1981年 これは公刊された津曲裕次の博士論文である。

化の所産¹⁸として位置付け、明治中・後期に設立された盲啞学校については盲人・聾啞者の生活と関連させて学校の実態・性格を把握¹⁹しているが、盲啞学校の形成・維持に関わった慈善会組織などについての言及はない。

また、中村・岡²⁰は、盲学校及聾啞学校令公布までに設立された盲啞学校を中心に、学校と教育の目的、対象者、教育内容、設立の支持基盤などに基づいて類型化し、検討すべき課題（例えば、教育を受けた盲人の役割、師範学校附属小学校と県教育会による盲啞学校など）を提示している。それらは深く論じられていないが、多くの示唆を与えている。

養老院の慈善会研究として、井村圭壯（2015）²¹の資料論文がある。井村は、養老院の設立・経営にあたって、佐世保の「仏教婦人救護会」、別府の「養老婦人会」、福岡の「福岡仏心会」などを、養老院の「支援組織」として一般化した上で、その役割として単なる慈善的意識だけでなく、養老事業への市民の理解、賛同により施設の地域化、社会化を目指していたと指摘している。盲啞学校の慈善会組織と時期を同じくする養老院史に関する井村論文は参考になるが、養老院の支援組織としての具体的活動は明らかではなく、地域化の過程も不透明である。

18 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』東峰書房、1967年、381頁

19 加藤康昭「日本の障害児教育成立史に関する研究―成立期の盲・聾啞者問題をめぐる教育と政策―」『茨城大学教育学部紀要（教育科学）』43号、1994年、140頁

20 中村満紀男・岡典子「日本の初期盲啞学校の類型化に関する基礎的検討―明治初期から1923（大正12）年盲学校及聾啞学校令まで―」『東日本国際大学福祉環境学部研究紀要』第7巻第1号、2011年

21 井村圭壯『日本の社会事業施設史―「救護法」「社会事業法」期の個別施設史―』学文社、2015年

第3節 研究方法

本研究では、津曲裕次²²の施設史研究法（時系列・数量的分析法）に基づき、津曲が示した①施設教育思想、②利用者、③従事者、④運営・経営、⑤建築計画、⑥方法・援助技術、⑦地域・社会、⑧日課の8分析視点（特に④運営・経営を中心に）を援用して分析し、考察を行う。そして、研究の手続きとして、①資料調査、②実地測量・資料復元、③証言聴取と記録化、④研究討議・発表の4つの手順を踏むこととする。

1 研究の視点

①教育思想は、学校が、どのような教育思想のもとに形成され、展開するかを明らかにするねらいがある。ここでは、学校の設置に関わった個人や慈善会組織の教育思想を明らかにする。

②利用者（対象）は、ここでは学校の生徒とする。どのような生徒が学校に通ったのかを明らかにする。

③従事者は、学校の教員であるが、多くの場合、教員自身が学校設置に関わっていることから、①教育思想に含めて分析することがある。

④運営・経営は、学校の運営と経営、財政状況の分析を行う。歳入・歳出から寄付金や補助金の状況も把握し、学校経営の実際を解明する。

⑤建築計画は、当時の盲啞学校等がどのような空間利用をされていたか、その実態と変遷を明らかにする。

⑥方法・援助技術は、ここでは学校における教育方法とし、教育方法を明らかにすることで、その学校の実態をつかむことができる。

⑦地域・社会は、地域と学校の関係で、学校、あるいは学校設置者・経営者が地域にどのような関わり、働きかけをしたか、また、地域・社会がそれにどう応じたかを明らかにする。

⑧日課は、生徒の学校での日課、また、地域・社会での活動などを明らかにする。

²² 津曲裕次が提起した「施設史研究法」を詳説した最近の論文は、以下のものがある。

・津曲裕次「福祉文化領域における『施設史研究法』の形成と課題」『純心人文研究』第18号、2012年、33～44頁

2 研究の手続き

①資料調査は、現地施設を直接訪問して、保存されている文書、図書、日誌等の整理、目録化を行うなかで、史・資料を収集することである。本研究では、長崎市（長崎歴史文化博物館）、福岡市（社会福祉法人・福岡ろうあ福祉会）、福岡県柳川市（柳川・みやま教育会館、柳川古文書館）、京都市（京都府立盲学校）で実地調査を行い、史・資料を収集した。

②実地測量・資料復元は、建物の実測、図面、文書、写真等からの環境の復元、推移の検討、及び使用方法の推移の検討を行うものである。本研究では、前述した8分析視点の「建築計画」において、建築専門家との討議も行った。その結果、峯啓太（佐賀県建設技術支援機構・建築設計士）によって、当時の資料から、長崎鍼灸学校と長崎盲啞院の図面を復元することができた。

③証言聴取と記録化は、利用者、従事者、関係者を対象とする証言の聴取である。本研究においては、時代的制約から証言聴取が困難なところがあるが、現地の学芸員や盲学校教諭からの聞き取り、また、地元紙（鎮西日報、柳河新報）や長崎県議会記録、盲学校・聾学校の年史などから補うようにした。

④研究討議・発表において、研究討議は学内外の津曲ゼミでの共同討論を原則とし、他大学の研究者の指導・助言も受けている。

研究発表では、日本特殊教育学会、日本発達障害学会、日本福祉教育・ボランティア学習学会、九州教育学会、日本盲教育史研究会での研究発表がある。日本特殊教育学会第53回大会（2015年）では「明治・大正期における慈善会と盲啞学校の成立に関する歴史的研究－柳河訓盲院と柳河慈善団について－」、第54回大会（2016年）では「明治・大正期盲啞学校の支援組織に関する歴史的研究－時期区分を中心に－」を発表した。日本発達障害学会第50回研究大会（2015年）では「明治期の長崎における教育保障に関する歴史的研究－私立長崎鍼灸学校の設立について－」、第51回研究大会（2016）では「明治期盲啞学校支援組織による学校経営－福岡盲啞学校の財政構造を中心に－」を発表した。日本福祉教育・ボランティア学習学会第20回大会（2014年）では「近代における震災と慈善活動－濃尾地震と九州・長崎の対応を中心に－」を発表し、九州教育学会第68回大会（2016）では「明治・大正期における盲啞学校経営に関する歴史的研究－福岡盲啞学校を中心に－」を発表した。日本盲教育史研究会第4回ミニ研修会

(2016年)では「明治期盲啞学校と支援組織－九州地方を中心に－」を発表²³した。これらの学会、研究会では、それぞれのテーマで発表、討議を行っている。

²³ 発表内容の要旨は、日本盲人福祉研究会の月刊誌「視覚障害－その研究と情報－」第338号(2016年7月)の星野敏康「教育と福祉に貢献できる研究を 盲史研が北九州でミニ研修会」17～26頁に掲載されている。

第4節 時期区分

本研究では、「学制」公布後に設立された日本最初の盲学校である東京麹町の盲人学校（1876年）から「盲学校及聾啞学校令」公布（1923年）による盲啞学校の動向を検討するための目安として、同法令附則に設けられた施行後7年の設置義務年限である1931（昭和6）年までを対象の期間とした。

その間の盲啞学校の設置と盲啞学校に慈善会組織が発足した年数などを地方ごとにまとめたものが巻末資料1（161頁）の「地域別盲啞学校変遷図」で、それを数値化したものが表0-1-1（3頁）で、グラフ化したものが図0-1-1（4頁）である。このデータから以下のように時期区分を行った。

第1期 盲啞学校支援組織の形成期：1876（明治9）年～1897（明治30）年

第2期 盲啞学校支援組織の成立期：1898（明治31）年～1921（大正10）年

第3期 盲啞学校支援組織の変革・減少期：1922（大正11）年～1931（昭和6）年

第1期は、東京の訓盲院（後に訓盲啞院）、京都盲啞院の慈善会組織が設立され、学校運営の支援が手掛けられた時期（1880年～1897年）であり、やがて地方で成立・展開する盲啞学校・慈善会組織の醸成される期間である。すなわち、盲啞学校支援組織の形成期である。

第2期は、全国に盲啞学校の慈善会組織が設立され、増加していく時期（1898年～1921年）である。中には法人化する組織も現れ、経営基盤を強固にするために組織自体が変革していく。盲啞学校支援組織の成立期である。

第3期は、「盲学校及聾啞学校令」が成立し、公的支援が始まる時期である。また、それにより盲啞学校の慈善会組織数が1921（大正10）年をピークに減少していく時期（1922年～1931年）でもある。すなわち、盲啞学校支援組織の変革・減少期である。

第5節 概念規定等、史・資料

1 概念規定等

用語については、本研究では、盲啞学校や盲人、聾啞者など、当時使用されていた歴史的表現を用いるものとする。

「盲啞学校」は、1890（明治23）年10月7日に公布された「第二次小学校令」によって法制度上の名称となった。続く1900（明治33）年8月20日に公布された「第三次小学校令」では「瘋癲白痴又ハ不具癱疾」は免除に、「病弱又ハ發育不完全」は猶予になることがあり、障害児は公教育から除外されるようになった。しかし、現実には盲啞学校は、明治30年代後半からは急増する。そして、盲人、聾啞者、盲啞学校関係者による盲啞教育令制定運動の後、1923（大正12）年8月28日に公布された「盲学校及聾啞学校令」によって、学校として認められ公教育に組み込まれることになる。明治期に設立され、1923年勅令公布までの盲啞学校を明治期盲啞学校あるいは初期盲啞学校と言うこともある。

また、本研究では、盲人だけを対象として設立された盲学校、少数例である聾啞学校を含めた総称として「盲啞学校」を使用している。なお、旧字体は新字体に変えて表記している。

次に、慈善会組織についてである。1923（大正12）年8月28日公布の「盲学校及聾啞学校令」によって盲啞学校は公立化するが、それまで、ほとんどの盲啞学校は私立であり、盲啞学校を経済的に支援する組織が存在した。後述するように、その名称は、慈善会、維持会、後援会など様々であるが、名称の多くに使用されている「慈善会」を代表させて、「慈善会組織」と総称する。そして、「支援組織」は筆者による歴史的評価として使用している。

最後に、本研究は長崎純心大学「倫理心得」の規定に則り研究を行っている。

2 史・資料

(1) 行政統計資料

本研究で使用した行政統計資料として、①『長崎県統計書』と②『福岡県統計書』がある。①は長崎県が発行した行政統計資料で、明治期に発行されたのは、明治19年～明治27年、明治33年～明治36年、明治41～44年のものがあり、長崎市における鍼灸業者数や長崎盲啞院（長崎盲啞学校）の生徒数の変遷を把握することができた。②は福岡県が発行した行政統計資料で、大正八年度を除いて揃っており、第2編「教育」を中心に利用し、柳河訓盲院、福岡盲啞学校の生徒数を把握することができた。

(2) 長崎鍼灸学校に関する資料

長崎鍼灸学校の一次資料として、長崎県の行政文書である『第三課事務簿 学制ノ部』に7編、『第三課事務簿 学校職員進退ノ部』に1編の資料があり、いずれも長崎歴史文化博物館に所蔵されている。学校設立、移転等に関する文書である。

(3) 長崎盲啞院（長崎盲啞学校）に関する資料群

長崎盲啞院の一次資料として、長崎県の行政文書である『第三課事務簿 学制ノ部 明治三十一年』に「長崎盲啞院設置願」や「長崎盲啞院規則」、設置者である長崎慈善会や野村宗四郎ら教員の履歴書があり、『私立学校設置ニ関スル件（明治四十一年）』には「私立長崎盲啞学校規則」や「長崎盲啞学校管理規定」などの各種文書、教員の履歴書などが含まれている。これらは長崎歴史文化博物館に所蔵されている。また、京都府立盲学校資料室の「京盲文書」には、同校卒業生で助手を務めた野村や長崎盲啞学校から長期派遣された中尾榮らの記録などが残されている。ここでは長崎盲啞院（長崎盲啞学校）に関する資料群として16編の資料を収めた。

(4) 柳河訓盲院に関する資料群

柳河訓盲院、柳河慈善団に関する一次資料は、25編の資料があり、柳川市の柳川・みやま教育会館に所蔵されている。全てではないが、訓盲院の設立、慈善演芸会、学校経営に関する文書・記録などがあり、多くの資料がこれまで未使用のものであった。

(5) 福岡県盲啞教育慈善会に関する資料群

福岡県盲啞教育慈善会に関する資料は、社会福祉法人・福岡ろうあ福祉会（福岡市）

が未整理の資料を含め多数の資料を所蔵しているが、年度毎に発行する報告書など、25編の資料を収集した。その報告書は明治四十二年、明治四十五年～大正十三年まで揃っており、福岡盲啞学校の経営状態を分析できるものである。また、柳川・みやま教育会館に山門郡教育会の福岡県盲啞教育慈善会に関する資料が3編残されており、これにより、福岡県盲啞教育慈善会の下部組織が分析可能となった。

第1章 盲啞学校支援組織の形成

第1節 明治期における教育の近代化と盲官廃止

1 教育の近代化

(1) 学制公布期の特徴

日本の近代的学校教育制度は、1872（明治5）年8月2日に発せられた「学制」によって定められた。明治政府は、身分・性別に関係なく国民皆学を目指した。表1-1-1（16頁）は明治期における小学校児童数を、図1-1-1（17頁）は学齢児童就学率の推移を示している。これらを見ると、その道のりは平坦でなく、就学率が90%を越えるまでに30年を要したことが分かる。

明治維新後、政府は文明開化・富国強兵を推し進めるために次々と法令を発したが、地租の重税や徴兵制に対する不満があった。そこに「学制」が公布されたが、就学するには受益者負担により授業料を収めなければならなかった。小学校教員の給料などの諸経費は授業料をもって支払われていたのである。これにより国民の負担はさらに増すことになった。そして、遂には小学校に対する不満と抵抗が現れることとなる。

倉沢剛（1963）²⁴は、それらを民衆の「消極的な不服従行動」と「積極的な騒擾」とに分けて詳述している。「消極的な不服従行動」は、学校維持の資金集めに応じない、つまり就学させない行動に出ることだった。このことが就学率の上昇しない要因であった。一方の「積極的な騒擾」は、1873（明治6）年に北条県（現・岡山県）、鳥取県、福岡県、名東県（現・徳島県、香川県）で、1876（明治9）年に茨城県、三重県、岐阜県、愛知県で起こった一揆による小学校の焼払いなど、小学校廃止の要求として激化した事件である。

「学制」は、明治政府による開明政策の重要な一環であったが、国民にとっては重い負担であり実情に合わず、次の教育令の施行により廃止された。また、「学制」では、盲人や聾啞者を始めとする障害者の就学については考えられていなかった。学制の第29章には「廢人学校アルヘシ」と記されているが、意味は明らかにされていない。

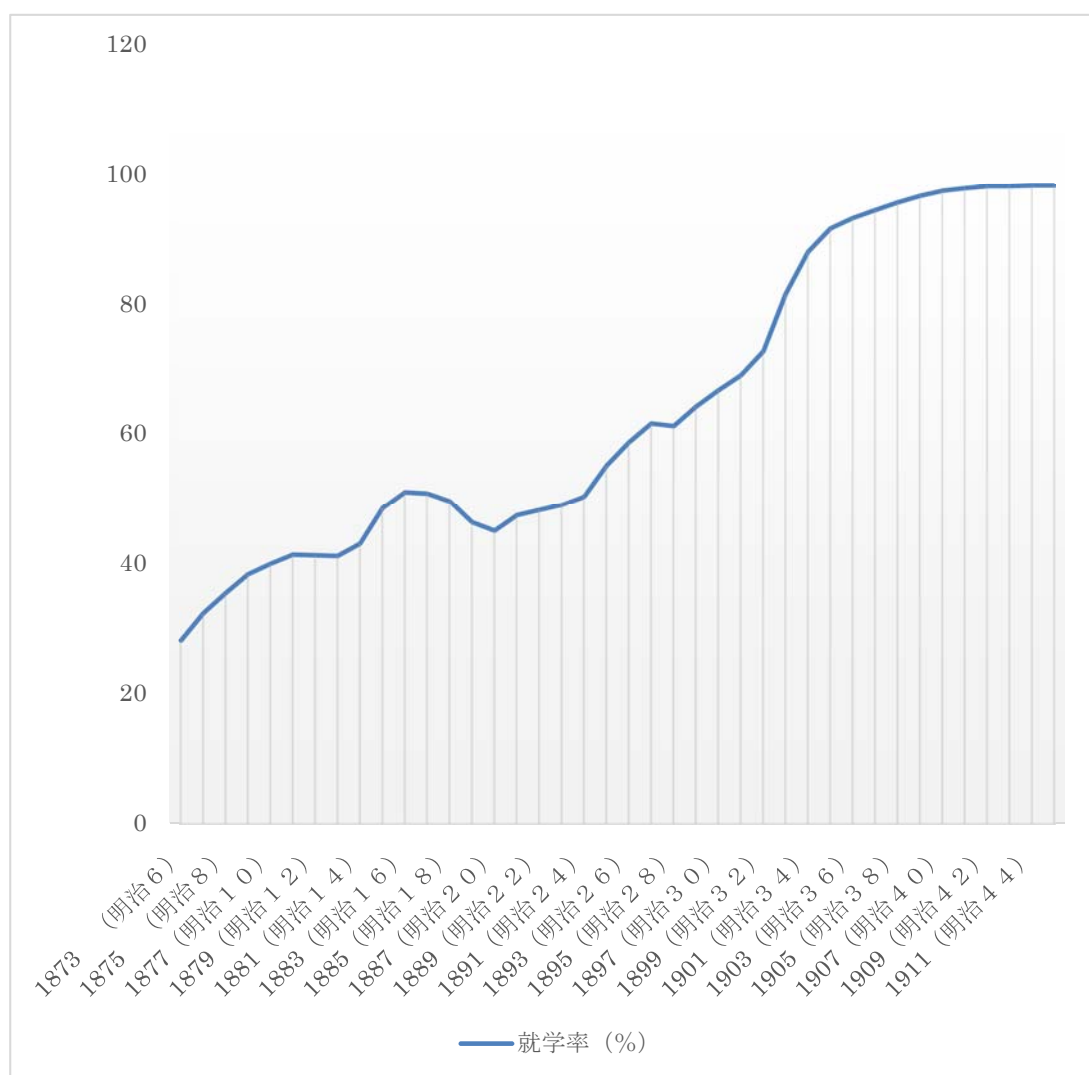
²⁴ 倉沢剛『小学校の歴史Ⅰ－学制期小学校政策の発足過程－』ジャパン・ライブラリー・ビューロー、1963年、1002～1019頁

(表 1 - 1 - 1) 明治期の小学校児童数

年代	児童数	年代	児童数
1873(明治6)	1.145.802	1893(明治26)	3.337.560
1874(明治7)	1.714.768	1894(明治27)	3.501.071
1875(明治8)	1.926.126	1895(明治28)	3.670.345
1876(明治9)	2.067.801	1896(明治29)	3.877.981
1877(明治10)	2.162.962	1897(明治30)	3.994.826
1878(明治11)	2.273.224	1898(明治31)	4.062.418
1879(明治12)	2.315.070	1899(明治32)	4.302.623
1880(明治13)	2.348.859	1900(明治33)	4.683.598
1881(明治14)	2.607.177	1901(明治34)	4.980.604
1882(明治15)	3.004.137	1902(明治35)	5.135.487
1883(明治16)	3.237.507	1903(明治36)	5.084.099
1884(明治17)	3.233.226	1904(明治37)	5.154.113
1885(明治18)	3.097.235	1905(明治38)	5.348.213
1886(明治19)	2.802.639	1906(明治39)	5.514.735
1887(明治20)	2.713.391	1907(明治40)	5.713.698
1888(明治21)	2.927.868	1908(明治41)	5.996.139
1889(明治22)	3.031.928	1909(明治42)	6.473.592
1890(明治23)	3.096.400	1910(明治43)	6.861.718
1891(明治24)	3.153.813	1911(明治44)	7.023.661
1892(明治25)	3.165.410	1912(明治45)	7.037.430

文部省『学制百年史 資料編』492～493 頁
より筆者作成

(図1-1-1) 明治期における学齢児童就学率の推移



文部省『学制百年史 資料編』497 頁
をもとに筆者作成

(2) 教育令公布期の特徴

明治政府は就学率の向上を目指したが、地方の事情を考慮せず画一的に教育制度を進めていくことは困難であった。そこで政府は学制に代わって、1879（明治12）年9月29日に「教育令」を公布し、教育の権限を大幅に地方にゆだねた。これは「自由教育令」と呼ばれたが、地方によっては経費節減のために学校を廃校にしたり、児童の就学率が逆に低下したりした。そこで政府は1年後に教育令を改正することになる。

教育令の一転した改正に、地方は困惑した。その例として、長崎県のある郡長から県知事に提出された意見具申書²⁵がある。それによると、学齢に達し就学したものの学費欠乏の訴えが相次ぎ、教育令の改正は自由教育といいながら干渉主義の精神であると訴えた。方針が一転した法令を人々に理解してもらうには、法令を丁寧に説明する必要があり、さらに、就学督責の規則は知事が起草して文部卿の認可を受け（第15条但書）、地域の実情に合わせて県で規則を編成施行（第23条）してほしいとの意見を具申したのであった。この地方（北高来郡）は、長崎と佐賀の県境にある地方だが、就学率が極めて低く²⁶、授業料の負担が重くのしかかっていた。

長崎県では後に、小学校を設置する資力が乏しい学区では巡回授業を行う²⁷など、教育関係の諸規則が整えられ、小学校の就学率も徐々に上昇していった。

²⁵ 『(長崎県) 学務課教育掛事務簿 教育之部 明治十四年自一月至六月』所収「北高来郡教育令改正見込書進達ノ件」

²⁶ 明治19年の『長崎県統計書』によると、長崎市の就学率は48.71%、北高来郡は23.74%、
県平均は30.32%であった。

²⁷ 長崎県教育会『長崎県教育史』上巻，1942年，831～832頁に「巡回授業施行心得」

(明治十六年二月二十八日 長崎県通達) が掲載されている。

(3) 小学校令公布期の特徴

1883（明治16）年を一時頂点として就学率が低下しているが、これは松方デフレにより深刻な不況が全国に及び、農村は窮乏化し、地方財政も極度に困窮したためであった。

政府は1886（明治19）年4月10日に「第一次小学校令」を公布したが、ここで就学義務が初めて法文化された。6歳から14歳までの8年間を「学齢」とし、父母後見人等は学齢児童に普通教育を受けさせるように「義務」付けた（第3条）。また、父母後見人等は児童の「授業料」を支払うこと（第6条）も列記していた。そして、疾病家計困窮その他止むを得ない事故により児童を就学させることができないと認定する者には府知事県令が期限を定めて就学猶予を許可する（第5条）という就学猶予が初めて規定された。

1890（明治23）年5月17日に公布された府県制・郡制により、地方自治制度が確立²⁸されたことから、政府は1890（明治23）年10月7日に「第二次小学校令」を公布した。それまでの就学猶予に加え、就学免除も規定（第21条）され、障害児は学校教育から除外されることになった。一方で、市町村立及び私立の「盲啞学校」を「小学校ニ類スル各種学校」として設置を認め（第40・41条）、初めて「盲啞学校」が法令に登場した。

1898（明治31）年10月22日には、内務省官制（勅令第259号）によって、「盲啞院」は「慈恵ノ用ニ供スル造営物」として内務省地方局の管轄とされた。²⁹

1900（明治33）年8月20日に公布された「第三次小学校令」では、盲啞学校については第二次小学校令と同様の規定がなされ、さらに「小学校ニ附設」（第17条）することもできた。この法令における大きな特徴は、日清戦争の勝利によって得た賠償金の一部で教育基金がつくられ、義務教育無償の原則が明示されたことである。これで小学校の就学率も飛躍的に上昇することになった。1907（明治40）年の改正で、義務教育が6年に延長されたころには女子の就学率も90%に近づき、明治政府が目指した国民皆学も達成されようとしていた。

²⁸ 市制、町村制はすでに1888（明治21）年4月25日に公布され、翌年4月1日から各地で順次施行されていた。

²⁹ 平田勝政は、内務省官制によって、盲啞院は「教育行政（文部省）の対象ではなく、保護・救済の対象と位置づけられていった」（中村満紀男・荒川智編著『障害児教育の歴史』明石書店、2003年、115～116頁）と述べているが、「盲啞院」と「盲啞学校」の関係については明らかにされておらず、今後の検討が必要である。

また、「第三次小学校令」は、保護者の願い出によって「瘋癲白痴又ハ不具癈疾」は免除に、「病弱又ハ發育不完全」は猶予（第 33 条）になることが可能になった。しかし、一方では家庭就学制度を利用するところもあった。例えば、虚弱児教育を行った神奈川県茅ヶ崎の白十字会林間学校（1917 年）では、第 36 条第 1 項但書「市長村長ノ認可ヲ受ケ家庭又ハ其ノ他ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ修メシムルコトヲ得」の規定³⁰により、学校を卒業すれば小学校の卒業と認められていた。³¹

³⁰ 家庭での就学については、「第二次小学校令」の第 22 条に「学齡兒童ヲ保護スヘキ者ハ其学齡兒童ヲ市町村立小学校又ハ之ニ代用スル私立小学校ニ出席セシムヘシ若シ家庭又ハ其他ニ於テ尋常小学校ノ教科ヲ修メシメントスルトキハ其市町村長ノ許可ヲ受クヘシ」とあり、家庭学習により就学義務が果たされるとの規定が登場した。1917 年設立の白十字会林間学校は「第三次小学校令」第 36 条第 1 項但書を根拠にした。

³¹ 桐山直人『茅ヶ崎の小さな学校—旧白十字会林間学校の三二年—』草土文化，1999 年，37～39 頁 桐山によれば、白十字会林間学校の卒業証書には裏書きがあり、そこには学校の法的根拠を示すとともに「茅ヶ崎町長ヨリ尋常小学校教科ノ卒業證明書ヲ受クルモノトス」と記載されていた。

2 盲人の生活と盲官廃止

(1) 盲人の生活

明治新政府は盲人の暮らしを一変させた。それまでの盲人は宗門帳・人別帳には記載されず、遊民として低い身分とされたが、江戸幕府は鍼灸を含んだ漢方医学を正当な医学と認め、鍼灸按摩師である盲人たち、そして芸能や経済活動に携わる盲人たちを保護していたのである。

近世の盲人たちの生業は、中国・九州地方の盲僧、芸能者である座頭・瞽女、元禄期からは杉山和一（1610～1694）によって鍼灸按摩が有力な職業となった。盲人たちは自分たちの利益を守るため、それぞれに盲僧仲間、瞽女仲間、座頭仲間を組んだ。特に、箏、三味線などの芸能や鍼灸按摩の座頭仲間を当道座と称した。当道座には、検校、別当、勾当、座頭の四つの官位があり、さらにその中が73の階級に分かれていた。江戸幕府は当道座を公認し、盲人の生活問題を盲人たちによって解決・統制させることにしたため、彼らの職種は排他的で独占的となっていた。

17世紀後半より商品貨幣経済が発展すると、上層の人々を顧客とする鍼灸按摩師や芸能者の生活は向上し、困窮した武士を相手に高利貸業を営む者もいた。この頃の盲人の教育は、鍼灸や芸能の徒弟教育が主だったが、幕末には庶民教育が普及し、寺子屋で学ぶ盲児・聾啞児もいた。³²

明治になり、盲官が廃止される前に、東京府は盲人の官位・職業・生活状態についての調査を行っている。加藤康昭（1974）³³によると、調査した盲人825人のうち138人（16.7%）に検校・勾当といった官位があり、687人（83.3%）は下層盲人であった。検校・勾当は鍼治・按摩（41.3%）、金子貸出（39.1%）、音曲指南（18.9%）などの職業をもったが、下層盲人のほとんどが鍼治・按摩（89.2%）に携わっていた。そして、下層盲人の60.6%が生活に困窮していた。

下層盲人の生活を支えたのは、主として鍼治・按摩であり、さらにその貧しい収入を補ったものが座による徴収・配分であった。

³² 乙竹岩造『日本庶民教育史』（上・中・下巻）目黒書店，1929年

乙竹によれば、江戸京橋の寺子屋である月松堂では、千葉城之介が盲児に凸字のいろは文字を読ませるなど、工夫を施した指導を行っている。寺子屋に通った障害児は聾啞児が多く習字を学んだ。肢体不自由児の通学もみられたという。

³³ 加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社，1974年，461～463頁

(2) 盲官廃止

明治政府は、1871（明治4）年11月3日の太政官布告（第568号）によって当道座を解散させた。いわゆる盲官廃止である。これによって、盲人の官職が廃止され、階級制度がなくなった。配当金の取り集め禁止、持ち場を区分し他の営業を妨げることの禁止、戸籍の編入などが行われた。

盲官廃止の影響は、検校・勾当の自活した上層盲人にとっては、経済的な影響よりも、官位がなくなることによる特権と名誉の喪失が大きかった。対して大多数の下層盲人は、鍼灸按摩の縄張りが禁じられ、生活扶助であった座を失くすことで生活の困窮が一層極まった。

さらに政府は、1874（明治7）年8月18日に発した「医制」によって、近代的な医事衛生制度を導入した。その中で、鍼灸師は西洋医学の医師の監督下に置かれることになった（医制53条）。また、1885（明治18）年3月25日の「鍼術灸術営業差許方」により、鍼灸業を開業するときは修業履歴の届け出により営業が許可された。

このような明治政府の相次ぐ近代化施策によって、日本の伝統的な医療である鍼灸按摩術は衰退していくかのように思えたが、そうではなかった。表1-1-2（23頁）・図1-1-2（24頁）は明治期の長崎市における鍼灸業者数を示している。これを見ると1887年から1902年の15年間に鍼灸業者は約3倍に増加している。これは西洋医学が日本の正統医学になりつつも、庶民の間では依然として民間療法である鍼灸に対するニーズが高いことを示している。また、盲人の封建社会にあった特権的な鍼灸按摩業が、盲官廃止という規制緩和により一般に広がることも意味していた。

(表 1 - 1 - 2) 明治期の長崎市における鍼灸業者数

年代	長崎市における鍼灸業者数	鍼灸併業	鍼	灸
1882(明治15)			(36)	(16)
1883(明治16)			(36)	(16)
1884(明治17)				
1885(明治18)				
1886(明治19)			(60)	(42)
1887(明治20)	72	38	26	8
1888(明治21)	83	41	27	15
1889(明治22)	104	34	40	30
1890(明治23)	104	34	41	29
1891(明治24)	115			
1892(明治25)	151			
1893(明治26)	147			
1894(明治27)	162			
1895(明治28)				
1896(明治29)				
1897(明治30)				
1898(明治31)				
1899(明治32)				
1900(明治33)	279			
1901(明治34)				
1902(明治35)	229			
1903(明治36)	239			

『長崎県統計書』より筆者作成

(図 1-1-2) 明治期の長崎市における鍼灸業者数

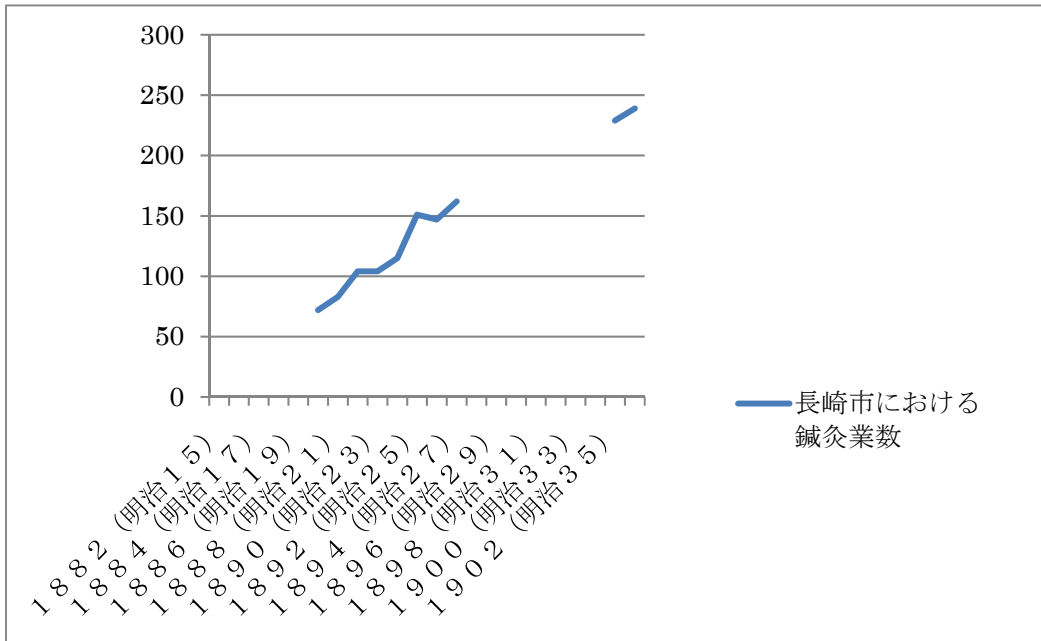


表 1-1-2 をグラフ化したもの。
ただし、1882 年 ~ 1886 年は鍼灸
併業数不明のため、グラフにしてい
ない。

(3) 盲啞学校設立の機運

「学制」が公布される前後より、盲人・聾啞者に対する教育への関心が次第に高まっていた。1871（明治4）年9月、開明派官僚で工学頭の子尾庸三（1837～1917）は、太政官に建白書「盲啞学校ヲ創立セラレンコトヲ乞フノ書」を提出した³⁴。これは山尾の英国留学の体験に基づいており、盲人・聾啞者でも教育、とりわけ工芸を授与すれば「無用ヲ転ジテ有用トナシ」えること、それは国家経済を補うものであり、天皇の仁愛に満ちた道でもあるということ述べている。そして、そのためには、盲学啞学の二校を創建すること、その費用は慈善家の寄付金で賄うことなども提言した。明治政府はこれを採用しなかったが、山尾の思想は、後に楽善会訓盲院に受け継がれる。

盲官廃止の後、1873（明治6）年、東京中橋鞆町の盲人・大石松八郎³⁵は、盲人に漢洋二学を授け、国のため、生活のための一助となる盲学校開設を集議院に出願した。1875（明治8）年、敦賀県福井町の按摩渡世・桜井国尾一らは、西洋にならって盲人を教育し、職業を授ける盲輩授業所の設立を計画した。同年、東京浅草吉野町の盲人・相沢元庭らは、鍼治の術を磨くために鍼治学校の設立を計画した。これらの動き³⁶はいずれも実現しなかったが、1876（明治9年）3月、盲人・熊谷実弥による東京・麴町の盲人学校は実現するに至った。盲人学校は江戸時代の家塾と同じように、読み、書き、そろばんを教授した。『文部省第四年報』には私立廢人学校と記載されており、「学制」の「廢人学校」規定に対応して存在が確認できる唯一の学校である³⁷。しかし、1年あまりで廢業となっている。

同じ頃、聾啞児の教育も行われている。京都の上京区第十九番組の組長であった熊谷伝兵衛（1834～1914）が、町内にいた聾啞児の教育を小学校教師の古河太四郎に依頼し、第十九番校（待賢小学校）に瘖啞教場³⁸を1875（明治8）年頃に開設した。2年後には盲児の教育も行われるようになり、これが後に京都盲啞院となる。

³⁴ これより先、日本の文明開化に啓蒙的役割を果たした福沢諭吉は『西洋事情』前編（1866年）で「啞院」「盲院」「痴児院」を紹介している。

³⁵ 以下、人名において生没年を記していないのは不明であり、今後の課題として調査を続けていきたい。

³⁶ 世界盲人百科事典編集委員会『世界盲人百科事典』日本ライトハウス、1972年、309頁、加藤康昭『盲教育史研究序説』東峰書房、1972年、28～29頁を参考にした。

³⁷ 平田勝政「日本の障害児教育の黎明」中村満紀男・荒川智編著『障害児教育の歴史』明石書店、2003年、111頁より引用した。

³⁸ 古河太四郎は自らの教育実践を文部省発行の「教育雑誌」第64号（1878年）に「京都府下大黒町待賢校瘖啞生教授手順概略」と題して公表した。

また、石川県では、1875（明治8）年に加賀・向粟ヶ崎小学校の教師である金岩安二郎が唾女生1名を指導し、同時期、能登・磨知小学校の教師である吉田貞守も唾女生1名を指導している³⁹。

³⁹ 世界盲人百科事典編集委員会『世界盲人百科事典』日本ライトハウス，1972年，310頁

第2節 盲官廃止後の鍼灸教育の動向

1 晴眼者による私立鍼灸学校の設立

(1) 全国の動向

盲官廃止により晴眼者が鍼灸師になる道も広がった。しかし、盲人が開設する盲学校が明治20年代からしだいに増えはじめたのに対し、晴眼者の鍼灸学校は約20年の遅れがある。盲人の生業としての鍼灸業が庶民にいかにか支持されていたか、また、それだけに盲人の鍼灸組織の結びつきも強かったと推測される。

箕輪政博(2010)⁴⁰によれば、明治期から昭和戦前期までに開設された晴眼者の鍼灸学校のうち、明治期には3校が実在したとしているが、筆者の調査によれば1892(明治25)年に長崎鍼灸学校が設立されている。すなわち、明治期は晴眼者鍼灸学校が4校実在し、長崎鍼灸学校が最古の学校であった。そして、大正期に4校、昭和戦前期に10校、計18校が存在していた。(このうち4校⁴¹が現在も存続している。)

箕輪が示した明治期の3校のうち、鹿児島鍼灸学校は1910(明治43)年に開校した。設立者は久木田伊助(1874~1942)で、薩摩藩典医の肥後盛昌に師事して鍼灸学を修得した。翌1911(明治44)年には関西鍼灸学院が開校、設立者は山本新悟(1873~1950)で『日本鍼灸雑誌』の創刊者でもある。同年、同じ大阪に大阪繻深鍼灸学校も開設したが、設立者の繻田豊次郎は盲人であった。

大正期の4校は、東京の日本鍼灸按学校(1912年)、広島鍼灸学校(1924年)、熊本県鍼灸学校(1924年)、福井鍼灸学校(1925年)である。

昭和戦前期は、広島の東洋鍼灸学校(1929年)、大阪の明治鍼灸学校(1930年)、東京の東京鍼灸電療学校(1931年)、東京高等鍼灸医学校(同年)、東京鍼灸医学校(同年)、福岡の小倉鍼灸学校(同年)、愛知の名古屋鍼灸学校(1932年)、愛知鍼灸学校(設立年不明)、鹿児島の鶴嶺鍼灸学校(1933年)、長崎の九州鍼灸学校(1936年)の10校が存在していた。

⁴⁰ 箕輪政博「日本の医学・医療と鍼灸の位置—日本近代期の私立鍼灸学校の成立過程に着目して—」『社会鍼灸学研究 2010(増刊号)』社会鍼灸学研究会, 2010年, 25~31頁

⁴¹ 現存する4校は次のとおりである。鹿児島鍼灸学校→現・鹿児島鍼灸専門学校、明治鍼灸学校→現・明治東洋医学院専門学校および明治国際医療大学、東京高等鍼灸医学校→現・東京医療専門学校、名古屋鍼灸学校→現在も同名である。

結局、晴眼者の鍼灸学校が普及するのは、1911（明治 44）年 7 月 14 日に「按摩術営業取締規則」「鍼術灸術営業取締規則」が公布され、鍼灸按摩が免許制となり、徒弟制ではできない西洋医学を学ぶ必要に迫られてからである。その後、晴眼者の鍼灸師も徐々に増え始めたのである。

(2) 晴眼者鍼灸学校の設立

～ 長崎鍼灸学校を例として

明治期に開設された晴眼者鍼灸学校の例として、これまで最も古いところは1910(明治43)年設立の鹿児島鍼灸学校であるとされてきたが、長崎にもそれ以前に晴眼者の鍼灸学校が数年間だけ存在した。長崎鍼灸学校であるが、これについて新たな資料が発掘されて、その概略が明らかとなった。同校は、長崎市西濱町在住の鍼灸師である金子熊四郎によって1892(明治25)年1月28日に学校設置願が提出され、同年2月1日に長崎県知事より認可を受けた。2月14日には今町の富士亭において開校式が行われ、17日から授業が開始された。地元新聞である「鎮西日報」には2月19日から3月2日まで、入学生徒募集広告が掲載されている。

① 教育思想

学校設立における目的の第一は、鍼灸術の技術を理論的実践的に向上させることにあった。設立者の金子自身も鍼灸師であり、解剖、生理、病理、衛生などの知識もない未熟な鍼灸師が施術していることを憂慮していた。そこには「医制」により、西洋近代医学を習得した医師が登場したことにより、鍼灸も専門性をもたなければ存続が危ういという危機感の現れがある。金子は、鍼灸学校で、鍼灸に関わる学説と治療法について時間をかけずに兼修できるとし、さらに包帯学、救急法、患者運搬法、看護法を学ぶことで、有事の際には臨時に軍の救急看護等に従事し、軍医の補助者となって国家に尽くすことができるとした。⁴² 金子には、鍼灸の行く末を模索しながら、鍼灸師が医学的知識を兼ね備えた医療技術者になるという先進的な考えがあった。

⁴² 『(長崎県) 第三課事務簿 学制ノ部 明治二十五年自一月至二月』所収「私立学校設置ノ件」に「私立長崎鍼灸学校設置願」がある。

② 教育方法

「私立長崎鍼灸学校諸規則」⁴³（巻末資料 2・172 頁、以下「諸規則」と略記）によれば、修業年限は 4 年であった（「諸規則」第 9 条）。表 1-2-1（31 頁）は長崎鍼灸学校の学科課程表であるが、これによると 1 年時に解剖学（骨論・筋論）、十四経、導引術を週 36 時間、2 年時に解剖学（内臓論）、生理学を週 36 時間、3 年時に解剖学（神経論）、鍼灸説約、生理大意、鍼灸手術を週 36 時間、4 年時に解剖学（神経論）、鍼灸説約、生理大意、病理大意、鍼灸手術を週 35 時間学ぶことになっていた。また、12 歳から 20 歳までの生徒には、尋常小学校 2・3 年の修身談話が設けられた（「諸規則」第 9 条）。

使用する教科書は、表 1-2-2（32 頁）に見る書籍を使用した。解剖学の医師・今田束（1850～1889）は、日本の解剖学の草分け的な存在で、金子は今田の著書である『実用解剖学』を教科書として使用した。また、病理学の教科書としては、三宅秀（1848～1938）の『病理総論』を使用した。著者の三宅は東京大学で最初の医学博士であった。生理学の教科書は、蘭土巫著／山田良叔訳『蘭氏生理学』上巻を選んだ。『鍼灸説約』は江戸後期の鍼灸師・石坂宗哲（1770～1842）の著書である。『十四経發揮』は中国（元）の医学古典のひとつで滑寿（1304～1386）の著書である。以上のように、教科書は当時一流の書籍が選ばれていた。

⁴³ 「私立長崎鍼灸学校諸規則」は「私立長崎鍼灸学校設置願」に添付されている。

(表 1 - 2 - 1) 私立長崎鍼灸学校 学科課程表

導引手術	鍼治手術	病理学	生理学	鍼灸説約	十四経	解剖学		科目	学科課程表
十二					十二	十二		一年	
導引術					十四経	骨論・筋論	毎週時間		
			十八			十八		二年	
			生理学			内臓論	毎週時間		
	九		九	九		九		三年	
	鍼治手術		生理大意	鍼灸説約		心経論	毎週時間		
	七	七	七	七		七		四年	
	鍼治手術	病理大意	生理大意	鍼灸説約		心経論	毎週時間		

出典：『(長崎県) 第三課事務簿 学制之部 明治二十五年自一月
至二月』所収「私立学校設置ノ件」の中にある「私立
長崎鍼灸学校設置願」より (長崎歴史文化博物館所蔵)

(表 1-2-2) 長崎鍼灸学校で使用された教科書

科目名	教科書名	出版年	著者名
解剖学	『実用解剖学』 * 1	明治 20 年 9 月	今田 束
生理学	『蘭氏生理学』 上巻	明治 20 年 10 月	蘭土 亜著 / 山田 良叔訳
病理学	『病理総論』 * 2	明治 14 年	三宅 秀
鍼灸説約	『鍼灸説約』	文化元年	石坂 宗哲
十四経	『十四経發揮』	元 (中国) 至正元年 (1341 年)	滑 寿
備考			
<p>* 1 「教科書目」には「明治七年一月出版 今田束」としか書かれていないが、明治 7 年当時、今田束は第一大学区医学校に在学中であるから、誤記であると思われ、今田の解剖学の著書は『実用解剖学』であると思われる。</p> <p>* 2 「教科書目」には明治 15 年と書かれているが、初版本なら明治 14 年である。</p>			

『(長崎県) 第三課事務簿 学制ノ部 明治二十五年自一月至二月』所収「私立学校設置ノ件」の中にある「私立長崎鍼灸学校設置願」添付の「教科書目」をもとに筆者作成

③ 学生

「諸規則」によれば、満 20 歳以上の男子（「諸規則」第 1 条）が対象となっていたが、小学校に就学していない 12 歳以上の盲人も一人限定であるが入学することができた（「諸規則」第 2 条）。また、編入学（「諸規則」第 12 条）も認めており、鍼灸の再教育も行った。定員は 40 名であった。

生徒心得は厳しく、「諸規則」第 15 条から第 19 条に渡って細かく記載されている。例えば、学生は授業の 10 分前には着席し、教師、助教が入室すると敬礼し、授業の終了時は教師の退席後に順次整然と席を離れること（「諸規則」第 16 条）や校内では声高に雑談したり、歌を歌ったり、飲食、金銭の貸し借りが禁止されていた（「諸規則」第 17 条）。また、課外で鍼灸の営業をする生徒のために、生徒は勤労学生に対して妨害所為をしてはいけない（「諸規則」第 18 条）という規則も制定されていた。

④ 教員

学校設置者である学校長は、鍼灸師の金子熊四郎である。他に教員 2 名がいたが、一人は開業医の佐野政喜、もう一人は鍼術業 26 年の岸川寅太郎であった。医師である佐野は、西南事件のときに陸軍病院に勤務し、その後、長崎医学校に入学、卒業した。その後は開業し、検疫医員や地方徴兵医員を務めていた。

⑤ 財政・運営

学校設立時の年経費予算の見積りは収入 87 円 50 銭、その内訳は授業料 80 円、束脩 7 円 50 銭。支出は 87 円 50 銭、その内訳は家賃 20 円、教師給料 60 円、墨油筆墨料 7 円 50 銭となっていた。入学時は束脩として 50 銭を収め（「諸規則」第 5 条）、授業料は月 20 銭（「諸規則」第 6 条）であった。

⑥ 建築計画

開校時（1892年2月）は、市内伊勢町1番戸にあった龍淵寺の境内8畳二間を間借りしていた。（図1-2-1参照・35頁）この後、移転を繰り返す。

2か月後の1892（明治25）年4月13日付で本紙屋町32番戸への「移転御願」⁴⁴が出されている。（図1-2-2参照・36頁）ここは貸家（家主：古澤コマ）であるが、2階建てで6部屋があった。

また、1893（明治26）年10月16日付で、今下町13番戸から西濱町41番戸2号への「転宅御願」⁴⁵が出されている。（図1-2-3参照・37頁）この間、資料はないが、本紙屋町32番戸から今下町13番戸に移転している。すなわち開校後1年8か月の間に、3度の移転を行っていることになる。

⑦ 日課

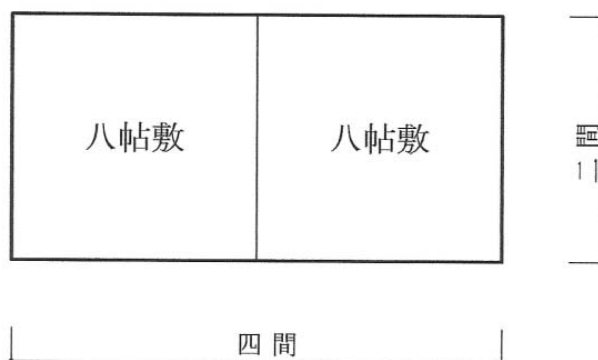
週36時間の授業（4年生は35時間）が行われたことから、1日に6時間の授業が行われたことになる。

⁴⁴ 『(長崎県) 第三課事務簿 学制之部 明治二十五年自四月至五月』所収「私立学校移転ノ件」に「移転御願」がある。

⁴⁵ 『(長崎県) 第三課事務簿 学制之部 明治二十六年自十月至十二月』所収「小学校ニ類セサル各種学校変換ノ件」に「転宅御願」がある。

(図1-2-1) 長崎鍼灸学校 伊勢町校舎 平面図

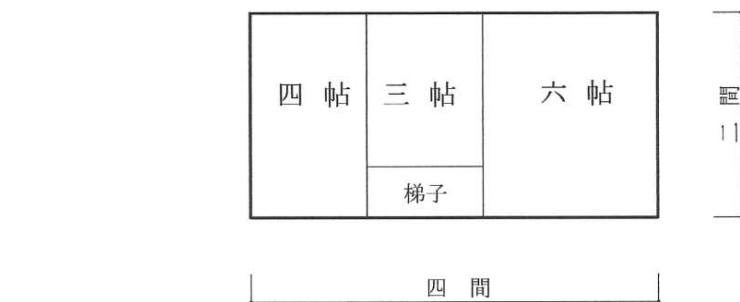
長崎市伊勢町1番戸



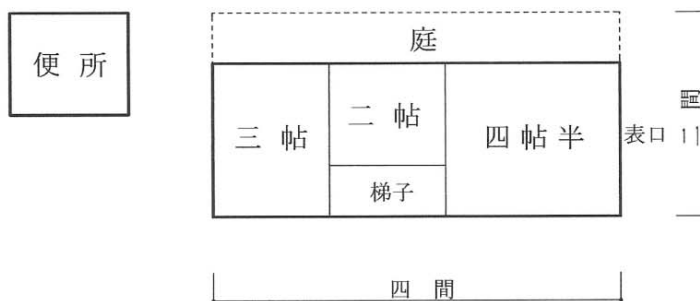
出典：『(長崎県) 第三課事務簿学制ノ部 明治二十五年自一月
至二月』所収「私立長崎鍼灸学校設置願」より

(図1-2-2) 長崎鍼灸学校 本紙屋町校舎 平面図

長崎市本紙屋町 32 番戸



二階

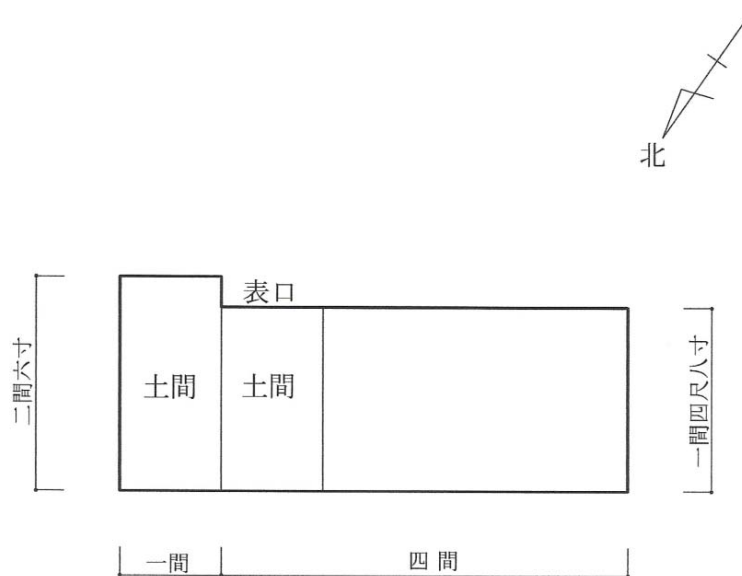


一階

出典：『(長崎県) 第三課事務簿 学制之部 明治二十五年
自一月至二月』所収「私立学校移転ノ件」の中に
ある「移転御願」より

(図1-2-3) 長崎鍼灸学校 西浜町校舎 平面図

長崎市西浜町41番戸2号



出典：『(長崎県) 第三課事務簿 学制之部 明治二十六年自十月至十二月』所収「小学校二類セサル各種学校変換ノ件」の中にある「転宅御願」より

(3) 長崎鍼灸学校の消失

1893（明治26）年10月19日付、金子熊四郎に対し長崎県知事名で「小学校ニ類セサル各種学校変換ノ件指令按」⁴⁶が出されている。

この指令按には「小学校ニ類セサル各種学校」（傍点筆者）とあるが、法令にはそのような文言は出てこない。これは文部省専門学務局長より長崎県知事への通達を受けて、県が作成した指令書だからである。文部省からの通達には甲号、乙号の添付文書⁴⁷があった。甲号は東京府知事から当局への問い合わせ、乙号は当局から東京府知事への回答である。

甲号「鍼灸学校又ハ按摩学校等ノ名義ニテ学校設置致度願出候者有之右ハ本府制定ノ学校設置廃止規則ニ照ラシ不都合無之以上ハ認可致シ差支無之義トハ被存候共先例無之義ニ付貴局之御意見一応致承度此段及御照会候也

明治二十六年六月八日 東京府知事 富田鐵之助
文部省専門学務局長事務取扱 牧野伸顕 殿

乙号「本月八日付ヲ以テ鍼灸学校又ハ按摩学校等ノ名義ニテ学校設置願出候者ノ処分ニ付当局意見御問合之趣了承右鍼灸学校按摩学校ハ学政監督ノ範囲外ト御了知相成度此段及御回答候也

明治二十六年六月十四日 文部省専門学務局長
東京府知事 宛

東京府では鍼灸学校・按摩学校の設置願いに対し、府の学校設置廃止規則からは問題ないが、前例がないので文部省に意見を求めた。これに対し、文部省は、鍼灸学校・按摩学校は文部行政の監督外であるという回答を出した。

文部省ではこのことを長崎県に通知し、県はこれを受け、金子に対し鍼灸学校を「小学校ニ類セサル各種学校」にすると通知したのであった。長崎鍼灸学校設立当時は「小学校令」を適用して「小学校ニ類スル各種学校」として認可されていた。

⁴⁶ 『(長崎県) 第三課事務簿 学制ノ部 明治二十六年自十月至十二月』所収「小学校ニ類セサル各種学校変換ノ件」

⁴⁷ 『(長崎県) 第三課事務簿 学制ノ部 明治二十六年自六月至七月』に文部省からの通達文書がある。

しかし、教育の管轄外のということで、おそらくは「諸学校通則」⁴⁸ に適用を改めて「学校幼稚園書籍館等」に含まれる各種学校になったと思われる。これ以後、長崎県における学校関係の公文書を綴った「第三課事務簿学制ノ部」から長崎鍼灸学校は姿を消すことになる。

しかし、その後に、長崎市が県に提出した「長崎市公私立諸学校表」⁴⁹ には鍼灸学校の記述がある。それによると、開設当初は20数名を数えた生徒数も明治27年には、わずかに3名であった。1年間の授業料総額も10円80銭、歳費全額も2円40銭と極端に落ち込んでいる。度重なる移転は資金難が原因であったと考えられる。以後、長崎市の同表からも鍼灸学校の名称が消えることになる。

開校して1年、地元の新聞である鎮西日報（明治26年2月28日付）には「今度組合中より数百金を醸集し人体及び内部の組織を模倣せしもの一個を備置し鍼灸及び導引修業の速成を企画する」とある。このことから鍼灸師の組合があり、人体模型の購入支援を行ったことが分かるが、おそらくは日本初となる晴眼者の鍼灸学校に対し、これ以外に組合が支援をしたという動きはない。

長崎鍼灸学校が存在した1892年～1894年を見ると、鍼灸業者数は151から162（第1章第1節 表1-1-2・23頁参照）となり、11の鍼灸業者が新たに誕生している。鍼灸学校から卒業生はまだ出ていないことから、鍼灸師は未だに徒弟制度の中で養成されていたと思われる。晴眼者と盲人の数は把握できないが、徒弟制度と鍼灸師養成学校は相反するものであり、晴眼者同士においては後述する盲人たちのように強固な結びつきがあったかは疑問がある。

また、鍼灸学校の開校式の際、長崎市の書記をはじめ学務と衛生の係員が出席したが、有力な支援者は見当たらず、金子の周囲で鍼灸学校を支援する動きも見られなかった。金子の孤軍奮闘だけで学校を維持することは困難であった。

⁴⁸ 「諸学校通則」は、1886（明治19）年に「教育令」が廃止され、「小学校令」「中学校令」など学校種ごとの法体制が成立したが、このとき同時に公布された。「諸学校通則」は公私立の別なく「学校幼稚園書籍館等」一般を規定し、個別規定のない各種学校もこの通則が適用された。

⁴⁹ 『（長崎県）第三課事務簿 学制ノ部 明治二十八年自四月至六月』所収「南松浦郡長へ学事年俸ノ件照会」の中にある。

そして、ついに 1894（明治 27）年 5 月、金子は目的を達成することなく、同じ鍼灸師である山口鼎齋に鍼灸学校を譲渡することになる。⁵⁰ その後の金子の消息と鍼灸学校（山口鼎齋）の動向は不明であるが、1895（明治 28）年には廃校になったと考えられる。

⁵⁰ 『(長崎県) 第三課事務簿 学校職員進退ノ部 明治二十七年五月』所収「私立学校 継承願ノ件」

2 盲人・聾啞者による盲啞学校の設立

(1) 京都盲啞院と楽善会訓盲院

京都では、古河太四郎が待賢小学校に瘖啞教場を設置し、聾啞生の教育から始められたが、これを町役人らが支持し、士族である遠山憲美（1849～1912）の学校設立の運動⁵¹、さらには京都の町衆や寺社の寄付によって、1878（明治11）年5月、日本で最初の障害児学校である京都盲啞院が誕生した。京都盲啞院では、啞生には工学科を設け、盲生には按摩、邦楽、手工業、後に鍼治といった職業教育を行った。職業教育の導入は、生活のために手に職をつけさせたいという親たちの教育要求からであった。さらに授業料は無償であり、人力車による送迎といった通学保障も確立していたことから、入学者数も増加していった。

東京では、英国宣教師であり医師でもあるヘンリー・フォールズ（Henry Faulds・1843～1930）が、日本には盲人が多いことを知り、訓盲所の事業を提案した。1875（明治8）年、フォールズを中心に、中村正直（1832～1891）、岸田吟香（1833～1905）、古川正雄（1837～1905）、津田仙（1837～1908）らによって楽善会が結成され、キリスト教的慈善事業として訓盲所の設立を目指した。しかし、その後、山尾庸三が加入したことで、キリスト教的色彩は払拭され、開明派士族と啓蒙思想家によって、明治政府の開明政策を代替する民間の慈善事業へと変容し、皇室からの下賜金、華族層や仏教界からの寄付などによって、1880（明治13）年、楽善会訓盲院が設立されることになる。訓盲院は聾啞者の教育にも着手し、4年後には訓盲啞院となった。

順調に見えた京都と東京の盲啞学校は、松方正義（1835～1924）が大蔵卿（1881年～）・大蔵大臣（1885年～）に就任してからのデフレ政策による地方財政悪化で経営困難に陥ることになる。

京都盲啞院は、徒弟制に対する職業教育、授業料有償に対する無償制など、当時としては先進的な学校だったが、多額の負債⁵²の責任をとって院長の古河太四郎は辞任

⁵¹ 遠山は京都府知事の榎村正直（1837～1896）に「盲啞聾設ヲ促ス建議意見書」（1877年）を提出し、「盲啞其他ノ廢疾ト雖モ元ト天賦ノ才力ハ皆ナ人同シ」であり、「我国土ニ生ヲ共ニスル同胞ノ兄弟ナリ」と述べている。

⁵² 岡本稲丸『近代盲聾教育の成立と発展 古河太四郎の生涯から』NHK出版、1997年、329頁 によれば、古河の負債は総額5,901円余に上るとある。

し、規模を縮小⁵³して京都市に移管（1889年）された。

東京の楽善会訓盲啞院は、山尾による提案で文部省へ移管（1885年）となり、1887（明治20）年に東京盲啞学校となった。

こうして、京都盲啞院と東京盲啞学校は廃校の危機を乗り越えて存続し、以後、日本の盲啞学校のモデル校となる。

⁵³ 盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会編集部会『京都府盲聾教育百年史』盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会，1978年，81頁によれば、啞生専修科の指物、裁縫が休止になり、鍼按科の理論を担当した医師が退職したほか、歳入歳出は最盛期の三分の一となった。

(2) 盲人・聾啞者による学校設立の動き

盲官廃止による当道座の解散は、盲人の生活に大きな打撃を与え、下層盲人たちは困窮した。しかし、新しい時代の変化に対応しようとする盲人たちも出てきた。これまで培ってきた鍼灸技術の伝承と、そして自らの生活のために盲学校を設置しようとする動きである。

明治10年代は、前述した京都盲啞院、東京の楽善会訓盲院（後に東京盲啞学校）が創設され、盲人、聾啞者のための本格的な学校が創設されたのを機に、地方においても盲啞学校の設置が計画され、下記の学校は実際に開校した。

金沢盲啞院(1880～1883年)は、聾啞者で下肢障害もあった松村精一郎(1849～1890)が京都盲啞院での視察・研修を経て開設された。しかし、入学者も少なく維持困難になり、金沢教育社に経営を移すが、教育社自体が解散となり、盲啞院も廃止となる。明心会導盲院(1883～1887年)は、杉山猛雄ら3人の盲人によって埼玉県入間川村に設立され、西洋風の校舎も建築されたという。理由は不明であるが、間もなく廃校となっている。新潟の盲人教育会(1885～1894年)は盲人である関口寿昌(生年不詳～1894)によって設立されたが、関口の死亡で中絶する。青森の八戸では、盲人であり鍼灸師の永洞清吉(1831～1916)が鍼灸・按摩の技術向上をめざして東奥盲人教訓会(1891年)を組織した後、東奥盲人学校を開校する。他にも盲人明導館(秋田・1891年)、松本訓盲院(長野・1894年)などがあった。

これらは当事者(盲人、聾啞者)たちが設立したが、東奥盲人教訓会を除いて、全て廃校になった。安藤房治(1984)⁵⁴によると、東奥盲人教訓会には、①盲人自身の頼母子講、②民間篤志家からの寄付、③三戸郡からの補助金、という3種類の資金調達方法があった。つまり他の廃校した主な原因は経営不振であり、そして周囲の理解と支援がなかったために短期間で消滅した。

明治20年代になると、医師が盲人である鍼灸師に協力して設立された盲学校が出てきたのが注目される。横浜の眼科医である浅水進太郎(後に十明と改名・1860～1943)は、鍼按摩業の盲人の研究会を組織した後、鍼治揉按医術講習学校を開校(1888年)、横須賀にも分校(1891年)ができた。群馬の上毛訓盲院(1890年～2、3年で廃校)は鍼按業者による組織に群馬県医学校の医師や仏教系の前橋積善会が協力している。新潟の眼科医である大森隆碩(1946～1903)は自らも眼病で失明の危機にあい、盲教育

⁵⁴ 安藤房治「青森県障害児教育史―盲・聾教育の創始と八戸盲啞学校の設立―」『弘前大学教育学部紀要』第51号、1984年、5頁

の必要を認めて盲人らと訓矇談話会（盲人矯風研技会に改称）を起こして学校創設をめざし、高田訓矇学校の開校（1891年）となった。

また、プロテスタントの宣教師らによっても、神奈川の盲人福音会（1889年）、北海道函館の函館訓盲会（1895年）、岐阜の聖公会訓盲院（1895年）が開校する。岐阜の森巻耳（1855～1914）は、英国聖公会宣教師らと「鍼按講習所」を開設、自らも眼病で失明するが訓盲院長となり、院長のまま東京盲啞学校で盲教育法を半年間学んだ後、本格的に訓盲院での盲教育に取り組んだ。

このように盲人だけではなく、地域医療から医師が、宣教師として来日していたプロテスタントが支援した学校はその後も存続していく。

第3節 支援組織の胎動

1 盲人たちの東京・京都での学び

第1期は、やがて地方で成立・展開する盲啞学校の慈善会組織が醸成される期間である。第2期の始めとなる1898(明治31)年には、福島訓盲学校、東海訓盲院、長崎盲啞院の地方3校が設立される。その創立メンバーには、それぞれ長沢正太郎(1877～1915)、松井豊吉(1869～1946)、野村宗四郎(1870～没年不詳)⁵⁵がいるが、共通していることは、3人は盲人(または弱視)であり、東西の模範となる東京盲啞学校、京都盲啞院で学んでいることである。福島の長沢は、7歳で楽善会訓盲院に入学し、官立となった東京盲啞学校を卒業、さらに研鑽を積み10年の歳月を東京で過ごしている。静岡の松井は、地元の掛川中学校を卒業後、東京遊学中に失明し、小西信八(1955～1921)の好意で東京盲啞学校の聴講生となった。長崎の野村は、京都盲啞院に入学し、卒業後は盲啞院の要請で按鍼科の助手になっている。

(1) 東京盲啞学校と盲人のニーズ

1880(明治13)年に、東京の楽善会訓盲院(1884年5月より訓盲啞院に改称)は授業を開始したが、盲生の職業科目は封筒製造など試行錯誤していた。最終的に選ばれたものは、京都盲啞院と同じく鍼治・按摩・音曲であった。しかし、1885(明治18)年の文部省移管の際、鍼の指導が休止された。これは、当時の鍼治が江戸時代の杉山流三部書⁵⁶によって行われており、西洋医学的に正当かどうかということ、また、この年、「鍼灸術営業差許方」が内務省より発せられたことで、鍼灸の営業許可と取締りが各府県で始まったことによる。

訓盲啞院では、東京帝国大学医科大学長の三宅秀⁵⁷に「鍼治の効害ならびにこれを盲人の手術として危険のおそれなきや否や」の取り調べを依頼した。三宅の指示で外科の助教授である片山芳林(1855～1921)は「針治採用意見書」を提出した。片山の

⁵⁵ 野村の名は宗四郎とも、惣四郎とも書かれているが、京都盲啞院では野村宗四郎と書かれており、「長崎盲啞院設置願」で提出された文書も野村宗四郎となっていることから、本研究でも野村宗四郎とする。

⁵⁶ 江戸元禄期に検校となった杉山和一の著書であり、『療治之大概集』(鍼の刺鍼法と病理論など)、『選鍼三要集』(鍼の捕瀉と十四経の理など)、『医学節要集』(先天、後天、脈診など)を杉山流三部書という。

⁵⁷ 第1章第2節 30～32頁参照

意見書では、針治も一定の病に効果があり、害はない。流派によっては巨大鉄針を用いる、放血を行うものがあり、その2者は認められないが、金または銀製の細針を用いる流派については盲人が習得することに害はないという結果を出した。⁵⁸

この意見書が、鍼治を医学的にも盲人の職業とすることの根拠となり、訓盲啞院では1887（明治20）年7月に鍼治指導を再開した。同年10月、文部省直轄学校官制により、訓盲啞院は東京盲啞学校と改称した。このとき盲生・啞生とも「尋常科」5年、その上に「技芸科」5年が置かれた。当時の入学者の年齢は10歳以上が多く、就職のために尋常科で技芸科の1～2科目を兼修することができた。盲生「技芸科」では琴、洋琴、鍼治、按摩の学科目が、啞生「技芸科」では図画、彫刻、裁縫の学科目が教授された。盲生の音楽教育においては、洋琴では生計が立てられないとして1892（明治25）年に廃止され、その後、バイオリン教授も行われたが同様に廃止され、最終的に琴、三弦、風琴、唱歌による音楽科となっている。以後、盲生「技芸科」の「音楽」「鍼治」「按摩」による教育課程（表1-3-1参照・47頁）と兼修制度は「盲学校及聾啞学校令」の施行まで継続する。⁵⁹

全国から東京盲啞学校に入学した盲人たちは、音楽や鍼灸按摩を学び生活の糧を得たが、東京盲啞学校もこうして盲人たちのニーズに応じていったのである。

また、東京盲啞学校には、全国に漸次設立されてきた盲啞学校に専門の教員を供給するため、1903（明治36）年に教員練習科が設置された。これには傷痍失明軍人も入学した。日露戦争で失明した陸軍獣医の森清克（1878～1946）は、大分盲啞学校の校長に就任（1910年4月）し、同じく日露戦争で失明した陸軍中尉の柴内魁三（1878～1966）は、岩手盲啞学校を開校（1911年9月）し、校長兼訓導として学校経営と教育指導に携わった。教員練習科の修業年限は1年（表1-3-2参照・48頁）で、卒業すると2年間は盲啞教育に従事する義務を負っていた。

⁵⁸ 秋葉馬治『東京盲学校六十年史』東京盲学校、1935年、168～170頁と東京教育大学雑司ヶ谷分校「視覚障害教育百年のあゆみ」編集委員会『視覚障害教育百年のあゆみ』第一法規、1976年、120～123頁を参考・引用した。

⁵⁹ 『東京盲学校六十年史』174～176頁、『視覚障害教育百年のあゆみ』123頁、163～166頁と東京教育大学附属聾学校『東京教育大学附属聾学校の教育—その百年の歴史—』東京教育大学附属聾学校、1975年、62～63頁を参考・引用した。

(表 1-3-1) 東京盲啞學校 盲生「技芸科」教育課程表

按摩	鍼治	音樂	
揉方 人身解剖及 生理ノ講釈	浮水法 刺方ノ一	唱歌 單音 長音階練習 雙手練習 左手練習 右手練習 風琴 三弦 裏組 表組 琴	第一年
揉方 按腹	刺方ノ二 刺方ノ三	唱歌 單音 複音 短音階練習 雙手練習 風琴 三弦 中組 裏組 琴	第二年
実地練習	刺方ノ四 經穴名称 並位置	唱歌 複音 歌曲練習 短音階練習 雙手練習 風琴 三弦・胡弓 中組 琴	第三年
	刺方ノ五 解剖生理 ノ講釈	唱歌 複音 諸重音 歌曲練習 短音階練習 雙手練習 風琴 三弦・胡弓 奧組 中組 琴	第四年
	実地練習 病名	唱歌 諸重音 歌曲練習 短音階練習 雙手練習 風琴 三弦・胡弓 奧組 琴	第五年

出典：「創業二十五年記念 明治三十三年末調 東京盲啞學校沿革略」

『知的・身体障害者問題資料集成』戦前編・第一卷，不二出版，2005年

17頁より

(表 1-3-2) 東京盲啞学校 教員練習科 学科課程表

唱歌	機械使用法	図画	生理	国語	教育	修身	
平易ナル唱歌	点字盤点字タイプライター点字ステレオタイプメーカー補聴器	臨画写生画	生理及衛生ノ大要	購読及文法ノ大要	盲啞ノ教育及教育史	道徳ノ要旨	第一学期
二	四	三	三	三	八	一	時数 毎週
平易ナル唱歌	点字盤点字タイプライター点字ステレオタイプメーカー補聴器	臨画写生画	生理及衛生ノ大要	購読及文法ノ大要及詠歌	盲啞ノ教授法	道徳ノ要旨	第二学期
二	四	三	三	三	八	一	時数 毎週
					実地授業	道徳ノ要旨	第三学期
					二六	一	時数 毎週

出典：東京教育大学雑司ヶ谷分校「視覚障害教育百年のあゆみ」

編集委員会『視覚障害教育百年のあゆみ』第一法規，1976年

303頁より

（２）京都盲啞院と野村宗四郎

野村宗四郎は、長崎盲啞院の創立に極めて重要な役割を果たしている。その生い立ちからの履歴を探るとおおよそ表 1-3-3（51 頁）のように描かれる。⁶⁰

野村は、長崎市内興善町に材木屋と質屋を代々営む家庭に生まれた。2 歳のときの麻疹による高熱が原因で視力を弱め、地元の小学校を卒業した後、算術学校⁶¹で珠算を学ぶ。しかし、視力がさらに悪化したことから市内の鍼灸師⁶²に弟子入りして 1 年後、京都盲啞院に入学することになる。

野村が入学した京都府立盲啞院は財政困難で廃院の危機に陥り、規模を縮小、創立者である古河太四郎院長が辞職を余儀なくされて盲啞院を去ったころだった。校名も京都市立盲啞院となり、二代目校長の鳥居嘉三郎（1855～1943）が中心となり復興の努力が続けられた。

京都盲啞院では 1884（明治 17）年の「京都府盲啞院諸規則」で盲生専修科に初めて按鍼術科が置かれたが、按摩、鍼治の指導は試行錯誤であった。近代鍼按教育が確立したのは 1889（明治 22）年に制定された「京都府盲啞院規則」の盲生専修科であった。その按鍼術科は、按摩、按腹、鍼治の手術（実践）と西洋医学に基づく解剖学、生理学、病理学の講談（理論）により構成されていた。野村はこの教育課程（表 1-3-4 参照・52 頁）を学んだ。3 年生のときには「鍼の洗潔法に就て」⁶³という小論を執筆している。これは、それまで佐藤利信⁶⁴によって、使用した鍼は 50 倍の石炭酸水で洗った後、花綿布で拭き湿り気を取り、さらに鹿皮で拭く方法がとられてきたが、京都盲啞院按鍼科教師である谷口富次郎（1867～1955）が鹿皮を炙って鍼を拭けば消毒の効果があると考察しており、そうであれば便法であると論じている。

⁶⁰ 野村の履歴書は次の中にある。

①「私立学校（盲啞院）設置認可開申ノ件」『（長崎県）明治三十一年自五月至八月 第三課事務簿 学制之部』

②『（長崎県）明治三十二年七月以降 私立学校職員履歴書綴 第三課』

また、平石貞子（野村の娘）の「父を語る」（長崎新聞 1979 年 11 月 16 日付）も参考にした。

⁶¹ 野村は、長崎市内の秋岡算術学舎で珠算を学び、明治 17 年 2 月 22 日に専門珠算第三級の卒業証を受けている。

⁶² 長崎市金屋町の鍼灸師・有田廻榮のこと

⁶³ 野村宗四郎「鍼の洗潔法に就て」『按鍼学会雑誌』第 2 号、10～11 頁、1908 年

⁶⁴ 佐藤利信は『鍼学新論』一卷（1888 年）二巻（1889 年）三巻（1889 年）四巻（1891 年）を著述しており、一卷の第五章において「鍼洗潔法」を記している。

さらに野村は、1891(明治24)年6月より京都市立盲啞院に導入された石川倉次(1859～1944)の点字(1890年11月、東京盲啞学校で選定・採用)を学んでいる。点字(後の日本訓盲点字)は盲人と盲教育界に福音をもたらしたもので、野村は当時の最新・最高の文化を習得したことになる。

また、野村は生徒のときにキリスト教に入信している。⁶⁵ 当時の京都盲啞院は、院長の鳥居嘉三郎がすでに入信しており、教会の活動も熱心に引き受けていた。すでに信者となり京都盲啞院の経営に関与している者⁶⁶もいて、そのような中で生徒である野村と盲啞院の書記を勤めた富敦栄が1890(明治23)年に洗礼を受けるに至った。野村がどのような動機で入信したのかは不明であるが、京都盲啞院を財政的危機から立て直す一群にプロテスタントの信者がいて、彼らの影響を受けていたと思われる。

1892(明治25)年3月、野村は盲啞院卒業の際に、成績優秀にて鳥居院長より表彰を受け、同院の要請で6月から按鍼術科の助手に採用されることになった。

⁶⁵ 京都盲啞院内のプロテスタント信者については、盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会編集部会『京都府盲聾教育百年史』盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会、1978年 の82頁を参考・引用した。

⁶⁶ 学務課員の上田正当、中山親和のこと。盲啞院閉院の危機にあって、中山は文部省との交渉に当たり、上田は募金活動の会計を担当していた。

(表1-3-3) 野村宗四郎に関わる年譜

西暦 (年号)	野村宗四郎 長崎盲啞院	京都盲啞院	国内
1870 (明治3)	6月4日 誕生		
1882 (明治15)	7月27日 長崎・興善小学校初等科卒業 (このとき12歳1か月)		
1884 (明治17)	2月22日 秋岡算術学会(専門珠算第3級)卒業		
		府立盲啞院財政危機	
1886 (明治19)		3月 寄宿舎看護人等減員 音曲科晴眼生廃止 生徒の送迎廃止、貸費打ち切り 教職員の減給、無給、依願退職 →教職員数半減、生徒43名退学	4月 第一次小学校令
1887 (明治20)	10月 長崎市金屋町・有田廻榮に付いて 鍼灸術を学ぶ		
1888 (明治21)	9月 京都府立盲啞院に入学する		2月 鍼治揉按医術講習学校 →横浜盲人学校(神奈川)
1889 (明治22)		4月 京都府盲啞院規則 改正 11月 古河太四郎 辞職 鳥居嘉三郎 院長事務取扱 ～キリスト教に入信 12月 市に移管 京都市立盲啞院	9月 盲人福音会(神奈川)
1890 (明治23)	キリスト教に入信	生徒数 93名	1月 上毛訓盲院(群馬) 10月 第二次小学校令
1891 (明治24)		6月 訓盲点字の採用 107名	2月 東奥盲人教訓会(青森) 4月 鍼治揉按医術講習学校 横須賀支部 7月 高田訓練学校(新潟)
1892 (明治25)	3月 京都府立盲啞院盲専修科 按鍼術科を卒業する 6月 同院の助手となる	9月 鳥居 東京盲啞学校視察 ～小西信八との親交 以後、両校による定例協議開始 106名	2月 金子熊四郎による 長崎鍼灸学校設立
1893 (明治26)		11月 京都盲啞院慈善会 設立 101名	
1894 (明治27)	1月 辞職して帰崎する 2月 野村鍼灸講習所を設立する	110名	3月 岐阜聖公会訓盲院(岐阜)
1895 (明治28)		114名	2月 北盲学校(北海道) 10月 函館訓盲会(北海道)
1896 (明治29)		113名	
1899 (明治32)		135名	
1898 (明治31)	9月12日 長崎盲啞院 開校 盲生技芸科教員となる 12月22日 開院式	6月6日～8月5日 長石安次郎 長崎盲啞院設立のため来院 7月12日～25日 山野井虎市、奥村三策 定例協議のため来院 147名	2月 福島訓盲学校(福島) 東海訓盲院(静岡)
1899 (明治32)		3月 新築落成式・18回卒業式 175名	8月 私立学校令
1900 (明治33)	12月30日 移転改称 私立長崎盲啞学校	192名	3月 大阪盲啞院 設立 五代五兵衛 古河太四郎 校長となる 8月 第三次小学校令
1901 (明治34)		215名	
1902 (明治35)		10月 京都市立盲啞院規則 改正 229名	
1903 (明治36)			
1904 (明治37)	4月28日 長崎聖堂内講義室に移転 9月30日 辞職する		

出典：『(長崎県) 第三課事務簿 学制之部 明治三十一年五月至八月』
『(長崎県) 私立学校に関する件 教育課 明治四十一年』『京都府盲聾
教育百年史』『長崎慈善会二十五年誌・長崎婦人慈善会二十年誌・長崎
盲啞学校二十年誌』より

筆者作成

(表 1-3-4) 京都府立盲啞院盲生專修科課程表 (鍼按術)

学年 学科		毎週 時間	第一学年	毎週 時間	第二学年	毎週 時間	第三学年	毎週 時間	第四学年
按 鍼 術	按摩	12	前年期 手術	12	後年期 手術	12		12	
	按腹				前年期 手術		後年期 手術		
	鍼治						前年期 手術		後年期 手術
	講談	6	生理大意 解剖大意	6	生理大意 解剖大意	6	生理大意 解剖大意 病理大意	6	生理大意 解剖大意 実理大意

『京都府盲聾教育百年史』(1978年) 334頁より

(3) 帰郷後の野村宗四郎

1894（明治27）年1月、野村は京都盲啞院を辞職して長崎に帰郷し、京都で学んだ按鍼術と点字を長崎の盲人に教え広めていく。帰郷するとすぐに自宅の材木置場である2階を改造して、鍼灸治療所を開設し、さらに私塾として「野村按鍼術講習所」⁶⁷を開いて人材の育成にあたった。1894（明治27）年2月に開いたこの講習所が長崎県における盲教育の嚆矢であり、後の長崎盲啞院の母体となるものであった。

野村は京都でプロテスタントに入信にしたが、帰郷後も同じプロテスタントのメソジスト教会の会員になった。1897（明治30）年11月19日発行の「福音新報」には、長崎美以教会の項目で次のような内容が報じられている。会友野村宗四郎が設立した按鍼術講習所⁶⁸には、その教えを請う者が遠近より続々と来るようになり、このため盲人寄宿舎を設置するに至った。野村によるこの事業は慈善的無報酬で行われている。

野村は鍼灸治療と按鍼術講習を行っていたが、講習所には寄宿舎も設置された。盲人の教育にあたっては授業料などを受け取っていなかったことが分かる。

長崎盲啞院が設立されるまでに、野村の講習所から男3名、女1名の卒業生を送り出している。また、盲啞院の開設で講習所の生徒は盲啞院に編入することになるが、その中には1908（明治41）年より3年間、長崎盲啞学校の教師となる辛島茂市（1873～没年不詳）がいる。辛島の履歴書には、明治29年7月より同31年まで「長崎野村鍼灸術点字講習所ニ入学修行ス」⁶⁹とあり、盲啞院に編入して翌年7月には長崎盲啞院第一期生として卒業した。

野村のように、盲人たちの中には、盲教育の先駆であった京都・東京の盲啞学校で西洋医学に基づいた最新の鍼灸按摩技術と点字を学び、それぞれの郷里に戻ってそれらを伝え還元する盲人たちもいたのである。

⁶⁷ この名称は、「長崎盲啞院一覧」（「長崎県教育雑誌」第99号、22頁、1900年）の中で使用されている。

⁶⁸ 原文には按鍼術講習所ではなく盲啞院と記されている。

⁶⁹ 『(長崎県) 私立学校設置ニ関スル件 教育課 明治四十一年』所収「私立長崎盲啞学校」の中にある辛島茂市の履歴書より引用した。

2 地域における支持の形成

1898（明治31）年に設立された福島訓盲学校、東海訓盲院、長崎盲啞院には、それぞれ維持会、東海訓盲院慈善会、長崎慈善会という盲啞学校を支援する組織も立ち上げられた。ここでは、地域において、これらの慈善会組織が根付く基盤がどのように形成されたのかを、長崎を例に見ていくことにする。

（1）濃尾大地震と長崎における慈善活動

長崎慈善会発足の直接的な契機となったのは1891（明治24）年10月28日に濃尾地方を襲った大地震であった。長崎の地元新聞である鎮西日報は、震災の翌日より被害状況の報道を開始し、11月1日一面トップ、九州で最も早く「義捐金募集」の広告を掲載⁷⁰し、二面には「震災救恤義捐金募集に就いて」という23行もの社説でその必要を訴えた。

長崎では義捐金募集だけでなく、「震災救恤音楽幻燈会」も開催された。⁷¹ 長崎基督教青年会では、同会の蓄積金10円を被災地への義捐金とすることに決定したところ、折角ならばこの10円を利用して他に策は無いかということになり、慈善幻燈会の開催を提案したが、他の有力者と共に開催しなければ成功しないとして銀行、豪商、新聞社などに働きかけて発起を募った⁷²。発起人は政財界、宗教関係者に加え、仏国領事、米国領事、英国領事代理らが名を連ねた。当時、長崎には千人を超える外国人が居留しており、11月22日に行われた発起人集会では、当初「内外音楽幻燈会」と名付けられていた。同集会では、幻燈の注文中ということで開催日は未定であったものの、①入場料その他の収入金を震災地方に送り慈善の意を表す、②各銀行の賛同を得て出納一切を委任する、③発起人の名義で鎮西日報と長崎新報の両新聞紙上に本会の目的を広告する、などが決められ、大村町貿易商集会所に事務所が置かれた。音楽幻燈会の入場券は1枚5銭で、さらに上流

⁷⁰ 筆者の調査では、現存する九州各地方新聞で濃尾大地震を伝えたのは、長崎・鎮西日報（10月29日）、福岡日日新聞（11月1日）、佐賀新聞（11月3日）、熊本・九州日日新聞（11月3日）であった。

⁷¹ 菅達也「近代における震災と慈善活動－濃尾地震と九州・長崎の対応を中心に－」『日本福祉教育・ボランティア学習学会第20回とうきょう大会報告要旨集』2014年、64～65頁より引用した。

⁷² 濃尾地震後における長崎基督教青年会の動きについては次の資料を参考にした。

①『袋町「青年会館」と長崎YMCA～戦前60年のあゆみ』（2008年）

②「基督教新聞」第438号、1891年12月18日付

階級には特別券で義捐を仰ぎ、会場には数個の募金箱も置かれることになった。震災地の幻燈画が東京からの船便で到着すると、12月4・5日に舞鶴座⁷³で慈善音楽幻燈会が開催されることが決定した。

こうして開催された慈善音楽幻燈会では、和・清・洋の3種の音楽が披露された。和楽は琵琶演奏や地元出身の洋画家で尺八の名手であった彭城貞徳（1858～1939）も出演した。清楽は居留地の支那音楽家による胡弓、洋楽は領事館夫人らによるピアノやオルガンの演奏、活水女学校や梅香崎女学校の教員や生徒による演奏や合唱などであった。

最後に、震災地の実写スライドが上映されたが、現地を視察してきた牧師の瀬川淺（1853～1926）が説明を加えた。音楽幻燈会は初日⁷⁴から大盛況で、入場者は7時頃には4千人にもなり立錫の地もなく、門外にはそれでも人々が詰め掛け、素戻りした者が700～800名もいたという。二日目⁷⁵も前夜に劣らず満員で、入場を断らなければならない状況となり、12月8日に場所を皓台寺に変えて追加公演行うことになった。会場では鎮西学院の生徒らがボランティアとして木戸番や下足の管理などを行うなど、各層各人多くの善意により会は大成功を収め、収益の560余円が岐阜、愛知、福井の3県に寄付された。

⁷³ 現在の長崎市新大工町電停付近にあった。

⁷⁴ 「鎮西日報」1891年12月6日付 第2面

⁷⁵ 「鎮西日報」1891年12月8日付 第2面

(2) 長崎慈善会の発足

長崎からの義捐金の返礼として、慈善音楽幻燈会事務所宛に岐阜、福井（後に愛知）の県知事より感謝状と木盃が贈られてきた。1893（明治26）年11月3日、それを発起人に披露するための協議が行われ、その最中に安中半三郎（1853～1921）より「長崎慈善会」の必要とその設立が発議され、一同の賛意を得て創立の運びとなった。⁷⁶

濃尾大震災の後、長崎では義捐金だけで4,000余円、慈善音楽幻燈会の収益560余円という大きな慈善の支持が得られた。安中をはじめとする長崎の民間の知識人たちは、これを機に、長崎で慈善の力を根付かせようとしたのであった。

安中半三郎は、慈善音楽幻燈会の発起人の一人である。震災後、鎮西日報は「義捐金募集」を訴えたが、安中はいち早く義捐金を寄せ、同紙で最初の「震災救恤義捐人名」欄に名前を登場させる。実は安中は、義捐金の払い込み場所として指定されている6か所の一つである「虎與号」（書店・長崎市酒屋町）の主人であり、「義捐金募集」の取組みを当初から中心的に担っていた。

かくして1893（明治26）年11月11日、長崎慈善会の発会式が挙行された。発起人総代の安中は、長崎慈善会創設の趣旨と「長崎慈善会規則」（巻末資料3・174頁参照、以下「慈善会規則」と略記）の説明を行った。「慈善会規則」第二条には「本会は、天変地異等の災害に遭遇したる同胞を救恤するを以て目的とす」とあり、自然災害などによる被災難民を救済した。その際は、長崎慈善会が発起者となり「適宜の方法」で義捐金を募集して贈与した（「慈善会規則」第四条）。「適宜の方法」とは、慈善演芸会などの開催であった。濃尾地震の際の慈善音楽幻燈会では、国際都市らしくフランス、アメリカ、イギリスなどの領事館もその発起に関わったが、長崎慈善会の会員になるには、国の内外、男女を問わず（「慈善会規則」第三条）、会費として毎年50銭を出せば、誰でも入会できた（「慈善会規則」第五条）。

長崎慈善会の組織としての初めての活動は、日清戦争のときに行われた。1894（明治27年）8月28日、29日の両日、第1回慈善演芸会を開催し、収益金は、300円を日本赤十字社の救護資金に、150円余りを出征軍人家族への慰安金へと配分された。1896（明治29）年6月には明治三陸地震がおこり、東北・北海道の太平洋側では大津波が発生し、地震・津波による死者は2万人を超えた。これに対し、長崎慈善会は第2

⁷⁶ 1893（明治26）年11月6日には、長崎慈善会の幹事として、安中のほか、高見松太郎（鎮西日報社）、瀬川浅（キリスト教牧師）の3名が推挙された。いずれも慈善音楽幻燈会の中心を担った人物である。また、この日、長崎慈善会規則も決議された。

回目の慈善演芸会を同年 7 月 14 日、15 日に開催し、総収入 653 円余りを岩手、宮城、青森の 3 県に送付している。長崎慈善会は後述するように、その後、常時の活動として盲啞院を経営することになるが、その最中も県内外における火災、災害、事故などに対しては義捐金、見舞金などを送った。有名なところでは、1902（明治 35）年 1 月に起きた八甲田雪中行軍遭難事件の際には、市内 4 銀行に寄付金取扱を依頼し、533 円 16 銭 5 厘を陸軍第 8 師団長あて送付している。

第2章 盲啞学校支援組織の成立

第1節 盲啞学校支援組織の名称

1 形成期の盲啞学校支援組織

盲啞学校における慈善会組織の創始は、東京盲啞学校の前身である楽善会訓盲院の「楽善会」である。加藤康昭(1967)⁷⁷は楽善会について、会員は開明的な士族＝官僚層が主体であり、「善を楽しむ」意識、すなわち儒教的倫理観に支えられていたと述べている。盲啞学校は続く成立期に興隆し、盲啞学校を支援する慈善会組織の中には、楽善会訓盲院を模範として「楽善会」の名称を取り入れたところもあった。それでは「楽善会」の名称はどのようにつけられたのだろうか。その由来は、慈善・善行の「よい、正しい」という善ではなかった。

楽善会発足メンバーの一人に岸田吟香がいる。岸田は30歳のときに眼病を患い、医師であり、宣教師であるジェームス・カーティス・ヘボン(James Curtis Hepburn・1815～1911)の治療を受けた。それまでの目薬は塗り薬であり、ヘボンより処方された液体目薬は画期的であった。その後、東京日日新聞を退社した岸田は1875(明治8)年9月、銀座に薬局「楽善堂」を開いて液体目薬を販売した。^{78 79}この場合の善は、よく治る薬、すなわち善処・善用の「よく、うまく」という意味であろう。訓盲院の運営母体となる楽善会の成立年について、木下知威(2015)⁸⁰は、1877(明治10)年9月であると発表した。そうであれば、楽善会は岸田の「楽善堂」から命名されたと思われる。

この時期の団体名は、善や徳などの道徳的価値を有する語句を用いているのが特徴であり、楽善会の他に、財政再建期の京都盲啞院を支援する京都盲啞院慈善会(1893年)、横浜盲人学校(戦後、横浜市立盲学校)へと発展する鍼治揉按医術講習学校の交徳会

77 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』東峰書房、1967年、232頁

78 内藤誠『ヘボン博士のカクテル・パーティ』講談社、1993年、90頁

79 川邊雄大「常福寺所蔵・「岸田吟香書翰(北方心泉宛)」について」『東アジア文化交渉研究』第3号、関西大学文化交渉学教育研究拠点、2010年、599頁

80 木下知威が日本特殊教育学会第53回大会(2015年9月 於・東北大学)で発表した『楽善会慈恵方法』の形成過程―「楽善会規則」6章の改正に着目して―によると、楽善会の成立はこれまで明治8年とされてきたが、『楽善会慈恵方法』の異版を検討した結果、明治10年9月を軸とする時期であるとしている。

(1896年) などがある。

また、盲人団体名をそのまま盲学校名としているのも特徴の一つであり、埼玉の明心会導盲院(1883年)、新潟の盲人教育会(1885年)、青森の東奥盲人教訓会(1891年)が盲人たちによって開校した。さらに、上毛訓盲院(1890年)を支援した前橋積善会は仏教系、横浜の盲人福音会(1888年)や岐阜聖公会訓盲院(1894年)はプロテスタント系の組織が支援していた。

2 成立期の盲啞学校支援組織

1898（明治 31）年は福島、静岡、長崎に福島訓盲学校、東海訓盲院、長崎盲啞院が開校する。この地方 3 校を皮切りに、全国各地に盲啞学校が設立されるようになる。3 校はそれぞれに維持会、東海訓盲院慈善会、長崎慈善会という組織を有していたが、設置の時期は福島と静岡・長崎で事情が異なっていた。

福島は「私立福島訓盲学校規則」⁸¹の第二十九条に「本校ノ永続ヲ図ランガ為メ維持会ヲ設ク」とある。静岡は「東海訓盲慈善会規則」⁸²の第三条に「本会は訓盲院を創設し及び維持するに必要な資金を給与す」とある。つまり、福島は学校が先に開校し、維持するために組織を設けた。静岡は学校を創るために組織が先にあり、開校後は学校を維持するということである。長崎は静岡に同じである。

表 2-1-1（62 頁）は、成立期に設立された盲啞学校とそれを支援する組織をまとめたものである。多少の例外はあるものの、維持会・賛助会と称するのは福島型で、すでに設立されている盲啞学校を維持し、支持基盤を地域に広げていくことを目的とした「経営支援後発型」であった。また、慈善会と称する静岡・長崎型は、学校を設立するために組織を立ち上げて地域に基盤をつくり、学校設立後も維持していくという目的の「慈善会先行型」であった。

以上に挙げた名称とは異なるが、注目されるものとして、婦人会が設立母体となっていてところがある。松江盲啞学校（松江婦人会）と下関盲啞学校（下関博愛婦人会、後に愛国婦人会下関支部に引き継ぐ）であり、隣県同士である。

また、成立期は県をはじめとする地方教育会による盲啞学校の設立が目立つ。教育会は、教育行政関係者、教員、有志者により構成され、主な事業として、教育問題の調査研究、地方教育雑誌の発刊、講習会・講演会などを行った。地方教育会はいわば県の代理機関であり、県の意向を汲んだ公的な組織であった。⁸³

⁸¹ 宇多三郎編「私立福島訓盲学校報告書 第一回」『知的・身体障害者問題史料集成』戦前期・第一巻，不二出版，2005 年

⁸² 静岡県立静岡盲学校『静岡県立静岡盲学校六十年誌』，1958 年

⁸³ 地方教育会は、県教育会、郡市教育会の総称である。清水禎文は「明治期の群馬県における教育会の歴史的展開」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第 54 集・第 1 号（2005 年）において、「地方教育会は、地方の教育行政に関与し、地方の教育を築き上げ、さらにメディアを通じた教育世論の形成に関わった団体であった。その意味で地方教育会は、教育ガバナンスそのものであったと言える」と述べている。

他に、形成期に引き続き、プロテスタント関係、仏教関係、盲人団体による盲啞学校の設立もあった。

(表 2-1-1) 第 2 期設立の盲啞学校とその慈善会組織

経営支援後発（福島）型 支援組織	慈善会先行（静岡・長崎）型 支援組織
福島訓盲学校(1898) 維持会(1898)	長崎盲啞院(1898) 長崎慈善会(1893)
高田訓矇学校(1900) 新潟県訓矇慈善会(1901)	東海訓盲院(1898) 東海訓盲院慈善会(1898)
長野盲人教育所(1900) 長野楽善会(1902)	豊橋盲啞学校(1900) 盲啞教育慈善会(1900)
名古屋盲学校(1901) 賛助員制(1902)	愛媛盲啞学校(1907) 楽善会(1907)
岡崎盲啞学校(1903) 盲啞教育慈善会(1903)	郡山訓盲学校(1908) 維持会(1907)
鹿児島慈恵盲啞学校(1903) 慈恵会(1904)	鳥取盲啞学校(1910) 積善会(1909)
米沢盲学校 (1903) 維持会(1924)	岩手盲啞学校(1911) 岩手盲啞学校楽善会(1911)
小樽盲啞学校(1906) 賛助員制(1907)	喜多方訓盲学校(1912) 喜多方慈善会(1910)
柳河訓盲院 (1909) 柳河慈善団(1911)	
中郡盲人学校(1910) 賛助会(1910)	
置賜盲学校(1910) 維持会	
日向訓盲院 (1910) 賛助会(1911)	
熊本盲啞技芸学校(1911) 肥後盲啞保護会(1914)	
(婦人会)	(キリスト教関係)
松江盲啞学校(1905) 松江婦人会(1907)	浅草訓盲院(1906) メソジストプロテスタント教会 → 同愛訓盲院(1907)
下関盲啞学校(1907) 下関博愛婦人会(1907)	
(教育会)	(仏教関係)
磐城訓盲院 (1906) 維持会(1910)	埼玉和協会付属訓盲学校(1908)
大分教育会附属大分盲啞学校(1911)	東京盲人技術学校(1908) 大日本仏教慈善会
千葉県教育会附属千葉訓盲院(1912)	(盲人協会)
石川県教育会附属金沢盲啞学校(1913)	上田鍼按講習所(1910) 上田盲人協会
	(教育会)
	上野教育会附属訓盲所(1905)
	岡山県教育会附設盲啞院(1908)
	福岡盲啞学校(1910) 福岡県盲啞教育慈善会(1909)
	(その他)
	大阪盲啞院(1900) 有隣舎<構想>-賛成会(実際)

巻末資料 1 「地域別盲啞学校変遷図」より筆者作成

3 変革・減少期の盲啞学校支援組織

1921（大正 10）年をピークに盲啞学校の慈善会組織は減少する。1923（大正 12）年に「盲学校及聾啞学校令」が公布され、その前後から各地の私立盲啞学校は統合や県立移管が行われた。この時期に設立された盲啞学校とその慈善会組織は表 2-1-2（65 頁）の通りである。

来たるべき県立移管のために、また、その前段階である代用校を支えるために短期間ではあったが慈善会組織が存在した。

注目されるのは、福井県立盲学校と福井県立聾啞学校の慈善会組織である福井県楽善会である。県立移管後に慈善会組織ができた例は、現在確認できるところでは福井県楽善会のみである。⁸⁴

福井の盲学校と聾啞学校⁸⁵は、全く別々に創設され、当初から盲聾は分離していた。県立移管は 1929（昭和 4）年 3 月 31 日で、学校長は盲聾を兼任したため、校舎はその後、福井師範学校内に併設されることになる。

福井県楽善会は、盲学校、聾啞学校の後援団体として、1929（昭和 4）年 10 月 1 日に組織され、その名称は東京の楽善会にならって名付けられた。児童生徒保護者、教育関係者、賛同する県民有志によって構成され、会長は学校長、副会長は教頭、庶務や会計は教職員が担当した。運営費は、会費によって賄われ、保護者は月 5 銭、教職員は月 20 銭、賛助会員は年 5 円、寄付金も受け入れていた。楽善会は当初の基本金を得るために、発足後に大音楽会を開催している。その後も楽善会の主催で慈善音楽会と銘打ち、県内の音楽家や中学校教員による音楽会が開かれた。

1931（昭和 6）年 1 月の福井県楽善会購入品目を見ると、焼印（85 銭）、30 センチ物指 10 本（60 銭）、のりはけ（13 銭）、六寸鍋（12 銭）、のりはけ（13 銭）、手工用はさみ 10 個（1 円 55 銭）、ペンチ（92 銭）、舶来くいきり（75 銭）、といし（40 銭）、くいきり 10 個（2 円 40 銭）、ヤットコ 10 個（7 円 50 銭）、手工板 10 個（7 円 50 銭）、

⁸⁴ 以下の福井県楽善会の取り組みなどは、『福井県立聾学校五十年史』（1964 年）50～52 頁より引用した。

⁸⁵ 福井訓盲学舎は長澤小作によって 1913（大正 2）年に設立され、福井市内にあって移転拡張を繰り返した。（福井県立盲学校『創立百周年記念誌』より）一方、福井聾啞学校は創立者である広岡善寿（浄土真宗正願寺住職）によって東藤島村大和田の正願寺境内に 1915（大正 4）年に開校した。広岡は聾啞学校の支援組織として福井県社会救済団を結成していたが、福井市への移転のために寄付金募集運動を展開し、1921（大正 10）年に福井市日ノ出下町に新築移転した。（福井県立聾学校『福井県立聾学校五十年史』1～18 頁より）

救急箱（25 円）卓球用具一組（25 円）とあり、各種工具をはじめ備品、消耗品が学校へ贈られている。⁸⁶

この頃、昭和恐慌となり、県の財政も逼迫し、福井県楽善会は学校教員を中心にした組織ではあったが、明治期に行われた慈善演芸会の手法で地域住民より得られた支援金によって学校生活の実際が支えられていたといえよう。

⁸⁶ 福井県立聾学校『福井県立聾学校五十年史』，1964 年，51～52 頁

(表 2-1-2) 変革・減少期設立の盲啞学校とその慈善会組織

盲啞学校名とその慈善会組織名	
山形盲学校 (1913 年～1927 年代用校)	山形仏教護国団 (1920 年)
庄内盲人教育所 (1916 年～1924 年改称)	庄内盲人教育会 (1916 年)
三重盲啞院 (1919 年～1925 年県立)	三重慈善協会 (1919～1920 年)
神都訓盲院 (1919 年～1948 年廃校)	賛助会 (1920 年)
沖縄訓盲院 (1921 年～1940 年代用校)	賛助会 (1922 年)
桐生訓盲院 (1921 年～1928 年統合・県立)	桐生積善会 (1921～1928 年)
土浦盲学校 (1921 年～戦中に廃校)	楽善会 (1922 年)
仏眼協会盲学校 (1924 年～代用～戦後廃校)	仏眼協会 (1924 年)
青森県盲人教育所 (1925 年～1937 年県立)	維持会(1927 年)→後援会(1929 年)
福井県立盲学校、福井県立聾啞学校 (1929 年～)	福井県楽善会 (1929 年)

巻末資料 1 「地域別盲啞学校変遷図」より筆者作成

第2節 支援組織による盲啞学校の経営

前節で、盲啞学校における慈善会組織には、「慈善会先行型」と「経営支援後発型」の二類型があるとしたが、「慈善会先行型」の代表例として長崎慈善会を、「経営支援後発型」の代表例として柳河慈善団を取り上げる。長崎慈善会が設立母体の長崎盲啞院は、京都以西では最も古く、盲人と聾啞者の両者を対象とする「盲啞学校」としては日本で3番目に設立・維持された学校であることから代表例とした。また、柳河慈善団が経営支援した柳河訓盲院は、後に財団法人となった盲啞学校が全国で14校あるが、そのうちの1校であることから代表例として取り上げることにした。

1 長崎を事例として

(1) 長崎慈善会による長崎盲啞院の設立

長崎慈善会は「天変地異は猶ほ人身の疾病の如し長崎慈善会は医薬を以て自ら任し聊か天則の欠を補綴せん」⁸⁷ という趣旨のもと、1893（明治26）年11月に発足した。以来、県内外を問わず災害時の被災地に義捐金を送った。そして1896（明治29）年4月18日の定期総会において、常時の活動として盲啞院を設置することを決定した。

盲啞院の設立こそが慈善事業の中心事業であると確信させたのは、野村宗四郎の存在であったといえよう。前述したように、野村は「鍼按術講習所」を開設（1894年2月）しており、メソジスト教会の教会員だった。慈善会の中心メンバーの一人である瀬川淺は濃尾地震以来、慈善活動に勤しんできたが、教会の牧師でもあることから、野村とのつながりがあったと思われる。野村の長崎盲啞院設立に果たした役割はきわめて大きく、その創設にあたり、京都市立盲啞院の支援が得られたのも野村が大きく作用していた。

長崎盲啞院設立準備の取り組みと開院初期の出来事をまとめると表2-2-1（67頁）のようになる。京都以西の西日本で最初の盲啞学校として開院した長崎盲啞院の設立過程において注目すべき点の第一は、当初から盲教育と聾啞教育の両部門を設置した文字通りの盲啞院として開校された点である。

⁸⁷ 『長崎慈善会二十五年誌・長崎婦人慈善会二十年誌・長崎盲啞学校二十年誌』（1917年）イ2～イ3頁の「長崎慈善会創設の趣旨」より

(表2-2-1) 私立長崎盲啞院設立過程一覧

1896 (明治 29)	4.18	長崎慈善会定期総会において「盲啞院設置ノ件」を議決し、「組織調査委員」に安中半三郎、釘本小八郎、高見松太郎、横山寅一朗、松井宗七（釘本ではなく瀬川浅とする記述もある）を推挙し、京都市立盲啞院の組織を標準に調査を開始する。
1896 (明治 29)	8.27	長崎慈善会事務所において組織委員会を開く
1897 (明治 30)	11.13	道の尾温泉場において、長崎慈善会定期総会を開き、慈善演芸会収入金をもって盲啞院創立費に充てることを決議する。
1897 (明治 30)	12.17 ～18	11月13日の総会決議に基づき第3回慈善演芸会を開催し、その収入より600円を盲啞院創立費にあてる。
1897 (明治 30)	12.20	臨時総会を開き、盲啞院創立委員として、安中半三郎、瀬川浅ら10名を選び、さらに野村宗四郎、松井宗七を評議員として設立準備に入る。
1898 (明治 31)	4.10	長崎高等小学校長の北野孝治に創立委員を嘱託する。
1898 (明治 31)	4.21	創立委員会を開き、教則、学科、課程の編成並びに創立費、経常費予算、校舎準備等委員の分担を定める。
1898 (明治 31)	5.14	中川郷堂茶屋において定期総会を開き、長崎盲啞院規則、創立費予算(600円)、慈善会会員の拠出(毎月25銭)による31年度経常費予算(750円)、義財箱の設置等を議決する。
1898 (明治 31)	5.17	委員並びに幹事等集會し、名誉院長を長崎高等小学校長の北野孝治に嘱託し、教員を同校教員の長石安治郎、京都盲啞院卒業生の野村宗四郎の両氏を聘用する件を決議する。
1898 (明治 31)	5.30	長崎盲啞院設置願を提出し、6月9日に許可される。
1898 (明治 31)	6.6 ～8.5	長石安治郎を2ヶ月間、盲啞教育法取調のため京都市立盲啞院に派遣する。その期間中の7月4～10日の一週間、官立東京盲啞学校を視察し、山野井虎市、奥村三策（両者は京都市立盲啞院へ出張）と共に再び京都へ帰る。
1898 (明治 31)	6.21 ～6.23	鎮西日報に3日連続して「長崎盲啞院設置広告」を掲載し、生徒募集を行う。
1898 (明治 31)	8.14	委員会を開き、開院式並びに生徒勧誘募集の件等を協議する。
1898 (明治 31)	9.12	野村鍼灸術講習所の盲正7名を盲生技芸科に入学させ、在学生徒盲生8名、啞生4名、計12名で授業を開始し、ここに私立長崎盲啞院が開院する。
1898 (明治 31)	10.22	私立長崎盲啞院の開院式を挙行する。
1898 (明治 31)	11.6	第13回長崎県有志教育会総会(11月5～6日開催)において、長崎盲啞院教員である長石安治郎が盲啞教育について談話をする。
1898 (明治 31)	11.16 ～16	舞鶴座において第4回慈善演芸会を開催し、その収益金の内700円を盲啞院基金に、586円59銭3厘を31年度予算の補充にあてる。
1898 (明治 31)	11.28	グラハム・ベルが、東京盲啞学校、京都市立盲啞院に続いて、長崎盲啞院に来校する。

* 本年表は、①長崎盲啞院一覧（「長崎県教育雑誌」第99号 1900年）②長崎慈善会十周年記（1903年）③長崎婦人慈善会沿革（1907年）④長崎慈善会二十五年誌・長崎婦人慈善会二十年誌・長崎盲啞学校二十年誌⑤鎮西日報の記事等を参考にして作成した。

特に、聾啞教育を位置づけていた点は全国的に見ても注目される。表 2-2-2 (70 頁) を見るとおり、長崎盲啞院は、盲学校としては 8 番目 (同年開校を同順位とする) であるが、聾啞学校として見れば 3 番目であり、盲と聾啞の両方を設置した学校としては、規模こそ異なるが、京都市立盲啞院 (以下、京都校という場合がある)、官立東京盲啞学校 (以下、東京校という場合がある) について 3 番目に位置するのである。京都校を参考・基準に設立準備した結果ではあるが、盲啞院創立委員である安中半三郎、野村宗四郎らの見識の高さを見てとることができる。

第二は、長石安治郎 (1874~没年不詳) が 1898 (明治 31) 年 6 月 6 日から 8 月 5 日⁸⁸ まで、長崎盲啞学校開設のために京都校に派遣されたが、長石はその期間中に東京へ赴いて石川倉次⁸⁹ や奥村三策 (1864~1912) ら東京校の教師たちからも学んでいたという事実である。

東京盲啞学校啞生同窓会発行の「啞生同窓会報告」第 8 号 (1899 年 1 月発行) には、1898 (明治 31) 年 7 月 4 日に長石安治郎が盲啞教育研究のために来観したとある。さらに、7 月 10 日には東京盲啞学校教員の山野井虎市、奥村三策が長石とともに京都校へ向かったと記録されている。山野井、奥村は 7 月 12 日から 25 日まで定例協議⁹⁰ のために京都校へ出張したものであり、長石は、鍼灸按摩術の大家である奥村三策らと東京・京都と道中合わせて約 20 日間を共にしたことになる。長石は東京校を去る際に、長崎を出て初めて盲啞教育の実地教授を見て感激したが、それは東京校教師の熱心と仁恵の結果であると述べ、文明の恩波の中心となる東京校への感謝と激励の挨拶⁹¹ をしている。

こうしてみるとこれまで開院時をはじめとして京都市立盲啞院の影響と支援が強調されてきたが、長崎盲啞院の開設にあたっては日本を代表する京都校と東京校の両方から当時の最高・最良の知識と技術を学びとり、両校の期待と声援を受けて開院したこと

⁸⁸ 盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会編集部会『京都府盲聾教育百年史』盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会、1979 年、93 頁の注 101 より

⁸⁹ このとき東京盲啞学校の小西信八校長は欧米留学中であり、石川倉次が校長代行を務めていた。

⁹⁰ 盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会編集部会『京都府盲聾教育百年史』盲聾教育開学百周年記念事業実行委員会、1979 年、93 頁の注 102 より

⁹¹ 長石安次郎「長崎盲啞院設立の演説」東京盲啞学校啞生同窓『啞生同窓会報告』第 8 号 (1899 年 1 月) 9 頁

が分かる。そのことは開院後まもなくしてアレクサンダー・グラハム・ベル (Alexander Graham Bell・1847～1922) が東京校、京都校に次いで小規模な長崎盲啞院を視察に訪れたのも、両校の期待と支援の現れであり、当初から盲教育とともに聾啞教育を明確に位置づけていた長崎盲啞院設立者らの開明性がもたらしたものであった。

(表 2-2-2) 全国盲哑学校一覧 1898 (明治31) 年

	校名	開校年	所管	学科(盲)	学科(聾哑)	入学 年限	教員		生徒数			歳費
							盲	哑	盲	哑	計	
1	京都盲哑院	明治11	市立	普通、鍼治、按摩、琴	普通、図画、裁縫、刺繍	8歳～	5	6	35	107	142	3485
2	東京盲哑学校	明治13	官立	普通、鍼治、按摩、琴	普通、図画、裁縫、指物、彫刻	8~18歳	6	7	69	139	208	7000
3	高田訓蒙学校	明治22	私立	普通、鍼治、按摩、琴		11歳～	5		15		15	143
4	横浜訓盲院	明治25	私立	普通、鍼治、按摩、琴		7~30歳	3		25		25	600
5	岐阜訓盲院	明治27	私立	普通、鍼治、按摩		10歳～	3		13		13	600
6	札幌訓盲院	明治28	私立	普通、鍼治、按摩		12~18歳	1		3		3	300
7	函館訓盲院	明治28	私立	普通、鍼治、按摩		10歳～	2		8		8	200
8	福島訓盲学校	明治31	私立	普通、鍼治、按摩		12歳～	3		12		12	60
9	東海訓盲院	明治31	私立	普通、鍼治、按摩		13~25歳	2		10		10	600
10	拾石訓哑義塾	明治31	私立		普通、図画、裁縫、指物、織物	10~18歳		1		5	5	76
11	長崎盲哑院	明治31	私立	普通、鍼治、按摩	普通、図画、裁縫	9歳～	2	2	11	8	19	800

出典：「帝国盲哑学校統計表」(明治31年末)より筆者作成

(東京盲哑学校哑生同窓会「哑生同窓会報告」第9号, 1899年7月, 25~26頁)

（２）長崎慈善会の教育思想

長崎慈善会が定めた「長崎盲啞院規則」⁹²の第一条には「盲啞子弟ノ独立自活ニ必須ナル教育ヲ施ス」という目的が記されている。これは「京都府盲啞院規則」（明治22年改正）の第一条とほぼ同じである。これは言うまでもなく職業教育を中心とした目的規定である。

これより先、開院の前に出された「長崎盲啞院設置広告」⁹³では「身ヲ修シメ智ヲ啓キ独立自活ヲ用ルノ幸福ヲ與ヘン」となっており、「独立自活」のための職業教育を中心としながらも普通教育の内容も含み、「盲啞子弟」の「幸福」を目指すことが意図されていた。

さらに、盲啞院教員の長石安次郎は、第13回長崎県有志教育会総集会⁹⁴において盲啞教育の有用性を述べている。啞生には手聲法と発音法の二つの教授法がある。盲生には点字法がある。啞生、盲生は教育によって十分に生計を営むことができ、盲生一ヶ月の最高所得は30円、啞生は20円にもなり、平均では盲生13円、啞生8円である。盲生も啞生も職業に就いて十分に働くことができる。何かのときは、国家に有用な仕事を成すことができるであろうという主旨であるが、このことは、1871（明治4）年に山尾庸三が太政官に提出した「盲啞学校ヲ創立セラレンコトヲ乞フノ書」において、「無用ヲ転ジテ有用トナシ国家経済ノ道ニ於テ万一ノ裨補」となることに盲啞学校創設の意義を見出していたことと共通している。

また、盲啞院長である北野孝治は第2回卒業式の祝辞⁹⁵で、盲啞教育の普及発達は文化の尺度でもあると述べている。

このように長崎慈善会による盲啞院の教育目的は、「盲啞子弟ノ独立自活」という個人レベルを中心に規定されつつも、国家レベルにおける経済的意義と文化的意義が自覚されていたといえる。

⁹² 『(長崎県) 第三課事務簿 学制之部 明治三十一年自五月至八月』所収「私立学校(盲啞院) 設置認可開申ノ件」の中にある「長崎盲啞院設置願」に「長崎盲啞院規則」が添付されている。

⁹³ 「長崎盲啞院設置広告」は、「鎮西日報」明治31年6月21日3面、22日4面、23日4面に掲載された。

⁹⁴ 「長石安次郎君の談話」『長崎県教育雑誌』第78号（1898年11月）37～38頁

⁹⁵ 「長崎盲啞院第二回証書授与式」『長崎県教育雑誌』第99号（1900年9月）21頁

(3) 長崎婦人慈善会の設立

長崎慈善会は、1898（明治 31）年 12 月 5 日の総会において婦人部を設置することを決定した。目的は、生活に困窮する盲啞院生徒の寄宿料を補助することにあつた。最初の入会者は、横山会長（長崎市長）、安中幹事、瀬川幹事、牟田口理事ら慈善会幹部の夫人たちであつた。

長崎盲啞院は、京都以西の西日本で初めての盲啞学校であり、県外出身者も多く在学した。婦人部は県内外を問わず貧困家庭の生徒の援助を行った。記録⁹⁶には 1917 年までの間、9 名の生徒に合計 440 円 54 銭を補助している。このうち 4 名が小倉、熊本、広島 of 県外生徒だつた。他にも医療費などを補助した生徒もいた。

婦人部は 1903（明治 36 年）8 月 8 日の総会で、名称を盲啞教育婦人会と改めたが、同年 11 月 21 日に再び総会を開き、長崎婦人慈善会と改称した。『長崎婦人慈善会沿革』『長崎婦人慈善会二十年誌』の冒頭では、日本婦人は家事を終世の務めとしたが、時代は外交と共に変化し博愛慈善の事業はむしろ男子に勝る天職を有していると主張している。当時、国際都市であつた長崎の女性の先進性が見て取れるが、長崎婦人慈善会は大きく分けて三つの役割を有した。

まず、第一は、盲啞学校に対する支援である。当初は困窮する生徒の寄宿料支援であつたが、それに加え、盲啞学校への財政負担も行った。1902（明治 35）年から毎年一回、慈善市を開催し、その利益で盲啞学校の経費を補つた。第一回の婦人慈善市では、居留地外国人の出演などで非常に盛会となり 838 円余の純益を上げた。この年は盲啞学校建築費として最終的に千円もの額を盲啞学校に拠出している。長崎慈善会の慈善演芸会では第七回（1904 年）から売店を出店している。その慈善演芸会も 1906（明治 39）年の第十二回で終了するが、男子のそれを婦人慈善市演芸会として引き継いでいった。また、盲啞学校の卒業式などの式典にも出席しただけでなく、茶菓子の準備や接待も行った。

第二は、震災など災害による被災地復興のために義捐金を募り送付した。これは盲啞学校経営を主な事業として展開する以前の長崎慈善会本来の姿でもある。長崎市近郊の災害の場合は葬儀に参列したり、義捐金募集のために外国人居留地を一軒一軒巡回したりするなど、婦人会ならではの細やかな活動も見られた。

⁹⁶ 『長崎慈善会二十五年誌・長崎婦人慈善会二十年誌・長崎盲啞学校二十年誌』1913 年 口 10～口 11 頁

第三は、日露戦時下の後援活動である。具体的には、軍人家族を慰問し、事前に募集した古着衣類をその家族に配布した。また、軍隊へ慰問袋を贈ったり、赤十字社へ包帯原料の木綿を贈ったりした。軍関係者の歓待や、さらには戦後、長崎からロシアに送還される敵将校への慰問なども行っている。

(4) 長崎盲啞院の教育方法

「長崎盲啞院規則」(以下、「長崎規則」と略記)の第二条では、教科を普通科、技芸科の二教科とした。京都盲啞院の尋常科、専修科に対して普通科、技芸科という全く異なる名称を使用している。普通科は長崎独自の名称で、技芸科は東京盲啞学校と同じである。

「長崎規則」第三条は、盲生の科目が記されている。普通科は「講談」「国語」「作文」「算術」「唱歌」「体操」で、「講談」は東京校の影響を受けた京都校のそれが長崎にも導入されたもので、「修身及作法」「方角及道路溝渠」「地理歴史」「理科」等の話、「言語ノ練習」からなる複合教科であった。技芸科は「音楽」「鍼治」「按摩」「口授」で、「口授」は「生理」「解剖」「病理」の講義であり、京都校の西洋医学を取り入れた新しい鍼灸按摩は、長崎においてもきちんと位置付けられていた。また、「盲生普通科課程表」の欄外には「国語作文」の教授では点字を用いるとあり、開院時から点字の使用とその指導が行われていた。野村が「鍼按講習所」で行ってきた点字教育は、こうして盲生普通科の「国語」「作文」に継承されていた。

「長崎規則」第四条は、啞生の科目が記されている。普通科は「読方」「作文」「習字」「算術」「筆談」「図画」「体操」とし、女兒のためには「裁縫」が加えられていた。「筆談」は、京都校にはなく、東京校のそれが導入されていた。内容は、盲生の「講談」と同様で、「筆談」による「修身及作法」「地理歴史」「理科」等に関する会話である。技芸科は「図画」「彫刻」「指物」「刺繍」「裁縫」となっていた。また、「啞生普通科課程表」の欄外には発音教育が位置付けられていた。

ただし、盲生技芸科「音楽」と啞生技芸科は、当分欠いており(「長崎規則」第四条、第五条)、開院当時は開設されなかった。

啞生の発音教育は、長崎盲啞院の開院当初から行われたが、その後の口話式教授が確立する起点となったのはグラハム・ベルの来校による。その後、長石安次郎は先ず母音から試みたが、発音困難な児童に対しては強いて試みないという方針だったという。⁹⁷

⁹⁷ 中尾榮 「純口話式学級を設置するまで」『口話式聾教育』第2巻第9号(1926年9月)12頁

(5) 生徒等

普通科に入学する生徒は、年齢満九年以上⁹⁸（「長崎規則」第十六条）で、技芸科は普通科第二学年を修業した者、または、それに相当する学力を有する者（「長崎規則」第十七条）であったが、年齢満十五歳以上の者は学力に関わらず入学を許可されること（「長崎規則」第十七条但書）もあった。

表 2-2-3（76 頁）・図 2-2-1（77 頁）は、明治期における生徒数の増減を示している。盲啞院が設立されて 2 年目、3 年目は、生徒数も順調に増え、設立時（18 名）の 2 倍（35 名）、3 倍（52 名）に増加している。その後も生徒数は増加し、1900（明治 33）年 12 月と 1904（明治 37）年 4 月に移転しているが、1904（明治 37）年は生徒数が 37 名と急激に落ち込む。これは日露戦争の影響と思われる。1904（明治 37）年 2 月 10 日に開戦が宣告されたが、その 4 日後には長崎に戒厳令がしかれたのである。長崎は要塞地域であり、臨戦地域とみなされていた。⁹⁹ 戒厳令は戦争終結まで続き、解除されたのは翌年の 10 月 17 日であった。その後は生徒数も回復する。

表 2-2-4 の①、②（78 頁）は、それぞれ創立 20 年目における卒業生数と在校生数である。169 名の卒業生のうち 69 名（40.83%）は県外生である。そのうち 54 名は九州出身者であることから、九州各県に盲啞学校が整備されるまでは、長崎がその受け皿になっていたことが分かる。また、69 名中、盲部に入学・卒業しているのが 50 名で圧倒的に多い。1911（明治 44）年 8 月 14 日に「按摩術営業取締規則」「鍼術灸術営業取締規則」が公布されたが、長崎盲啞学校は「按摩術営業取締規則第一条」「鍼術灸術営業取締規則第一条」に該当する学校として長崎県知事の指定を受けた。すなわち、盲部技芸科を卒業すると無試験で免許鑑札が得られたことから、県内盲生はもとより県外盲生の卒業生が多かった理由と思われる。

⁹⁸ 長崎盲啞院は入学年齢が 9 歳以上で普通科、技芸科はともに 3 年課程であったが、京都盲啞院と東京盲啞学校は入学年齢が 8 歳以上で、普通科にあたる尋常科が 5 年課程、技芸科にあたる専修科（東京は技芸科）も 5 年課程であった。入学年齢等の検討は今後の課題である。

⁹⁹ 長崎市史編さん委員会『新長崎市史 第三巻近代編』2014 年、269 頁より、戒厳令は長崎の他に、佐世保、対馬、函館に出された。

(表2-2-3)明治期における長崎盲啞学校生徒数の増減

	長崎盲啞学校の生徒				
	合計	男子		女子	
		盲生	啞生	盲生	啞生
1898(明治31)年	18	12		6	
1899(明治32)年	35	26		9	
1900(明治33)年	52	40		12	
1901(明治34)年	77				
1902(明治35)年	76	54		22	
1903(明治36)年	84				
1904(明治37)年	37	6	14	4	13
1905(明治38)年	105	69		36	
1906(明治39)年	130	87		43	
1907(明治40)年	152	55	45	18	34
1908(明治41)年	106	40	31	10	25
1909(明治42)年	155	56	43	18	38
1910(明治43)年	158	59	44	18	37
1911(明治44)年	103	43	27	14	19

『長崎県統計書』より筆者作成

(図2-2-1) 明治期における長崎盲啞学校生徒数の変遷

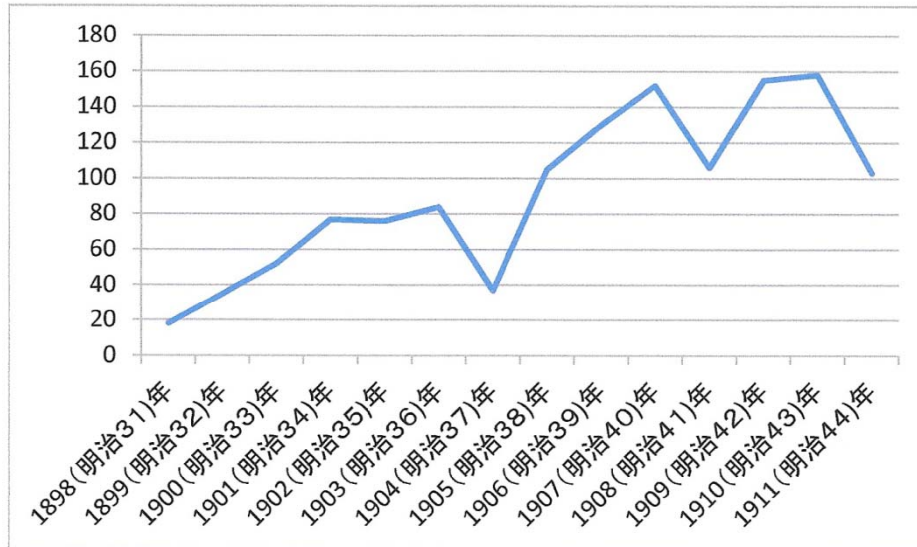


表2-2-3 の生徒数合計より作成

表2-2-4の① 長崎盲啞学校卒業生(県内・県外出身別)

	県内		県外		
	盲	啞	盲	啞	
1899(明治32)年	1	0	1	0	大分
1900(明治33)年	2	0	0	0	
1901(明治34)年					(卒業生なし)
1902(明治35)年	2	2	2	0	愛媛、熊本
1903(明治36)年	3	6	2	1	福岡2、佐賀
1904(明治37)年	9	1	7	0	東京、広島、愛媛、大分、福岡2、佐賀
1905(明治38)年					(卒業生なし)
1906(明治39)年	1	1	4	1	岐阜、広島、山口、熊本、佐賀
1907(明治40)年	2	0	3	0	鹿児島、熊本、福岡
1908(明治41)年	4	2	5	1	東京、広島、愛媛、大分、熊本、佐賀
1909(明治42)年	1	1	3	0	広島、大分、福岡
1910(明治43)年	2	4	2	2	広島、熊本、福岡、佐賀
1911(明治44)年	4	4	2	4	岩手、大分、熊本、福岡2、佐賀
1912(大正 元)年	10	2	3	1	香川、熊本2、福岡
1913(大正 2)年	3	4	3	1	福岡2、佐賀2
1914(大正 3)年	3	5	2	2	熊本2、福岡、佐賀
1915(大正 4)年	2	4	3	3	熊本2、福岡、佐賀3
1916(大正 5)年	4	2	4	2	山口、大分、熊本、福岡、佐賀2
1917(大正 6)年	5	4	4	1	大分、熊本、福岡2、佐賀
(計)	58	42	50	19	県外卒業生のうち
(割合)	34.32%	24.85%	29.59%	11.24%	九州内 54名 九州外 15名
合計	100		69		
割合	59.17%		40.83%		

『長崎慈善会二十五年誌・長崎婦人慈善会二十年誌・長崎盲啞学校二十年誌』より筆者作成

表2-2-4の② 長崎盲啞学校在校生(県内・県外出身別)

	県内		県外		
	盲	啞	盲	啞	
1918(大正 7)年	37	36	12	9	盲(男)福岡1、佐賀4、熊本4、大分1、 鹿児島1、香川1
(割合)	39.36%	38.30%	12.77%	9.57%	啞(男)福岡1、佐賀3、熊本2、大分1 啞(女)佐賀2
合計	73		21		
割合	77.66%		22.34%		

『長崎慈善会二十五年誌・長崎婦人慈善会二十年誌・長崎盲啞学校二十年誌』より筆者作成

(6) 建築計画

長崎盲啞院は、1898（明治31）年9月12日に開院したが、長崎市興善町37番地の野村宗四郎宅である「野村鍼按術講習所」をそのまま仮校舎としていた。野村は材木置場の2階を改装して鍼按術講習所にした。図2-2-2（81頁）は校舎の平面図であるが、盲生と啞生の教室は仕切られていた。

生徒数も増加し、1900（明治33）年12月に同じ町内である興善町43番地の民家を借用し移転した。移転と同時に校名を長崎盲啞学校と改称し、1901（明治34）年度より学年暦を4月入学、3月卒業と改めている。その後、長崎市桜馬場に敷地612坪を選定し、二階建校舎142坪、寄宿舎、附属建物100坪の新築移転計画¹⁰⁰を定め寄付金の募集に着手しようとしたとき、日露戦争に遭遇し計画は中止となった。やむなく1904（明治37）年4月、新大工町76番地の旧・長崎聖堂（別名・中島聖堂）校内の講義室を所有者の向井氏より賃貸して3度目の移転を行った。「中島聖堂由来記」¹⁰¹によれば、当時の中島聖堂は、1897（明治30）年に長崎在留中国人等が長崎市内の大浦町に聖廟（現・孔子廟）を創建したことが契機となって、敬拝する中国人が全くなくなった。聖堂内各建物は次第に腐朽し、修理を加えても追いつかず、建物の朽敗は甚だしくなっていたという。盲啞学校関係者はこの荒れ果てた聖堂を修繕しながら使用したものと推察される。

そして、1907（明治40）年4月27日の長崎慈善会第23回総会において、寄宿舎兼用の校舎新築等を決議¹⁰²し、前述の移転先として用地を確保していた長崎市桜馬場町70番地に新校舎を建設する。折りしも長崎市で開催されていた水産共進会の特許館の建物売却が決まると、慈善会は県当局に請願し、これを買受け、その木材を新校舎建築に利用、冷蔵庫や亜鉛屋根などは他に売却し建築費収入とした。また、地元新聞には「長崎盲啞学校建築費寄附懇請」¹⁰³という広告を出した。このときの寄付金収入所として、長崎県内の銀行のほか、東京、大阪、熊本にある銀行も収入所となっていた。建築費（諸費用含む）総額8,356円92銭7厘のうち、寄付金は7,424円97銭（88.8%

¹⁰⁰ 「東洋日の出新聞」1908年5月23日付 第4面

¹⁰¹ 「中島聖堂由来記（二）」『長崎教育』第463号2面（1935年3月）

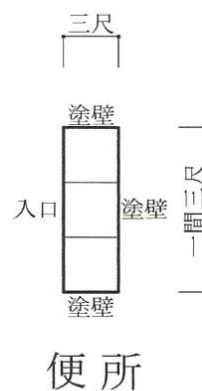
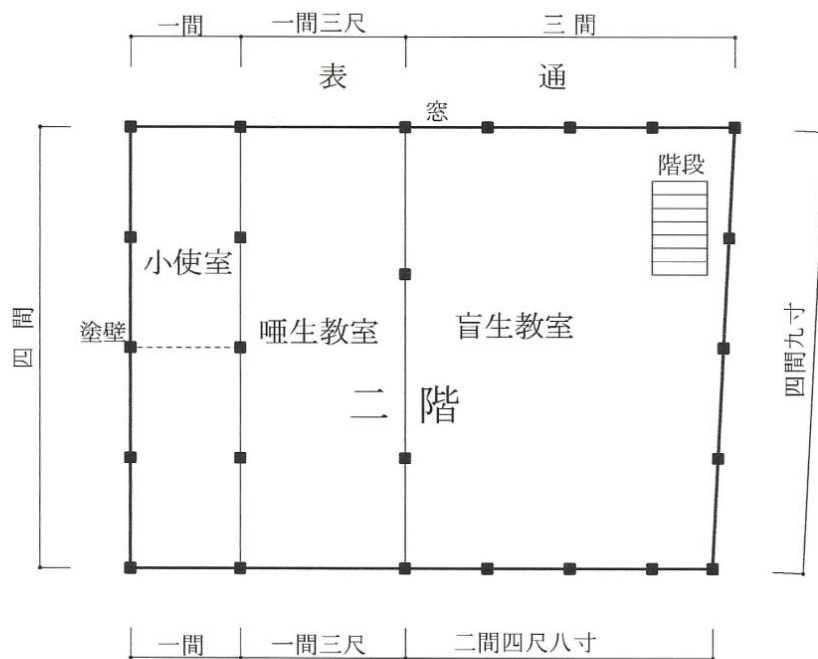
¹⁰² 『長崎慈善会二十五年誌・長崎婦人慈善会二十年誌・長崎盲啞学校二十年誌』1913年 イ7頁

¹⁰³ この広告は「九州日之出新聞」1908年5月21日付 第4面 と「東洋日の出新聞」1908年5月23日付 第4面 に掲載されている。

個人 495 名、29 団体) にもなった。1908 (明治 41) 年 11 月 14 日、念願であった長崎慈善会所有の新校舎が完成 (図 2-2-3 の①82 頁、②83 頁) し、新築落成式と同時に創立十周年祝典も行われた。

(図2-2-2) 長崎盲啞院 平面図

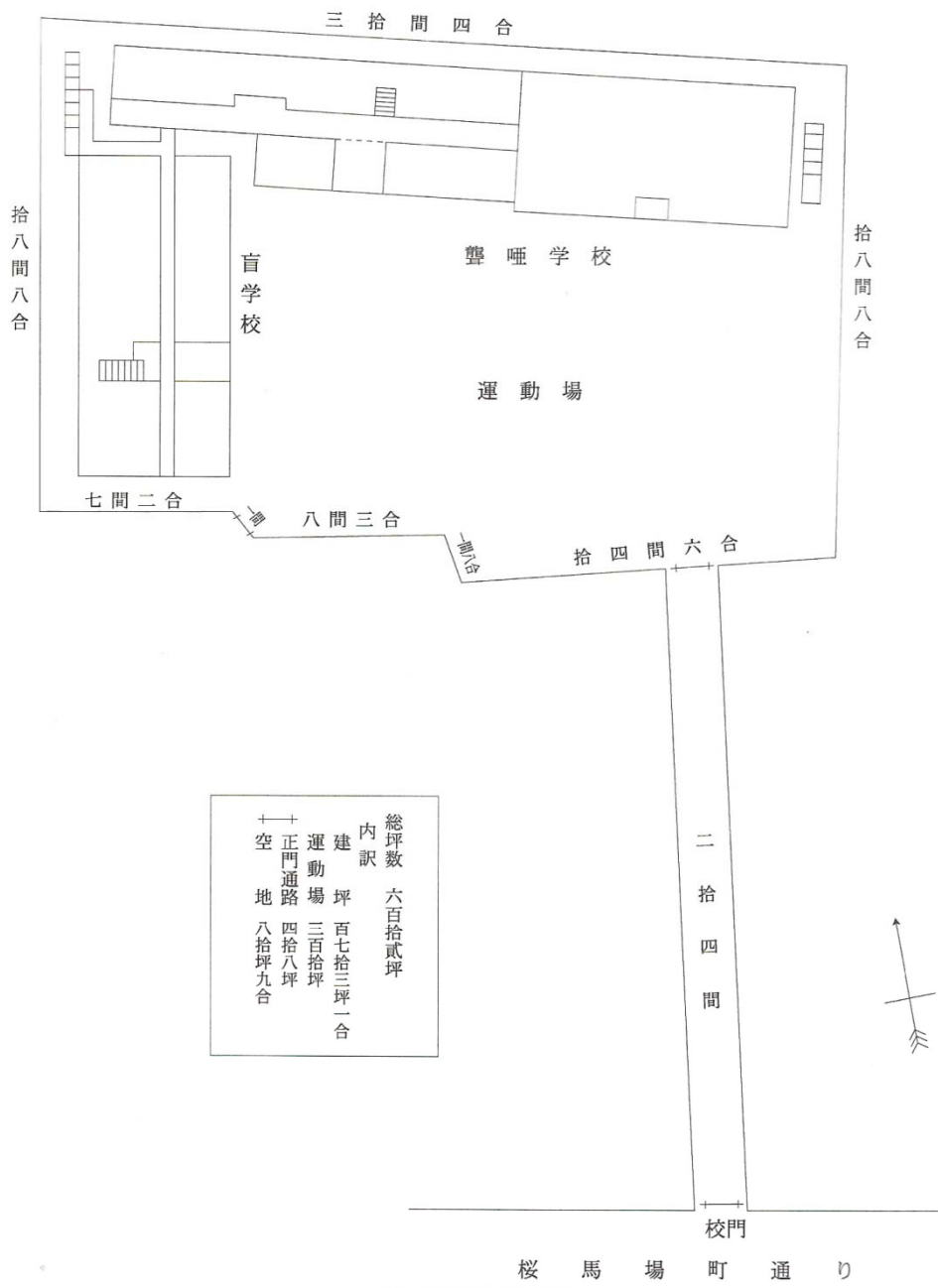
長崎市興善町 37 番地



出典：『(長崎県) 第三課事務簿 学制之部 明治三十一年自五月至八月』所収
 「私立学校(盲啞院)設置認可開申ノ件」の中にある
 「長崎盲啞院設置願」より

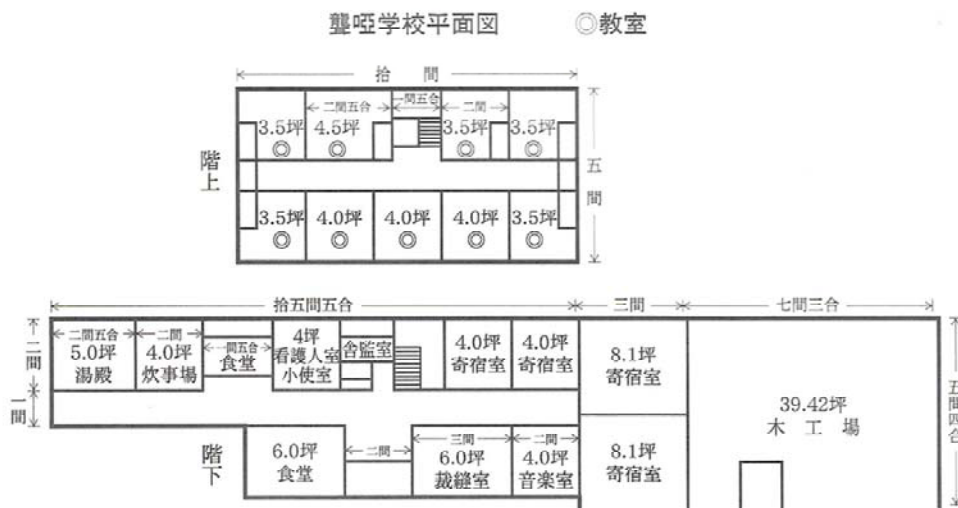
(図2-2-3の①) 長崎盲啞学校 桜馬場校舎配置図

長崎市桜馬場町70番地

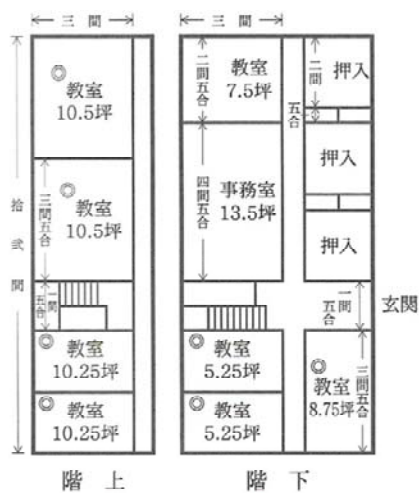


平田・菅「長崎県障害児教育史研究(第IV報)」『長崎大学教育学部紀要-教育科学-』第58号(2000年3月)32頁より引用

(図2-2-3の②) 長崎盲啞学校 桜馬場校舎平面図



盲学校平面図 ◎教室



平田・菅「長崎県障害児教育史研究（第IV報）」『長崎大学教育学部紀要－教育科学－』第58号（2000年3月）33頁より引用

(7) 財政・運営

学校設立時に県に提出された「長崎盲啞院設置願」¹⁰⁴ には、盲啞院の経費は長崎慈善会員及びその他有志の寄付を当てるとある。表 2-2-5 (85 頁) に見るとおり、盲啞院開設当初の収支予算であるが収入の 750 円は慈善会員の会費と寄付金であった。そのうちの 480 円 (64%) は教員の給料に当てられていた。教員は校長含め 4 名であったことから、単純に計算して一人当たりの月収は 10 円 (年俸 120 円)¹⁰⁵ となる。なお、当時の賃金は、小学校教員の初任給が 8 円、巡査の初任給が 9 円であり、大工 14 円 10 銭 (日当×30 日)、農作・男 8 円 40 銭 (日当×30 日)、1 か月 10 円あれば不自由なく生活ができた時代である。¹⁰⁶ 長崎盲啞院では小学校に準じた給料が支払われていた。

表 2-2-6 (86 頁) は、長崎慈善会・長崎婦人慈善会による興行収入を示している。長崎慈善会は慈善演芸会を毎年開催し、その収益金を主に学校経営に当てていた。盲啞院創立費も慈善演芸会の収益金の配当に依っており、後に校舎の新築移転 (1908 年) をするが、建築費も慈善演芸会の収益金の一部を積み立てていた。長崎婦人慈善会は別個に慈善市を行っていたが、やはりその収益は学校経営に当てられた。慈善演芸会が開催される時は売店も開いていた。慈善市は第 6 回まで行われ、第 7 回からは長崎慈善会が開催してきた演芸会を引き継ぐこととなり、第 12 回からは長崎慈善会が行った演芸会と長崎婦人慈善会が行った慈善市と演芸会の回数を合計して、第 24 回慈善演芸会となっている。

長崎盲啞院は 1900 (明治 33) 年 12 月に、長崎盲啞学校と改称したが、盲啞学校の経営・管理等は「長崎盲啞学校管理規定」¹⁰⁷ (巻末資料 4・175 頁参照、以下、「管理規定」と略記) に基づいて行われた。

¹⁰⁴ 『明治三十一年自五月至八月 第三課事務簿 学制之部』所収の「私立学校 (盲啞院) 設置認可開申ノ件」の中に「長崎盲啞院設置願」がある

¹⁰⁵ 長崎盲啞院設立時の教員構成は、院長が北野孝治 (長崎高等小学校長と兼任)、教員として長石安治郎 (24 歳)、野村宗四郎 (28 歳)、宮川カネ (24 歳) であった。院長は高等小学校長との兼任であり、給料の詳細は不明だが、ここでは 4 名の平均として計算した。

¹⁰⁶ 『明治時代史大辞典』第 4 巻 吉川弘文館 2013 年、『値段史年表 明治・大正・昭和』朝日新聞社 1988 年などを参考にした。

¹⁰⁷ 「長崎盲啞学校管理規定」は『(長崎県) 私立学校設置ニ関スル件 教育課 明治四十一年』所収の「私立長崎盲啞学校」にある。

(表 2-2-5) 長崎盲啞院設立時収支予算

収入					
内訳	収入				合計
円銭厘	750				750
収入中割合	100.0				100

収入は毎月会員より徴収する会費及びその他の寄付金

支出					
内訳	教員給料	小使給	消耗品費	借家料	合計
円銭厘	480	84	126	60	750
支出中割合	64.0	11.2	16.8	8.0	100

『明治三十一年自五月至八月 第三課事務簿 学制之部』
所収の「長崎盲啞院設置願」にある「五. 経費収支其細目」
より筆者作成

(表2-2-6) 長崎慈善会・長崎婦人慈善会による興行収入

	長崎慈善会興行収入 (盲啞学校関係)	長崎婦人慈善会興行収入 (盲啞学校関係)		
1894 (明治 27)	第 1 回演芸会			
1895 (明治 28)				
1896 (明治 29)	第 2 回演芸会			
1897 (明治 30)	第 3 回演芸会	600 円 (創立費)		
1898 (明治 31)	第 4 回演芸会	700 円 (基本金) 586 円 59 銭 3 厘 (経費)		
1899 (明治 32)	第 5 回演芸会	400 円 (経費) 100 円 (基本金)		
1900 (明治 33)	第 6 回演芸会	746 円 (経費) 200 円 (基本金)		
1901 (明治 34)	第 7 回演芸会	672 円 (経費) 300 円 (基本金)		
1902 (明治 35)	第 8 回演芸会 竹本浄瑠璃大会	612 円 45 銭 1 厘 (経費) 134 円 (建築費)	第 1 回慈善市⑬	1000 円 (建築費)
1903 (明治 36)	第 9 回演芸会	?	第 2 回慈善市⑭	431 円 39 銭 7 厘
1904 (明治 37)	第 10 回演芸会	390 円 (経費)	演芸会売店 第 3 回慈善市⑮	48 円 100 円 (経費)
1905 (明治 38)	第 11 回演芸会 喜劇一座興行	675 円 41 銭 9 厘 (経費) 17 円 25 銭 (建築費)	第 4 回慈善市⑯	200 円 (経費)
1906 (明治 39)	第 12 回演芸会	?	演芸会売店 第 5 回慈善市⑰	76 円 93 銭 5 厘 553 円 (経費)
1907 (明治 40)	3 興行寄付 浄瑠璃大会 慈善書画会	約 138 円 (建築費) 160 円 (建築費) 175 円 90 銭 5 厘 (経費)	第 6 回慈善市⑱ 浄瑠璃茶菓子店	200 円 (経費) 14 円
1908 (明治 41)			第 7 回演芸会⑲	292 円 92 銭 5 厘
1909 (明治 42)			第 8 回演芸会⑳	320 円 (経費)
1910 (明治 43)	浪花節芝居寄付	6 円 (経費)	第 9 回演芸会㉑	200 円 (経費)
1911 (明治 44)			第 10 回演芸会㉒	250 円 (経費)
1912 (明治 45)				
1913 (大正 2)			第 11 回演芸会㉓	220 円 (経費)
1914 (大正 3)			第 24 回演芸会	240 円 (経費)
1915 (大正 4)				
1916 (大正 5)			第 25 回演芸会	260 円 (経費)
1913 (大正 6)			第 26 回演芸会	294 円 41 銭 (経費)

『長崎慈善会二十五年誌・長崎婦人慈善会二十年誌・長崎盲啞学校二十年誌』より筆者作成

それによると、長崎盲啞学校は長崎慈善会が管理し（「管理規定」第一条）、学校には長崎慈善会員の互選により理事 10 名が置かれた（「管理規定」第三条）。理事の職務権限（「管理規定」第四条）は、①盲啞学校専属の財産管理、②経費の収支、③寄宿舍入退の許否、④寄付金受け入れ、⑤臨時雇小使等の任免、⑥小修繕並に備品購入、⑦学事年報及び経費の決算を慈善会総会に報告することであった。

また、長崎慈善会は学校の財政的基礎を確立するために基本金を蓄積していく。基本金は「長崎盲啞学校基本金蓄積規程」¹⁰⁸ によって、①寄付金、②盲啞学校決算剰余金、③義財函投入金の 3 種類から成っていた。

長崎慈善会は 1900（明治 33）年 1 月、長崎市参事会に対し「長崎盲啞院経費補助願」を提出した。¹⁰⁹ その結果、明治 33 年度より、長崎市から経費の三分の一を補助するという特典¹¹⁰ を得て、420 円の補助金を受けることができた。表 2-2-7（88 頁）は明治 33 年度の盲啞院予算である。このとき歳出における教員の給料は 624 円で、一人当たりの年俸は 156 円となり、設立時の教員年俸と比べると 36 円も増加している。また、図書器械類、器具類などにも予算がつき、教育環境が整えられていったことが分かる。このように補助金の効果は大きかった。

表 2-2-8（89 頁）に見るように、それ以後、長崎市からは毎年補助金を得るようになった。学校規模の拡張に伴い、収入より支出が多く、市からの補助金だけでは不足が生じていた。1909（明治 42）年からは長崎県からも補助金を受けるようになり、その結果、県と市の補助金は収入の 50~60%を占めるようになった。また、1912（明治 45）年には双方からの補助金も増額し、ようやく経営も安定した。

明治期における長崎盲啞院・長崎盲啞学校の経営は、長崎慈善会と長崎婦人慈善会の地域への働きかけとそれに応えた地域の慈善の力に依拠して進められた。具体的には、慈善会が毎年行う慈善演芸会の収益（一部はその他の慈善事業にも使う）と寄付金が主な財源になっていった。表 2-2-9（90 頁）・図 2-2-4（90 頁）を見ると、慈善演芸会の収益は年々落ち込んでいった。それに呼応するように補助金の割合が増え、明治 40 年代には、県と市による補助金によって学校の経営が維持されていたといえる。

108 『(長崎県) 私立学校設置ニ関スル件 教育課四十一年』所収の「私立長崎盲啞学校」の中に「長崎盲啞学校基本金蓄積規程」がある。

109 安中半三郎報告『長崎慈善会十週年記』1903 年、8 頁

110 「長崎盲啞院一覽」『長崎県教育雑誌』第 99 号（1900 年 9 月）21 頁

(表2-2-7) 明治三十三年度 長崎盲啞院經費預算

	歲入			歲出										合計
	市補助金	慈善會費	演芸會受入	職員俸給	雜誌	圖書器械費	器具費	消耗品費	印刷費	通信費	雜費	修繕費	借家料	
預算高	420	440	400	624	180	170	30	60	12	4	50	30	240	
割合	33.3	34.9	31.7	49.5	14.3	13.5	2.4	4.8	1	0.3	0.4	2.4	19	
予算高	1,260													1,260
割合														

	盲生普通科	盲生技藝科	啞生普通科	計	合計
男	7	16	13	36	36
女	3	—	9	12	48

	教員
男	3
女	1

出典：「長崎盲啞院」第99号(1900)「長崎盲啞院一覽」22~25頁より筆者作成
 生徒一人当たり26.25円教員年俸一人平均156円

(表 2-2-8) 長崎盲啞院・長崎盲啞学校の財政(経営費・補助金)一覽

年度	収入 (円錢厘)	補助金		収入に占める補助 金の割合	支出 (円錢厘)	過不足	備考
		長崎県	長崎市				
1898 (明治 31)	766.821				758.759	8.062	
1899 (明治 32)	} 2,194.071						
1900 (明治 33)			420	19.1%	2,194.071		校舎移転
1901 (明治 34)	2,016.000		672	33.3	1,576.578	439.422	
1902 (明治 35)	1,017.392		696	68.4	2,130.424	△113.033	
1903 (明治 36)	2,186.005		878	40.2	2,402.468	△216.463	
1904 (明治 37)	2,006.010		884	44.1	2,183.086	△177.076	校舎移転
1905 (明治 38)	2,188.906		884	40.4	2,145.814	43.092	
1906 (明治 39)	2,033.077		884	43.5	2,169.896	△136.819	
1907 (明治 40)	2,365.565		884	37.4	2,516.517	△150.952	
1908 (明治 41)	1,936.678		884	45.6	2,391.023	△454.345	校舎建設
1909 (明治 42)	2,113.228	500	884	65.5	2,385.128	△271.900	
1910 (明治 43)	2,489.230	500	884	55.6	2,463.895	25.335	
1911 (明治 44)	2,596.125	500	800	50.1	2,658.830	△62.705	
1912 (明治 45)	3,024.798	800	1,000	59.5	2,682.940	341.858	
1913 (大正 2)	3,273.381	800	1,000	55.0	3,206.388	66.993	
1914 (大正 3)	3,302.884	800	1,000	54.5	3,182.744	120.140	
1915 (大正 4)	3,843.236	800	1,000	46.8	3,304.845	538.391	
1916 (大正 5)	3,460.942	800	1,000	52.0	3,411.186	49.786	

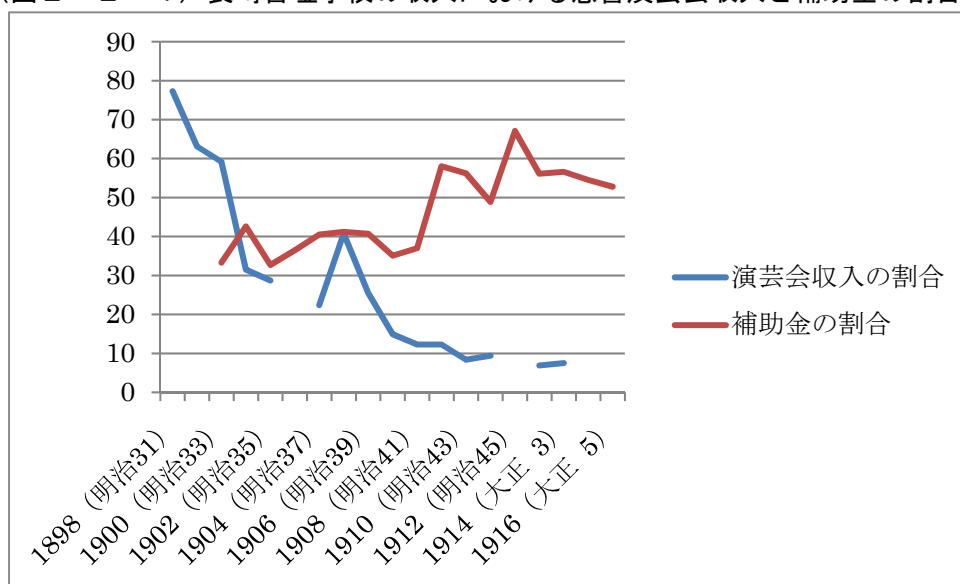
出典：『長崎盲啞学校二十年誌』18～19 頁をもとに筆者作成

(表 2-2-9) 長崎盲啞学校の収入における慈善演芸会収入と補助金の割合

	演芸会収入の割合	補助金の割合
1898 (明治 31)	77.3	
1899 (明治 32)	63.1	
1900 (明治 33)	59.2	33.3
1901 (明治 34)	31.5	42.6
1902 (明治 35)	28.7	32.7
1903 (明治 36)		36.5
1904 (明治 37)	22.4	40.5
1905 (明治 38)	40.8	41.2
1906 (明治 39)	25.5	40.7
1907 (明治 40)	14.9	35.1
1908 (明治 41)	12.3	37
1909 (明治 42)	12.3	58
1910 (明治 43)	8.4	56.2
1911 (明治 44)	9.4	48.9
1912 (明治 45)		67.1
1913 (大正 2)	6.9	56.1
1914 (大正 3)	7.5	56.6
1915 (大正 4)		54.5
1916 (大正 5)	7.6	52.8

表 2-2-6、表 2-2-7 をもとに筆者作成

(図 2-2-4) 長崎盲啞学校の収入における慈善演芸会収入と補助金の割合



2 柳河を事例として

(1) 柳河訓盲院設立時の特徴

柳河訓盲院は、盲人で鍼灸・マッサージ師である大淵清庵（1873～1919）¹¹¹ によって1909（明治42）年5月3日、柳河町大字上町7番地の大淵宅に開院した。大淵は、訓盲院を、設立当時、鍼灸・マッサージ師を新たに養成するための学校であると同時に、鍼灸師の再教育機関として構想していた。

「私立柳河訓盲院規則」¹¹²（以下、「柳河規則」と略記）の第8条では、柳河訓盲院には随時募集の研究科（6ヶ月）が設けられ、現役の鍼灸師が研究科で学べるようにした。研究科の学科を新式マッサージ術、解剖学、生理学講義、診断法大意（「柳河規則」第10条）としたが、これは大淵自身が熊本時代に、押田徳郎から学んだマッサージ術と、藤野乱¹¹³ から学んだ医学が基になっている。大淵もこれからの鍼灸には、西洋医学の裏付けと最新のマッサージ術が必要であると考えていた。

表2-2-10（92頁）は設立時の経費を示している。訓盲院経営における維持方法¹¹⁴ は篤志者の寄付金、生徒授業料、研究会費などで、不足が生じた場合は設立者が負担することとしていた。寄付金は収入の58.5%を占めており、訓盲院は当初から寄付金頼みの経営であった。支出を見ると、大淵一人の経営とはいえ、盲人であることから、書記や小使などを雇わねばならず、人件費がかかっている。また、備品や消耗品なども必要であり、教育環境も整っていなかったと推測できる。

¹¹¹ 大淵清庵は明治6年に生まれ、幼くして失明した。柳河町の鍼灸業・河村元良に師事（明治18年4月～明治21年12月）し、久留米市の鍼灸業・鹿児島一に師事（明治21年12月～明治25年8月）した後、三潞郡蒲池村で鍼灸業を開業（明治25年9月～明治26年10月）する。その後、熊本市修道病院に勤務（明治26年10月～明治32年4月）した際に、点字を習得し、陸軍軍医の押田徳郎に師事しマッサージ術を得る傍ら、私立熊本医学校の医師である藤野乱^{おきむ}より解剖学・生理学・衛生学・病理学・診断学を学んだ。そして、明治32年5月、福岡県柳河町で鍼灸・マッサージ業を再開した。『明治四拾貳年度起 書類綴 私立柳河訓盲院』所収「履歴書」より

¹¹² 『明治四拾貳年度起 書類綴 私立柳河訓盲院』所収「私立柳河訓盲院規則」

¹¹³ 藤野乱は、1896（明治29）年に創設された私立熊本医学校の設立者の一人である。私立熊本医学校は後に熊本医科大学へと発展する。真栄里正助編著『人物熊本』新九州社、1923年の30頁に紹介されているが、目下のところ生没年は不明である。

¹¹⁴ 『明治四拾貳年度起 書類綴 私立柳河訓盲院』所収「私立学校設立申請書」

(表 2-2-10) 明治四十一年 私立柳河訓盲院経費

収入					
内訳	生徒授業料	研究会員授業料	雑収入	寄附金	合計
円銭厘	99,000	240,000	15,000	500,000	854,000
収入中割合	11.6	28.1	1.8	58.5	100

支出										
内訳	教師給料	書記給料	小使給料	備品費	消耗品費	印刷費	通信費	賞与費	予備費	合計
円銭厘	336,000	120,000	84,000	114,000	60,000	20,000	10,000	10,000	100,000	854,000
支出中割合	39.3	14.1	9.8	13.3	7.0	2.4	1.2	1.2	11.7	100

* 表中の割合は筆者の計算によるものである。
 出典:「私立学校設立申請書」経費及維持方法 より筆者作成

授業料には、生徒授業料と研究会員授業料があり、前者の生徒とは、年齢が10歳以上20歳以下（「柳河規則」第18条）で教科（普通科・技芸科）を学び、定員は30名（「柳河規則」第17条）、授業料は1ヶ月で30銭（「柳河規則」第21条）であった。後者の研究会員とは、研究科の生徒のことで、定員は20名以内（「柳河規則」第11条）で、研究科生の授業料は1ヶ月で1円（「柳河規則」第9条）であった。研究科は現役の鍼灸師が籍を置き、その授業料で多くの収入を見込んでいたことが分かる。

ところが実際には、生徒数の表2-2-11（94頁）、図2-2-5（95頁）を見ても分かるように、訓盲院は普通科・技芸科、研究科ともに定員を満たさず経営は苦しかったと思われ、大淵の研究科構想は当初から破綻していた。

しかしながら、小学校では既に無償制となり就学率も上昇している当時において、授業料を支払ってでも「独立自営の道」（「柳河規則」第1条）を求める盲人の教育要求は確実にあったといえる。そして、柳河訓盲院は、東京校でもなく、京都校でもなく、大淵自身が学び上げた西洋医学に基づく鍼灸・マッサージ技術を伝承するために設立された学校であったことは注目に値する。

(表 2-2-11) 柳河訓盲院生徒数

	男		女		計
	14歳未満	14歳以上	14歳未満	14歳以上	
1909(明治42)年	16		2		18
1910(明治43)年	14	1	1	1	17
1911(明治44)年	17	4	1	1	23
1912(明治45)年	21	1	3	0	25
1913(大正 2)年	25	7	6	0	38
1914(大正 3)年	25	6	9	2	42
1915(大正 4)年	24	10	8	3	45
1916(大正 5)年	26	7	10	2	45
1917(大正 6)年	26	10	9	3	48
1918(大正 7)年	33	4	12	0	49
1919(大正 8)年					
1920(大正 9)年	35	9	6	0	50
1921(大正10)年	36	6	6	2	50
1922(大正11)年	45		9		54
1923(大正12)年	38		8		46
1924(大正13)年	38		8		46
1925(大正14)年	42		6		48
1926(大正15)年	33		9		42

『福岡県統計書』より筆者作成

(図 2-2-5) 柳河訓盲院生徒数の変遷

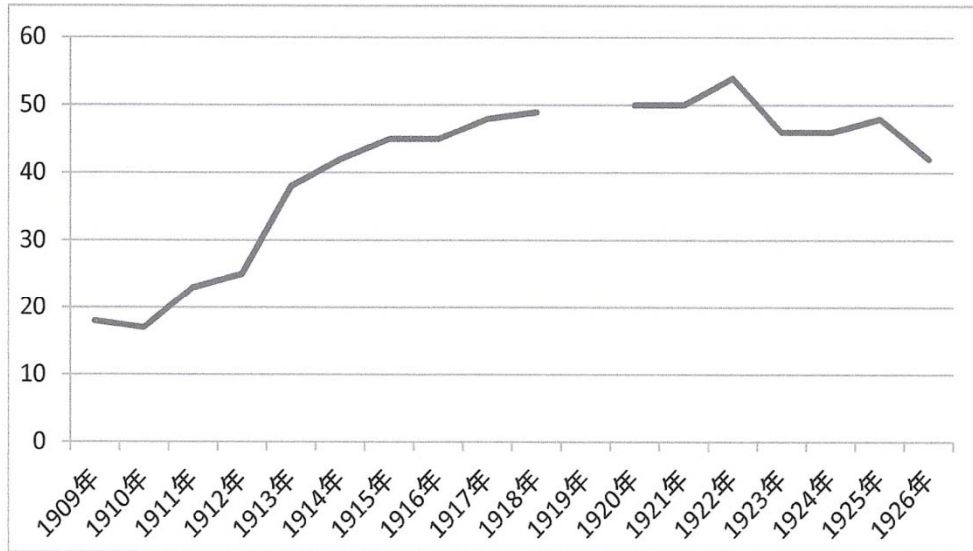


表2-2-11の柳河訓盲院生徒数をもとに筆者作成

(2) 柳河慈善団の設立

山門郡役所の友清辰雄¹¹⁵は、柳河訓盲院設立時の事務手続きなど、当初から大淵に協力していた。そして1年後、経営の厳しい訓盲院に対する支援に動き出す。柳河慈善団の結成である。

1910(明治43)年9月、友清らが発起人¹¹⁶となり柳河慈善団を組織した。その趣意書¹¹⁷には、各地に設立された盲啞学校は相当の知識と独立自営の道を授けており喜びに堪えないが柳河に無いのが遺憾である。マッサージと点字を極めた大淵清庵は生業の傍ら10年来、盲児の教育を行ってきたが、私財を投げ打って、柳河訓盲院を設立した。大淵の熱心な教授と生徒の勤勉にして学業が進歩している実際を見ると、同情の念が沸き、深く心に感じ入り、傍観することはできない。この比類少ない慈善事業の成功を助成するために慈善団は立ち上げられたとある。そして、慈善団は広く市民に援助を求めている。

慈善団が訓盲院の経営支援に乗り出すことが決まると、訓盲院規則も同年10月に改正される。(以下、「改正規則」と略記)大きな変更点は、無償制になったことである(「改正規則」第22条)。また、予科・1年と技芸科・5年が設置(「改正規則」第2条)され、研究科は廃止された。技芸科の教科目は「修身」「国語」「算術」「講話」「唱歌」「体操」「鍼按術」の週時数41時間(各学年同様)、そのうち23時間が「鍼按術」(鍼灸、マッサージ、講話)に当てられていた。卒業生は研究希望があれば、当初と同じく3年以内での在学が認められた(「改正規則」第7条)。こうして学校教育の無償制という世の中の動向と盲生の職業教育という現実に合わせて規則の下に盲啞院は運営された。これにより生徒数は急増する。(図2-2-5・95頁参照)

柳河慈善団は翌1911(明治44)年に華々しく発会式¹¹⁸を行った。9月17日の午前8時より煙火を合図に、発会式は柳河訓盲院にて挙行された。友清辰雄が発起人総代として開会の辞を述べ、慈善団設立の趣旨、訓盲院の現況の詳細が語られ、柳河町長で

¹¹⁵ 大淵清庵と友清辰雄は同じ三潁郡出身である。その後、友清は訓盲院の顧問となっているが、「私立柳河訓盲院一覧表」(大正三年)には福岡県属としての肩書きが、「同一覧表」(大正八年)には文部省実業学務局属としての肩書きがあり、この地方の教育行政における有力者であった。

¹¹⁶ 柳河新報社の社長である光行次雄も当初からの協力者で、慈善団発起人の一人でもある。

¹¹⁷ 「柳河新報」第144号(1910年9月15日付)第2面

¹¹⁸ 「柳河新報」第175号(1911年9月25日付)第2面

ある古賀卓を座長にして規約について協議した。閉会の後、訓盲院生徒の唱歌、国語読方、点字書収、人体及び模型の説明、実習（鍼治、マッサージ）などが披露された。

このように、柳河訓盲院と柳河慈善団は、柳河という地域に向けて大きくアピールしたが、それは盲教育とその支援事業が地域化する始まりであった。

(3) 柳河慈善団の教育思想

まず、柳河訓盲院を創設した大淵清庵の思想から見てみよう。大淵は訓盲院の設立趣意書で「仁慈博愛ハ人道ノ本源邦家ノ美風ナリサレバ是等不具者ノ為ニ教養ノ道ヲ開クハ国民ノ当ニ務ムベキ一大責任ニアラズヤ」¹¹⁹ と述べている。「仁慈」は神道によって示された日本民族の特性であり、仏教によってその「仁慈」さらに「博愛」の精神が旺盛となり、日本人の精神が形成されたといわれている。仁慈博愛を根源とする日本人であるならば不具者（盲啞者のこと）のために学校を創る責任があるというのである。大淵は続けて、教育を受けた盲人・聾啞者の生業の収入額は普通人の収入額を越えることから見ても盲啞教育は当然行わなければならないものであるが、教育機関が不十分であり、職業に就くことなく国家の厄介者として悲境に落ちてしまうことから、訓盲院を設立したと言っている。これは国家経済的意義から盲啞者を「無用ヲ転ジテ有用トナス」という山尾庸三の主張と同意である。

また、柳河慈善団の発起人である友清らが掲げた慈善団の設立趣意書では、盲啞学校は、相当の知識と独立自営の道授ける、すなわち、普通教育と職業教育によって盲人・聾啞者が救済される場所とした。特に「独立自営の道」については、「私立柳河訓盲院規則」第一条の目的規定¹²⁰にあるように、柳河では職業教育が盲学校教育の中心に置かれ重視されていた。

119 『明治四拾貳年度起 書類綴 私立柳河訓盲院』所収「私立柳河訓盲院設立趣意書」

120 「私立柳河訓盲院規則」第一条には「本院ハ盲者ヲシテ独立自営ノ道ヲ得セシムルヲ以テ目的トス」とある。

(4) 柳河慈善団の運営

「柳河慈善団規約」(巻末資料 5・176 頁参照、以下「規約」と略記)第一条には、柳河訓盲院の事業を援助するとあり、柳河慈善団は、柳河訓盲院の慈善会組織であることが明示されている。

慈善団の趣旨に賛同して、会費を納めると会員になれたが、拠出額によって名誉会員、特別会員、正会員に分かれた。名誉会員は一時に 50 円以上または毎年 10 円以上を出す者及び推薦する者、特別会員は一時に 20 円以上または毎年 5 円以上を出す者、正会員は一時に 5 円以上または毎年 1 円以上を出す者となっていた(「規約」第四条)。

運営面では、総会が年 1 回開かれ、①事業及び庶務会計の報告、②決算の承認、③役員選挙、④基本財産の処分、⑤規約の変更などが行われた(「規約」第五条)。また、理事会は 10 名の理事で組織され、①歳入歳出予算、②総会に関する事、③重要事項が評決された(「規約」第七条)。役員は、会長 1 名、常任理事 2 名を置き、理事の中から互選された(「規約」第九条)。第一回理事会では柳河町長である古賀卓が会長に選ばれている。

慈善団の経費は会費、寄付金、財産より生じる収入があてられた(「規約」第十二条)。基本財産は、①毎年経費の残余、②特殊の寄付金、③事業より生じる収入によって蓄積(「規約」第十三条)され、また、土地及び有価証券の購入や銀行に預ける(「規約」第十四条)こととされていた。

(5) 柳河慈善団による訓盲院の経営

柳河慈善団は柳河訓盲院の経済的支援組織であり、年1回の総会で訓盲院経営に関する決算の承認を得ていた。表2-2-12(102頁)は大正元年度、表2-2-13(102頁)は大正2年度の決算書である。注目されるのは全収入額に対する補助金の割合の高さである。大正元年度で73.5%、大正2年度で65.7%を県・郡・町からの補助金が占めており、収入の根本をなしていた。その補助金は、表2-2-14(103頁)で見ると、毎年途切れることなく、福岡県、山門郡、三潞郡、柳河町から得ていた。

訓盲院は、大正元年度の支出に校舎買収額、校舎移転工事費が計上されている。その大正元年度予算獲得において、訓盲院長の大淵は山門郡に「郡費補助願」¹²¹を提出している。山門郡からは前年度既に補助金を得ていたが、校舎建築のために多額の臨時費を要することから更なる援助を求めたのである。これにより山門郡からの補助金は2倍に増額した。

さらに福岡県に対しても「私立柳河訓盲院設備費県費補助願」¹²²を提出し、建築中の校舎も完成するが、敷地の購入に費用がかかり、機械器具も不備であるので3年計画で設備を整えたいと訴え、大正元年度から補助金を継続して得るようになった。同様に山門郡の隣郡である三潞郡、そして柳河町からも補助金を得るようになった。

この頃は、1911(明治44)年に「按摩術営業取締規則」「鍼術・灸術営業取締規則」が公布され、柳河訓盲院もそれに該当する学校として福岡県知事から指定¹²³を受ける準備を行っていた。機械器具類や備品などの設備を整えるにも費用がかかった。

また、生徒数は20名を超えていた(表2-2-11・94頁、図2-2-5・95頁参照)ことから、慈善団は、大字常盤町56番地の敷地(180坪)を購入し、城内村小学校の不要になった旧校舎を譲渡してもらい、これを移築した。1913(大正2)年9月1日、柳河訓盲院はそれまでの大淵清庵の自宅兼校舎から移転し、初めて専用の校舎をもつことができた。

訓盲院の慈善会組織である柳河慈善団には、発起人の友清辰雄(福岡県属)、慈善団

¹²¹ 「郡費補助願」は明治45年3月15日付で提出されている。『自大正元年度至大正五年末 事績纏 私立柳河訓盲院』所収

¹²² 「私立柳河訓盲院設備費県費補助願」は大正元年9月26日付で提出されている。『自大正元年度至大正五年末 事績纏 私立柳河訓盲院』所収

¹²³ 「按摩術営業取締規則第一条」「鍼術・灸術営業取締規則第一条」に該当する学校としての「学校御指定願」は、1914(大正3)年2月23日付で福岡県知事に提出され、同年6月30日付で認可された。

会長となった古賀卓（柳河町長）をはじめ地域の名士が名を連ねており、自治体の補助金を得やすかったと考えられる。また、慈善団にはかなりの集金力があつたと思われる。それは収入に対する補助金の割合が、大正元年度から大正 2 年度にかけて 73.5%から 65.7%へと減少している分、それを補填するように慈善団会費の割合が 9.9%から 23.9%へ増加しているからである。慈善団会費は収入額を調整する作用があつたと思われ、経営の安定を左右する財源となつていた。

慈善団は 1917（大正 6）年に東魚屋町 8 番地到校地を買収、校舎を建築した。同時に、常盤町校舎も移築し寄宿舎として併置した。このため福岡県からの補助金は、前年度の 200 円から 2,900 円へ一挙に増額している。訓盲院は翌 1918（大正 7）年 4 月 1 日に移転した。この頃は、生徒数も 50 名に迫ろうとしていた。（94・95 頁参照）1919（大正 8）年の県からの補助金も 2,500 円と多額であるが、その内 1,800 円が設備費として、700 円が経常費に対して補助されていて、これにより柳河訓盲院の整備拡充も一段落した。

(表 2-2-1-12) 大正元年度 私立柳河訓盲院決算書

内訳	収入										合計
	補助金					内務省助成金	慈善団会費	積立金	校舎買収額	校舎移転工事費	
	福岡県補助金	山門郡補助金	三漕郡補助金	柳河町補助金	柳河町補助金						
円銭厘	200.000	200.000	200.000	150.000	150.000	100.000	101.000	68.790	326.400	250.000	1,016.455
収入内割合	19.6	19.6	19.6	14.7	14.7	9.8	9.9	6.8	32.1	24.6	100
大正元年度残額 3円33銭5厘											
内訳	支出										合計
	俸給	雑給	旅費	備品費	消耗品費	印刷費其他雑費	寄宿舎費	校舎移転工事費	校舎買収額	校舎移転工事費	
円銭厘	284.000	45.500	17.000	46.565	19.925	11.065	16.000	250.000	326.400	250.000	1,016.455
支出内割合	27.9	4.5	1.7	4.6	1.9	1.1	1.6	24.6	32.1	24.6	100

(表 2-2-1-13) 大正2年度 私立柳河訓盲院決算書

内訳	収入										合計
	補助金					内務省助成金	慈善団会費	積立金	校舎買収額	校舎移転工事費	
	福岡県補助金	山門郡補助金	三漕郡補助金	柳河町補助金	柳河町補助金						
円銭厘	200.000	200.000	100.000	150.000	150.000	100.000	236.100	3.415	989.515	250.000	1,016.455
収入内割合	20.2	20.2	10.1	15.2	15.2	10.1	23.9	0.3	98.9	24.6	100
大正2年度残額 49円3銭9厘											
内訳	支出										合計
	俸給	雑給	旅費	備品費	消耗品費	印刷費其他雑費	寄宿舎費	機械器具	校舎買収額	校舎移転工事費	
円銭厘	372.000	36.850	6.290	31.087	34.965	42.845	45.030	77.575	293.834	293.834	940.476
支出内割合	39.5	3.9	0.7	3.3	3.7	4.6	4.9	8.2	31.2	31.2	100

* 表中の割合は筆者の計算によるものである。
 出典:『自大正元年度至大正五年末 事績経 私立柳河訓盲院』より筆者作成

(表 2-2-14) 県・郡・町からの補助金

	明治44年	明治45年	大正2年	大正3年	大正4年	大正5年	大正6年	大正7年	大正8年	大正9年	大正10年	大正11年
福岡県		200	200	200	200	2900	500	500	2500	1000	1450	1400
%		26.7	30.8	33.3	33.3	78.4	35.7	35.7	73.5	47.6	54.7	53.8
山門郡	100	200	200	200	200	500	500	500	500	700	700	700
%	100	26.7	30.8	33.3	33.3	13.5	35.7	35.7	14.7	33.3	26.4	26.9
三潨郡		200	100	100	100	200	300	300	300	300	400	400
%		26.7	15.4	16.7	16.7	5.4	21.4	21.4	8.8	14.3	15.1	15.4
柳河町		*150	150	100	**100	100	100	100	100	100	**100	**100
%		20	23	16.7	16.7	12.5	7.2	7.2	3	4.8	3.8	3.9
計	100	750	650	600	600	3700	1400	1400	3400	2100	2650	2600

出典:『県・郡・町費補助書類 柳河訓首院』より筆者作成

- * 決算書には150円とあるが、領収書では80円分しか確認できなかった。
- ** 領収書は欠損していたが、100円の補助金があったと思われる。
- *** 領収書は欠損していたが、決算書ではそれぞれ100円が計上されている。

第3節 集金形態の検討

1 慈善演芸会

盲啞学校の慈善会組織は、学校経営の資金を獲得するために慈善演芸会を開催した。前述した長崎や柳河をはじめとして、全国各地の慈善団体も慈善演芸会を開いたという記述こそあるものの、具体的な活動内容などは明らかになっていない。ここでは柳河慈善団の資料から慈善演芸会の目的や役割を整理したい。柳河慈善団は積極的に慈善演芸会を開催し、地域・社会との関係を築いていた。

(1) 慈善演芸会の開催地域

1915（大正4）年5月13日、訓盲院慈善団の顧問理事会が開かれ、演芸会を柳河、沖端、瀬高、大川、福島、大牟田で開催することが決定¹²⁴した。山門郡柳河町は訓盲院の地元であり、沖端村、瀬高町も同じ山門郡に属している。大川町は三潯郡、福島は八女郡福島町（現・八女市）のことで、大牟田は当時、三池郡大牟田町であった。このように慈善演芸会は柳河を中心に、福岡県南部の筑後地方で広範囲にわたって行われていた。

演芸会開催が決まると、慈善団理事の菌田治一は、博多にわか¹²⁵の出演交渉、顧問の緒方文四郎は大牟田での開演交渉など、各役員たちが各地域に出張した。わずか半月の準備期間で柳河・川口座（5月30日より3日間）を初日に、瀬高・北原座（6月2日より日間）、同じく瀬高・吉岡劇場（6月4日より2日間）、大川・快樂座（6月6日より3日間）、沖端・中島座（6月9日より2日間）、八女・福島（6月11日より3日間）で興行をした。大牟田では6月20日頃の開催予定となったが、柳人会（柳河出身者の会であると思われる）の協力を取り付けた。他の地域でも、瀬高では青年会、大川では賛助員が組織されるなど多くの協力者があった。また、柳河訓盲院の教職員も事前の準備¹²⁶に携わっていた。

¹²⁴ 『大正四年五月 慈善会に関する記録 私立柳河訓盲院慈善団』（1915年）五月十五日の記録より

¹²⁵ 博多にわかとは、半面を付けて博多弁で会話をし、会話の最後に落ちをつけて話を決着させる。日常生活や世相を反映させたものやユーモアに包まれた内容のものがある。

¹²⁶ 『大正四年五月 慈善会に関する記録 私立柳河訓盲院慈善団』（1915年）五月二十六日の記録には、「五月二十六日より同二十九日マデ顧問理事並ニ柳河校職員演芸会準備ニ従事ス」とある。

さらに、5月30日の柳河・川口座のプログラムでは「①開会の辞 ②博多にわか ③院長並に職員の挨拶 ④訓盲院生徒の演技 ⑤博多にわか ⑥訓盲院生徒の演技 ⑦博多にわか ⑧閉会」(番号は筆者による)となっている。すなわち、柳河訓盲院の生徒も演芸会に出演していた。柳河訓盲院にとっても慈善演芸会は大きな行事であった。

表2-3-1(106頁)は、柳河訓盲院における大正元年度の出身別生徒数である。また、表2-3-2(106頁)は、大正8年度の出身別生徒数である。これを見ると柳河が属する山門郡が最も多く、次いで三潯郡だが、八女郡、三池郡、他県からの生徒も増加しており、筑後地方における演芸会の成果といえるであろう。

初日の川口座は、窮屈なほどに混雑し非常に盛会¹²⁷であり、他の会場も概ね盛況であった。しかし、大川・快樂座では三日間雨天に見舞われ悲惨な結果¹²⁸となるなど、来場者数はただ一つ天候に左右された。

¹²⁷ 『大正四年五月 慈善会に関する記録 私立柳河訓盲院慈善団』(1915年)五月三十一日の記録より

¹²⁸ 『大正四年五月 慈善会に関する記録 私立柳河訓盲院慈善団』(1915年)六月六日の記録より

(表2-3-1) 柳河訓盲院出身別生徒数 (大正元年度)

郡市県別	男子生徒	女子生徒	合計	全体の中での割合
山門郡	17	5	22	58%
三潞郡	8	3	11	29%
八女郡	2		2	5%
三池郡		2	2	5%
大分県	1		1	3%
計	28	10	38	100%

『自大正元年度至大正五年末 事蹟纏 私立柳河訓盲院』所収
「私立柳河訓盲院一覧表」(大正3年7月調)より筆者作成

(表2-3-2) 柳河訓盲院出身別生徒数 (大正8年度)

郡市県別	男子生徒	女子生徒	合計	全体の中での割合
山門郡	15	8	23	45%
三潞郡	10	1	11	22%
八女郡	6	1	7	13%
三池郡	4		4	8%
久留米市	1		1	2%
鞍手郡	1		1	2%
佐賀県	2		2	4%
熊本県	1		1	2%
大分県	1		1	2%
計	41	10	51	100%

『自大正八年一月至同 事蹟纏 私立柳河訓盲院』所収
「私立柳河訓盲院一覧表」(大正8年6月調)より筆者作成

(2) 慈善演芸会の収益

ここでは慈善演芸会の営業成績について、実際の演芸会の収支決算などを参考に検討していく。柳河慈善団は、1918（大正7）年7月27・28日に山門郡沖端村で29・30日に同郡大和町で、翌8月27日・28日には大牟田市で慈善演芸会を開催している。¹²⁹

① 大和村・沖端村での慈善演芸会

柳河慈善団理事で訓盲院副院長を務める緒方文四郎による演芸会業務の足取りを追うと、7月の演芸会の打ち合わせで7月16日には大和村に、17日には沖端村にいた。

大和村では、緒方をはじめ、村長の花田宏、西田吾一（芸能者と思われる）ら7名で事前協議が行われた。決定事項は以下のようであった。

- ① 7月29・30日、大和座にて、午後7時開会
- ② 慈善券3,000枚印刷 村長より各区長招集の上、券を配布
- ③ 無銭興行として出張 西田、荒木（西田と行動を共にしている芸能者か）
- ④ 慈善券送付は7月22日まで、役場に送付する
- ⑤ 花火2発 正午、午後7時

事前打ち合わせが、演芸会開催の2週間前、しかも券送付が1週間前ということは、それまでの経験をもって手際よく準備されたものと思われる。村長から区長、そして住民へと慈善券が配布され、集金は逆の流れと思われる。大和村は47区で構成されていることから、1区あたり60数枚の割当となる。予鈴と開始の花火を打ち上げ、村を上げてのイベントとなっていた。

一方、沖端村では矢留小学校において、緒方、野田治一（沖端の世話役と思われる）ら4名で事前協議が行われた。

- ① 7月29・30日、中島座で興行
- ② 慈善券は枚数調査の上定める
- ③ 真宗大谷派婦人法話会の発起による柳河訓盲院慈善演芸会
- ④ 7月18日に野田氏による招待人員等調査

ここでの発起は、真宗大谷派婦人法話会となっていた。招待人員等調査の後、招待券

¹²⁹ 柳河から沖端村までは約2.5km、大和村までは約6kmの距離がある。三池郡大牟田町は1917（大正6）年に市制施行で大牟田市となり、柳河から大牟田市までは約18kmの距離がある。

が2,000枚、慈善入場券が1,000枚発行された。慈善入場券は1枚5銭¹³⁰であった。

7月22日、緒方は大和村役場へ入場券を届け、その配布を依頼する。その後、沖端村へ出向き、演芸会の準備を行う。翌23日、山門郡役所で沖端村、大和村での興行内容と慈善団からの出席者を検討する。決定事項をまとめると、次のようであった。

- ・7月27、28日の沖端村中島座における興行は、大谷派婦人法話会が全部の世話役となる。
- ・7月29、30日の大和村大和座における興行は、花田村長、西田、荒木らが世話役となる。
- ・柳河にわか的人数は11人、およそ15円。
- ・プログラムは、1. 開会の辞 2. 院長の挨拶 3. 訓盲院生徒の演技 4. 柳河にわか及び笑劇 5. 閉会の辞 とする。
- ・芸題は、1. 越後獅子 2. 意外の再会 3. ばりかん 4. 意外の行事 5. 飛行機の失策 6. 酒の罪 7. 壮士の買い違い 8. 盲消防夫 とする。
- ・訓盲院生徒演技は、1. 室内ボートレース 2. 欧州旅行 3. マッサージ 4. 点字練習 5. 算盤・はじき 6. 謡曲 とする。

演芸会では柳河訓盲院の生徒も出演し、レクリエーションの他、やマッサージ、点字、算盤・はじき、謡曲など学校での学習成果を披露した。

また、沖端村では発起者である真宗大谷派婦人法話会が全ての役を負い、大和村では村長自らが世話役となった。興行内容は郷土芸能である「にわか」を主にユーモアや笑いを取り入れたプログラムであった。

7月27日、沖端村中島座の慈善演芸会初日、開会は午後7時30分、以下が実際のプログラムである。

1. にわか 人寄せ 2. 開会 松本タキエ大谷派婦人法話会長の辞 3. 大淵訓盲院長の挨拶 4. 戸川槌次郎訓盲院顧問の院の事について 5. 訓盲院生の演技
6. にわか及び笑劇 7. 訓盲院生の演技 8. にわか及び笑劇 9. 閉会 12時30分

¹³⁰ 週刊朝日編『値段史年表—明治・大正・昭和』朝日新聞社、1988年 によると、この頃、豆腐一丁が2銭、そば一杯が5～6銭であった。

沖端村の演芸会は、5 時間にもおよび大盛況で立錐の地もなく、約千人の集会¹³¹ であった。28 日の演芸会のプログラムも初日と同様であり、院長挨拶を緒方副院長が代理で述べている。

また、7 月 29 日、大和村大和座での慈善演芸会初日、開会は午後 8 時、実際のプログラムは次のとおりであった。

- | |
|--|
| 1. にわか 人寄せ 2. 開会 戸川訓盲院顧問の辞 3. 訓盲院生の演技 4. にわか及び笑劇 5. 訓盲院生の演技 6. にわか及び笑劇 7. 訓盲院生の演技 8. にわか及び笑劇 9. 閉会 12 時 30 分 |
|--|

まだテレビもラジオもない時代、舞台芸能は庶民の大きな娯楽であった。沖端村、大和村での収支について、緒方は大和村、沖端村に赴き決算を行っている。大和村大和座では 207 円 66 銭 5 厘の利益（表 2-3-3 の①参照・110 頁）があり、沖端村中島座では 45 円 72 銭の利益（表 2-3-3 の②参照・110 頁）があった。

これに対し、柳河慈善団は、大和村の花田村長、区長 47 名、真宗大谷派婦人法話会 28 名、野田治一氏、西田氏、荒木氏ほか全 84 名に感謝状（図 2-3-1 参照・110 頁）を贈ることにした。大和村の 47 区長に対しては、約 20 銭の記念品を合わせて贈呈した。

¹³¹ 『大正七年七月起 訓盲院慈善演芸会』（1918 年）より

(表 2-3-3 の①) 大和村大和座決算

収 入	260 円 41 銭
(内訳) 役場にての取扱集金分	
大和座にての収入の分	17 円 31 銭
西田吾一への花代 (訓盲院へ寄付)	26 円 50 銭
支 出	52 円 74 銭 5 厘
(内訳) 菓子 207 袋	7 円 24 銭 5 厘
ラムネ 420 本	10 円 50 銭
にわか支払	35 円
差 引	207 円 66 銭 5 厘

『大正七年七月起 訓盲院慈善演芸会』(1918年)より筆者作成

(表 2-3-3 の②) 沖端村中島座決算

収 入	100 円 36 銭
支 出	54 円 64 銭
(内訳) 花火 2 発、ラムネ、せんぺい等支払	20 円 64 銭
にわか支払	34 円
差 引	45 円 72 銭

『大正七年七月起 訓盲院慈善演芸会』(1918年)より筆者作成

(図 2-3-1) 慈善演芸会に関する感謝状

感謝状	曩ニ本院慈善会ヲ開催スルニ 際シ多大ノ御盡力ヲ忝ナシ御 蔭ヲ以テ好果ヲ呈セシ段深ク 感佩スル所ナリ茲ニ謹テ感謝 ノ意ヲ表ス	大正七年七月三十一日 私立柳河訓盲院長 大 瀧 清 庵	殿
-----	---	-----------------------------------	---

『大正七年七月起 訓盲院慈善演芸会』(1918年)より

②大牟田市での慈善演芸会

8月27日・28日は大牟田市聚楽座で慈善演芸会を開催した。大牟田市は福岡県でも南に位置し、筑後地方では久留米市に次ぐ都市である。

聚楽座での公演は午後7時からで、初日のプログラムは次のようであった。

- | |
|--|
| 1. にわか 2. 開会の辞 3. 院長の挨拶 4. にわか 5. 生徒の演技 珠算、点字
6. 三曲合奏 7. 生徒の演技 ポートレース、謡曲 8. にわか 9. にわか
10. 閉会 午後11時30分 |
|--|

ここでも訓盲院の生徒が出演し、日ごろの学習活動の成果を披露、発表した。生徒8名は、その夜、市内知恩院に宿泊している。翌28日の昼間は市内の鐘淵紡績株式会社三池支店の娯楽堂で出張演芸会（午後1時30分～午後5時）を行った後、聚楽座で初日と同様の公演を行っている。

表2-3-4（112頁）は、聚楽座での2日間の収入と支出を詳しくまとめたものである。2日間の公演で2泊しているが、宿泊代、それに伴う飲食代、交通費を合わせると、支出額の約22%を占めている。また、劇場使用料、宣伝・広告代、運搬費、にわか出演料、劇場における菓子支払いなどを合わせた経費が支出額の約70%であった。このときの収益は4円73銭であったが、出張演芸会を行った紡績会社からの寄付などがなければ決算で赤字となっていた。

1921（大正10）年6月25日にも大牟田で慈善演芸会を開いている。このときは新富座で1日だけの公演¹³²であり、収入と支出は表2-3-5（113頁）のとおりである。新聞広告などに費用をかかっているが、299円もの収益があった。

以上のように慈善演芸会は、大きな利益も得られるが、必ずしもそうとは限らず、集客は天候によっても左右され、遠方での公演は宿泊しなければならず、赤字になるリスクも伴っていた。

¹³² 『大正十年六月二十五日 大牟田新富座 柳河訓盲院演芸会記事 演芸会主催保管』（1921年）より

(表2-3-4) 大牟田(聚楽座)における慈善演芸会

収入	円. 銭	支出	円. 銭
27日札上り	25.93	劇場席料2日分	20
27日下足賃	3.04	電●料	10
27日座布団代	3.38	道具方給料	8.1
27日菓子81袋	8.3	辻ビラ配布料	0.6
紡績会社寄附	30	洋紙19枚	0.95
東泉町有志寄附	10	生徒食料	3.06
大牟田 黒田氏	0.5	通帳付の支払い	2.3
28日菓子	12.3	汽車 生徒の分	4.4
28日下足賃	2.04	●● 生徒の分	0.9
28日座布団代	1.72	湯 生徒の分	0.2
28日札上り	14.72	運搬費	3.5
加賀田氏 札上り	8	紡績会社運搬費	0.5
碓井●の附●●	0.7	町廻り2日間	6.7
札売上げ	1.2	二〇加連中へ	48
寄付金	50	●送り賃	0.35
		汽車賃3人分	0.9
		紡績道具方へ	3.1
		27日中飯代	3.96
		菓子支払い	13.68
		28日中飯代	2.5
		茶代	1
		宿料67食	17.8
		29日飲食代3人分	1
		汽車賃3人分29日	0.6
		諸費	13
合計	171.83	合計	167.1

* ●は判読不能の文字を表す

収益 収入－支出＝4円73銭

『大正7年7月起 訓盲院慈善演芸会』(1918)より筆者作成

(表2-3-5) 大牟田(新富座)における慈善演芸会

収入	円. 銭	支払	円. 銭
木戸銭	52.85	新富座●●	50
下足賃	38.95	●●31人前食料	10.85
寄付金並に会費	363.4	●●馬賃	1
同 前	88.2	宿料	4.45
計(7月5日調)	543.4	道具方酒代寸志	13.5
会費(後日)	0.6	洋紙其他	0.32
寄付金(後日)	28	大牟田新聞記者2泊	8.7
計(7月23日調)	572	新聞記者其他●饗	31
(後日)	1.5	印刷諸費	17.9
総計	573.5	洋紙墨汁	0.78
		●●20コ代	1
		5人昼飯	4.4
		大牟田出張通計17人	18.5
		訓盲院生宿泊料	5
		印刷 入場券	1.5
		大淵旭鷺氏謝礼	50
		同氏へ樽料	20
		訓盲院生宿汽車賃	3.6
		計	242.5
		広告其他雑費	2
		新聞広告	18
		大牟田●●料	12
		総計	274.5

* ●は判読不能の文字を表す

収入—支払	299
-------	-----

『大正10年6月25日大牟田新富座 柳河訓盲院演芸会記事 演芸会主催保管』より
筆者作成

2 義財箱

明治期の盲啞学校は、学校のある周辺地域で広く寄付金を募っていたが、義財箱の設置もその一つである。

東京盲啞学校では「楽善函」と呼ばれ、1889（明治22）年より学校の玄関に掲げられていた。来校者だけでなく、教員生徒も募金した。小西信八は俸給以外を全部投入したといわれている。¹³³ 京都市盲啞院では「受惠函」と名付けられ、1885（明治18）年の第4回内国勸業博覧会が開催された円山公園や岡崎公園に設置された。¹³⁴

地方の盲啞学校においても同様で、長崎では「義財函」と言われた。盲啞学校を経営する長崎慈善会は、以下にあげる市内15か所¹³⁵に「義財函」を設置した。

- ①諏訪神社中門 ②若宮神社 ③皓台寺 ④本蓮寺 ⑤商品陳列所
- ⑥長崎駅 ⑦大村駅 ⑧佐世保駅 ⑨中川町カルルス温泉
- ⑩田上茶屋 ⑪上野屋旅館 ⑫料亭満月 ⑬ジャパンホテル
- ⑭ヴェルビーホテル ⑮盲啞学校

長崎市内から遠く離れている⑦大村駅や⑧佐世保駅もあるが、「義財函」は駅、神社・仏閣、旅館・ホテル、茶屋・料亭など、市内随所の人が多く集まる場所に設置され、長崎を訪れた人、県央地区の大村や県北地区の佐世保の人々にも盲啞学校をアピールして寄付を求めた。表2-3-6（116頁）を見ると、「義財函」は長崎盲啞院の設立当時から

¹³³ 鈴木力二『図説 盲教育史辞典』（1985）40頁より

¹³⁴ 『京都府盲聾教育百年誌』（1978）によると、「受惠函」には、木製の看板が掲げら

れ、英文と日本語の文章が記されていた。

看板の上部には次のような横書きの英文が書かれていた。

Ladies and gentlemen will please to put into this box whatever sum of money you may choose , in order to he help the poor and pitiable mute and blind pupils in this asylum.

そして、下部には縦書きの日本語で、本文は次のように漢字とカタカナで書かれており、すべての文字にひらがなのルビが付いていた。

「世ノ慈善君子若シ此憫ムヘキ貧窶盲啞生ノ学資ヲ補助セラレントスル志アリテ金員ノ多少ニ拘ラス此函へ恵投アルトキハ本院謹テ之ヲ受領ス」

岸博美は「点字ジャーナル」第44巻12号（通巻題523号）において、これらの英文と日本語は3つのタイプの読み手を想定している、すなわち、第1は外国人、第2は漢字仮名混じり文を読める層の人々、第3は平仮名なら読める人たちで、子どもを含めてできるだけ多くの庶民に盲啞院の存在を報せ、力添えを要請したかったと述べている。

¹³⁵ 『長崎慈善会二十五年誌・長崎婦人慈善会二十年誌・長崎盲啞学校二十年誌』（1917）ハ45頁による。義財函15か所の設置場所は1917年現在である。

ら設置され、しばしば盗難にあったにもかかわらず、1917（大正6）年3月までで合計598円10銭4厘が投入されていた。集まったお金は1907（明治40）年までは基本金に編入され、それ以後は盲啞学校の経費に入れられた。月平均では約3円が募金されている。明治期に限ってみると、「義財函」から得られた金額は、盲啞学校年間収入の約1.7%にすぎないが、東京、京都と比べても「義財函」の設置個数が多く、匿名による寄付が長崎市内外から寄せられていたことが分かる。

(表 2-3-6) 義財箱の収入

期 間	金額 (円銭厘)	1ヶ月当り (円銭厘)	備考
1898 (明治 31) 年 10 月～1903 (明治 36) 年 12 月	195.133	3.097	合計
1904 (明治 37) 年 1 月 ～1906 (明治 39) 年 12 月	95.02	2.639	326 円 90 銭 3 厘
1907 (明治 40) 年 1 月 ～1907 (明治 40) 年 12 月	36.75	3.063	基本金に編入
1908 (明治 41) 年 1 月 ～1909 (明治 42) 年 12 月	88.451	3.685	合計
1910 (明治 43) 年 1 月 ～1911 (明治 44) 年 3 月	51.773	3.452	271 円 20 銭 1 厘
1911 (明治 44) 年 4 月 ～1913 (大正 2) 年 3 月	56.108	2.338	盲啞学校経費に編入
1913 (大正 2) 年 4 月 ～1917 (大正 6) 年 3 月	74.869	1.560	

『長崎慈善会二十五年誌・長崎婦人慈善会二十年誌・長崎盲啞学校二十年誌』(1917)

より筆者作成

3 内務省からの奨励金・助成金

長崎盲啞院が開校した翌月の1898（明治31）年10月22日に「内務省官制」が発せられた。内務省は「盲啞院」を「慈恵ノ用ニ供スル营造物」として、内務省地方局の管轄とした。

1908（明治41）年10月には中央慈善協会が結成された。これは全国各地の民間慈善事業団体により組織されているが、実質的には内務省の民間慈善事業に対する指導統制機関であった。そして、感化救済事業で成績優秀な団体は内務省から奨励金・助成金が下付された。これは中央慈善協会結成の年である明治41年度より始められ、初回は奨励金の下付され、2回目からは助成金の下付された。表2-3-7（118頁）は、奨励金・助成金を受けた団体数と盲啞学校数を示しているが、盲啞学校も中央慈善協会に順次入会していることが分かる。

長崎盲啞学校の設立母体である長崎慈善会は当初から入会し、明治41年度に奨励金を下付¹³⁶され、以後は毎年、助成金を下付されている。柳河訓盲院は明治44年度に奨励金、以後、助成金を下付された。

留岡幸助（1864～1934）は、内務省から下付される奨励金・助成金は団体にとって「名誉、奨励、刺激」になる¹³⁷と述べている。盲啞学校が中央慈善協会に入会し、奨励金・助成金を得ることは、ただ単に金銭を得るというだけでなく、地域における信用を得られることにもなった。

¹³⁶ 初めて内務省より奨励金を下付された盲啞学校は、長崎盲啞学校の他に、新潟盲啞学校、長岡盲啞学校、高田盲啞学校（いずれも新潟県）、豊橋盲啞学校（愛知県）、岐阜訓盲院（岐阜県）であった。

¹³⁷ 留岡幸助「慈善事業の過去四十五年」『慈善』第4篇第2号、中央慈善協会、1912年、24頁

(表 2-3-7) 内務省より奨励金・助成金を受けた団体数・盲啞学校数

	団体数 (A)	盲啞学校数 (B)	割合 (B/A) (%)
1910 (明治 43) 年	118	11	9.3
1911 (明治 44) 年	183	26	14.2
1912 (明治 45) 年	176	29	16.5
1913 (大正 2) 年	177	31	17.5
1914 (大正 3) 年	215	34	15.8
1915 (大正 4) 年	173	38	22.0

出典：中央慈善協会『慈善』第1編第4号（1910年）、
第2編第2号（1911年）、第4編第2号（1912年）、第5編第4号（1913年）、
第6編第2号（1914年）、第6編第4号（1916年）より筆者作成

第3章 盲啞学校支援組織の变革と減少

第1節 盲啞学校支援組織の財団法人化

1 財団法人への移行

明治40年代から大正期（盲学校及聾啞学校令公布前後）までで、14校の盲啞学校が財団法人となっている。前章で取り上げた柳河訓盲院もそのうちの1校である。財団法人化の一例として、引き続き柳河を取り上げる。

訓盲院を支援する柳河慈善団の設立後の大淵院長は早くから財団法人への移行を考えていた。¹³⁸ しかし、実際の申請は1920（大正9）年7月26日であり、文部大臣より許可されたのは1921（大正10）年2月4日¹³⁹であった。経営の安定と生徒数増加の見極めが必要であったと思われる。

財団法人となったことで「財団法人福岡県柳河訓盲院寄付行為」¹⁴⁰が規定された。

「第一章 成立」には第一条として、大淵清庵の訓盲院全てを寄付することにより財団法人を設立したとある。

「第二章 目的」の第二条には、「本財団法人ハ盲者ニ対シ国民教育ノ基礎並ニ其ノ生活ニ須要ナル知識技能ヲ授ケ独立自営ノ途ヲ得セシムルヲ以テ目的トス」とある。これは第三次小学校令の第一条を踏襲しながらも、同令同条の「普通ノ知識技能」の「普通ノ」がとれた職業教育中心であるという従来の「独立自営の途」を得ることを目的とすることも踏襲されていた。

こうして財団法人化した「福岡県柳河訓盲院」（「第三章 名称」 第三条）は、事務所も同校同住所「柳河町大字東魚屋町八番地」（「第四章 事務所」 第四条）に置かれた。

¹³⁸ 『自大正元年度至大正五年末 事績纏 私立柳河訓盲院』に所収されている「私立柳河訓盲院維持方法」（1914年4月）が、大淵によって執筆されている。

¹³⁹ 『大正十年起 財団法人柳河訓盲院日誌』より

¹⁴⁰ 『大正十二年二月起 財団法人柳河訓盲院 事績留』にある。

2 財団法人後の財政

訓盲院の財政については、「第五章 資産」「第六章 経費」に関係する。

「第五章 資産」については、資産の種類として、①基金および建物、図書、機会、器具、②設立後基金として収受した寄付金、③それら以外の収入があった（第五条）。そして、基金は、①国庫債証券、地方債証券、勸業債券、興行債券、北海道拓殖債券、農工債券の応募又は買入、②郵便貯金に預け入れること、③銀行の当座預金または定期預金として保管された（第七条）。資産の目録は「歳入出予算書」¹⁴¹の最後に「財団法人柳河訓盲院財産目録」が記載されている。資料 3-1-1（122 頁）は大正十年度の予算書の財産目録である。有価証券の購入は基本財産を成す一手段として慈善団時代から行われていた。

「第六章 経費」については、基金の利子、慈善家の寄付金品、公共団体等の補助金で維持された（第九条）。そして、経費は毎年予算をもって定められた（第十条）。

柳河訓盲院は財団法人になり、予算・決算制度が確立した。毎年、3 月後半に開かれる評議員会において、当該年度の決算と次年度の予算が審議され決議されていた。

評議員会は、「第八章 評議員会」とあり、①資産の管理に関する件、②歳入出予算および決算に関する件、③財団の目的達成に関する件、④その他重要な事項に関する件を決議した（第二十八条）。評議員会は、理事長、理事および評議員によって組織されていた（第二十四条）。

理事長以下、評議員等の役員は「第七章 役員」第十二条から第二十三条によって決定した。主な役職では、理事長には社団法人山門郡教育会長が推挙（第十三条）され、初代理事長には戸川槌次郎が就任した。理事の内、一名は本院設立者（第十四条）である大淵清庵であった。評議員に委嘱されたのは、①山門郡内町村長、②山門郡選出県会議員、③山門郡会正副議長ならびに郡参事会員、④山門郡内小学校長、⑤その他であった。財団法人設立時の評議員¹⁴²を列記すると資料 3-1-2（123 頁）のようであった。このうち、高椋悌吉以下 6 名は前記⑤その他に当たり、柳河新報社の光行次雄以外は職業等が不明であるが、全員が柳河慈善団の理事を務めており、慈善演芸会実施の際には各地域との折衝を行うなど、その事前準備から事後の決算までを取り仕切る実働部隊として活躍していた。

¹⁴¹ 『大正十年度以降 柳河訓盲院予算決算書』所収

¹⁴² 『大正十年二月起 財団法人柳河訓盲院日誌』に記録されている

さらに、特別功労者または地方名望家を顧問（第十八条）とし、評議員会に列席して意見を述べるように求めている（第二十五条）。その顧問には現役の地方役人もいるが、友清辰雄、古賀卓らは柳河慈善団創立時からの主要メンバーで、訓盲院の経営に当初から携わっていた。このように柳河慈善団で理事、顧問として訓盲院を支えてきた人材が財団法人になってからも引き続き要職に就き、さらに山門郡内の町長・村長等をはじめ県会議員、小学校長らがこれに加わったことで公的支援を確実なものにし、経営基盤がより強化されることになった。

(資料 3-1-1) 財団法人福岡県柳河訓盲院財産目録

財団法人福岡県柳河訓盲院財産目録 (大正十年三月現在)

基金

- 一、帝国四分利付公債額面 参百円 年利子四分
 - 一、興行債権 額面 五百円 同五分五厘
 - 一、勸業債券 額面 百五拾円 同四分
 - 一、臨時国庫証券 額面 老千六百五拾円 同五分
 - 一、五分利付国庫債券 四千老百五拾円 同五分
 - 一、第三十六回北海道拓殖債権 額面 四百円 同七部
 - 一、第五十二回同上 老千五百円 同八分
 - 一、当座銀行預金 参百拾貳円貳拾七銭
- 合計 八千九百六拾貳円貳拾七銭

建物

- 一、柳河訓盲院 瓦葺 老棟 百参拾参坪
- 器具器械図書ノ如ハ複雑ニ付之ヲ略ス

大正十年三月二十六日 提出

財団法人福岡県柳河訓盲院理事長 戸川槌次郎

出典：『大正十年度以降 柳河訓盲院予算決算書』所収

「大正十年度 柳河訓盲院予算決算書」より筆者作成

(資料 3-1-2) 財団法人福岡県柳河訓盲院 評議員・顧問一覧

評議員

内山田収 (城内村長)	戸次親豊 (沖端村長)	椛島 節 (西宮永村長)
高口 清 (東宮永村長)	古賀歌郎 (両開村長)	安東折枝 (大和村長)
綿貫洋二郎 (三橋村長)	中島二郎 (瀬高町長)	坂田隆之輔 (東山村長)
牛島毅一 (山川村長)	藺田徹夫 (県会議員)	田北不磋人 (県会議員)
馬場義勝 (郡会議長)	竹泉小三郎 (郡副議長)	相浦岩次郎 (郡参事会員)
沖 魁夫 (郡参事会員)	益子鶴二郎 (郡参事会員)	馬場達二郎 (郡参事会員)
菊池崇蔵 (郡参事会員)		
吉開作次郎 (小学校長)	伊藤 茂 (小学校長)	藤吉登喜 (小学校長)
松尾 脩 (小学校長)	板橋留吉 (小学校長)	
高椋悌吉 (元慈善団理事)	藺田治一 (元慈善団理事)	江口三吉 (元慈善団理事)
光行民雄 (元慈善団理事)	藤村五十太郎 (元慈善団理事)	
光行次雄 (元慈善団理事・柳河新報社長)		

顧問

田島義士	吉原憲一 (浮羽郡長)	貸藤寿一郎 (三潞郡長)
富永哲二 (三潞郡視学)	塩川 団 (三潞郡書記)	里田 □ (山門郡書記)
荒卷幹治	下川佐一 (元陸軍少佐・訓盲院顧問)	
古賀 卓 (元柳河町長)	成清信愛	
友清辰雄 (元慈善団理事・福岡県属・文部省実業学務局属)		

出典：『大正十年二月起 財団法人柳河訓盲院日誌』より筆者作成

* □は判読不能の文字を表す

3 予算・決算制度の実際

財団法人となってからの予算・決算の実際は以下のようである。

表 3-1-1 (125 頁) は大正十年度、表 3-1-2 (125 頁) は大正十一年度の決算書である。歳出においては、事務所費と学校費がきちんと分けられたことがそれまでとは異なっている。歳入においては、まず始めに「財産ヨリ生スル収入」としてあげられ、歳入総計の約 1 割を一定した収入で占めている。次にあげられているのは県、郡、町からの「補助金」で、大正十年度には歳入総計の 75.4%、大正十一年度には 54.6%を占め、自治体からの補助金が慈善団時代と同様に収入の屋台骨となっていた。

特徴的なのは「寄付金」である。大正十年度の予算高は 350 円であったのに対し、実収高は 119 円 46 銭であり、230 円 54 銭分も少なくなっている。「不用品売却代其他」による収入と「繰越金」が予算高より合わせて 233 円 16 銭多いことから、「寄付金」は必要の分だけを計上したと思われる。

大正十一年度の「寄付金」を見ると、予算高 350 円に対し、実収高は 1,210 円 20 銭であった。大正十一年度の補助金の割合は、前年度に比べ減少しており、それを補填する必要があり、寄付金の実収高が増額したと思われる。このように寄付金には歳入を調整する役割があった。

歳出では教員の給料が多くを占めている。慈善団時代には、大正元年度における教員 3 名の俸給が 284 円 (27.9%) で教員一人あたり 94 円 67 銭、大正 2 年度における教員 3 名の俸給が 372 円 (39.5%) で教員一人あたり 124 円であった。¹⁴³ これに対し、財団法人下の大正十年度は教員 4 名の給料が 1,666 円 (52.6%) で教員一人あたり 416 円 50 銭、大正十一年度は教員 4 名の給料が 1,769 円 (51.2%) で教員一人あたり 442 円 25 銭となり、人件費が飛躍的に向上した。

柳河では、財団法人となり組織力が強固になるとともに、教育現場の諸条件も向上したといえる。

¹⁴³ 第 2 章第 2 節、表 2-2-12 (102 頁) と表 2-2-13 (102 頁) を参照のこと。

(表 3-1-1) 大正十一年度 財団法人 福岡県柳河訓盲院 歳入・歳出決算書

科目	歳入経常部										歳入臨時部		歳入総計
	補助金		寄付金		雑収入		雑収入		雑収入		補助金	合計	
	財産ヨリ生スル収入	県補助金	郡補助金	町補助金	寄付金	不用品売却代金	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	県費補助金	合計	
財産ヨリ生スル収入	471,000	1,100,000	1,100,000	100,000	350,000	30,000	30,000	10,000	10,000	350,000	350,000	3,511,000	351,592
予算高	134	31.3	31.3	2.8	10.0	0.9	0.3	0.3	0.3	10.0	10.0	3,511,000	9
割合	13.5	31.3	31.3	2.8	3.4	3.3	4.4	4.4	4.4	10.0	10.0	3,511,000	83
実収高	473,300	1,100,000	1,100,000	100,000	119,460	118,940	154,220	154,220	154,220	350,000	350,000	3,515,920	200
割合	10.7	23.1	23.1	2.1	32.6	11.3	15.6	1.1	1.5	10.0	10.0	3,515,920	148
決算繰越金													200
決算繰越金													148

科目	歳出経常部										歳出臨時部		歳出総計
	事務所費		学校費		雑収入		雑収入		雑収入		備品費	合計	
	会費	雑給	需用費	雑費	給料	雑給	雑給	奨助費	修繕費	修繕費	備品費	合計	
予算高	30,000	98,000	60,000	50,000	1,776,000	360,000	470,000	60,000	50,000	50,000	350,000	3,160,000	3,511,000
割合	0.8	2.8	1.7	1.4	50.6	10.3	13.4	1.7	1.4	1.4	10.0	3,160,000	100
決算高	31,800	68,130	67,050	48,840	1,666,000	356,490	495,260	36,000	48,520	48,520	349,000	2,818,090	3,167,090
割合	1.0	2.2	2.1	1.6	52.6	11.3	15.6	1.1	1.5	1.5	11.0	2,818,090	100
決算繰越金													400
決算繰越金													913

(表 3-1-2) 大正十一年度 財団法人 福岡県柳河訓盲院 歳入・歳出決算書

科目	歳入経常部										歳入臨時部		歳入総計
	補助金		寄付金		雑収入		雑収入		雑収入		補助金	合計	
	財産ヨリ生スル収入	県補助金	郡補助金	町補助金	寄付金	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	雑収入	県費補助金	合計	
財産ヨリ生スル収入	487,000	1,100,000	1,100,000	100,000	350,000	30,000	200,000	3,367,000	300,000	300,000	3,000,000	3,667,000	476,590
予算高	132	30.0	30.0	2.7	9.6	0.8	5.5	8.2	8.2	8.2	100	3,667,000	76
割合	13.2	30.0	30.0	2.7	9.6	0.8	5.5	8.2	8.2	8.2	100	3,667,000	83
実収高	510,040	1,100,000	1,100,000	100,000	1,210,200	96,520	348,830	4,485,590	300,000	300,000	4,765,590	4,765,590	400
割合	10.7	23.1	23.1	2.1	25.4	2.0	7.3	6.3	6.3	6.3	100	4,765,590	400
決算繰越金													400
決算繰越金													913

科目	歳出経常部										歳出臨時部		歳出総計
	事務所費		学校費		雑収入		雑収入		雑収入		備品費	合計	
	会費	雑給	需用費	雑費	給料	雑給	雑給	奨助費	修繕費	修繕費	備品費	合計	
予算高	30,000	98,000	60,000	50,000	1,836,000	360,000	470,000	60,000	50,000	50,000	300,000	3,367,000	3,667,000
割合	0.8	2.7	1.6	1.4	50.1	9.8	12.8	1.6	1.4	1.4	8.2	3,367,000	100
決算高	33,100	72,990	59,810	33,950	1,769,000	464,190	507,990	36,000	57,150	57,150	236,550	3,215,210	3,451,760
割合	0.9	2.1	1.8	1.0	51.2	13.4	14.7	1.1	1.7	1.7	6.9	3,215,210	100
決算繰越金													236,550
決算繰越金													3,451,760

*表中の割合は筆者の計算によるものである。
出典:『大正十一年度以降 柳河訓盲院予算決算書』より筆者作成

第2節 教育会による支援組織の財政

～ 福岡県盲啞教育慈善会を事例として

明治40年代は、教育会附属（岡山県教育会、大分県教育会、千葉県教育会など）の盲啞学校や師範学校附属（高知師範学校、和歌山師範学校、三重師範学校など）の盲啞学級も設置された。教育会は明治10年代に全国各地に組織され、教育行政関係者、師範学校教員、小学校教員、中学校教員などから構成された教育団体である。行政による教育施策と各地域の実情とを具体的に調整する役目があり、それだけに大きな力があつた。ここでは福岡県教育会を例にとり、教育会が支援する盲啞学校の財政状況を分析する。

（1）福岡県教育会による盲啞教育慈善会の設立

福岡に盲啞学校が設立される機運を作ったのは、中途失明した小島留蔵（1878～1938）による学校設置を求める訴えからであった。小島は、福岡県八女郡の出身で、不慮の事故で失明した後、東京盲啞学校に入学し、在学中より福岡にも盲啞学校が必要であることを発信していた。卒業後は福岡県立福岡病院のマッサージ師として勤務していたが、城島春次郎（朝倉郡書記）と出会い、城島の協力によって、1902（明治35）年10月、「盲啞学校設立ノ儀ニ付建議」¹⁴⁴を福岡県と福岡県教育会に提出した。小島は建議書において、盲啞者に文明の教育を行い、独立自営の道を示し、社会にとって有用な人材となれば、人類博愛というだけでなく、社会経済上にも大きな利益になると主唱した。これは、盲啞学校がない明治初期にその設置を求めた山尾庸三の有用化論を引き継ぐとともに、盲啞学校設置のための論拠となっていた。

福岡県教育会は、同月の代議員会で盲啞学校設立について満場一致でその必要を認め、調査委員会を設けた。¹⁴⁵翌1903（明治36）年10月の代議員会では、①本県教育会事業として1904（明治37）年4月より福岡市に盲啞学校を開設すること、②1904（明治37）年度分の経費予算300円を本会より支出すること、という2点が報告案として提出され審議された。これには賛否両論があり、盲啞学校は慈善事業であるということ

¹⁴⁴ 小島留蔵の建議書全文は『福岡県聾学校三十年史』6～8頁（1940年）に掲載されている。

¹⁴⁵ 調査委員として、中島次郎吉、島田寅次郎、中村能道の3名が委嘱されたが、中島の転任により織田勝馬が後を受けた。1903（明治36）年6月、東京盲啞学校長である

小西信八が福岡高等女学校で盲啞教育に関する講演をした際、島田、中村、織田は小西に面会している。小西の福岡での講演は、小島の熱意に応えたものだと思われる。

で調査委員の案は一旦否決された。しかし、盲啞学校設立推進派は、盲啞学校を設立・経営するための盲啞教育慈善会を発足させるという案を練り、翌日の会議に福岡県立福岡高等女学校長である中垣安太郎¹⁴⁶（1858～1916）の名で提出、異議なく可決されるに至った。

そして、盲啞教育慈善会創立委員会¹⁴⁷が立ち上げられ、準備が進められた。ところが、その矢先、日露戦争が勃発し休止状態となった。

1907（明治40）年12月、創立委員会は再開され、翌年2月には「盲啞教育慈善会設立趣意書」¹⁴⁸を起草した。趣意書には、「盲啞者モ等シク帝国ノ臣民ナリ」とあり、教育勅語の目的との接点が見受けられる。また、先発した他県の盲啞学校の教育成果を認めながら、福岡県は盲啞者数が全国的に見ても多く、盲人は全国第三位、聾啞者は全国第四位であり、このことは教育上の一大欠点であると嘆き、福岡県における盲啞教育の必要性を説き、教育者、一般慈善家に対し義捐金の募集を訴えた。そして、盲啞教育慈善会の正式発足まで、福岡県教育会は二十三条から成る「福岡県盲啞教育慈善会假規則」（巻末資料6・178頁参照、以下「仮規則」と略記）を定め、会の活動を進めていった。

「仮規則」によると、盲啞教育慈善会第一回総会の開催までは福岡県教育会が事業を主導し経費を負担した（「仮規則」第二十一条）。事務所は福岡県師範学校内の福岡県教育会事務所に置かれた（「仮規則」第二条）。「仮規則」第一条には、盲啞学校設立・維持することを目的として十万円を集金することが掲げられた。この目的に賛成する者は誰もが会員になることができ（「仮規則」第三条）、拠金額によって名誉会員（100円以上）、特別会員（30円以上）、通常会員（3円以上）、賛助会員（3円以下）となった（「仮規則」第四条）。また、広く一般篤志家から寄付金や寄贈品を受けた（「仮規則」第五条）。そして、資金調達の手始めにまず慈善演芸会を開いた。第1回目の演芸会は福岡市東中洲川丈座で開催（1908年5月28日より4日間）し、その後、半年をかけて早良、久

¹⁴⁶ 中垣は、盲啞教育だけでなく福岡県の教育界の功労者として、没後、福岡県教育会より『中垣安太郎先生』（1941年）が出版されている。同書の48～50頁には「盲啞学校設立に尽力」として、福岡県盲啞教育慈善会長の由布惟義による追悼文が掲載されている。

¹⁴⁷ 創立委員には、調査委員の3名に加え、中垣安太郎、小籟陳が選出された。中垣は、盲啞教育慈善会発足案を可決させた功労者だった。日露戦争後に再開した創立委員会では、委員の改選、増員で委員会は10名となった。

¹⁴⁸ 福岡県教育会『福岡県教育会五十年史』、1939年、107～108頁

留米、筑紫、三潁、山門、三池、嘉穂、鞍手、粕屋、門司などの県内各郡市において演芸会を開催した。

一方で県教育会の各支会と中等教育学校に対し、盲啞教育慈善会への入会を勧めていたが、慈善演芸会の終了を経て1908（明治41）年12月¹⁴⁹には、県内各郡市教育会の代表と本部委員とで協議し、直ちに会員募集に着手した。翌1909（明治42）年2月の代議員会では、次の4基準を決定し、処理していくことになった。

- 「一、本年三月マデニ会員募集を終了スルコト
一、本年四月中慈善会を成立セシメ、一切ノ事務ヲ譲リ渡スコト
一、慈善会成立後ハ、直チニ盲啞学校ノ開校ヲナス様準備シオクコト
一、慈善会成立マデニ、予定ノ会員募集ヲ了セザル支会ハ、爾後引続き其ノ義務ヲ負ヒ完結ヲ計ルコト」¹⁵⁰

福岡県盲啞教育慈善会創立総会は、1909（明治42）年7月31日¹⁵¹、福岡高等女学校において行われた。創立総会では、まず「社団法人福岡県盲啞教育慈善会定款」（巻末資料7・181頁参照、以下「定款」と略記）が定められた。「仮規則」は約1年5ヶ月で運用を終了し、福岡県盲啞教育慈善会は社団法人（「定款」第二条）として設立されたのである。これにより「定款」に基づいて業務が行われることとなった。「仮規則」では会員の拠金と一般篤志家の寄付金を受けていたが、社団法人となったことで、会員の入会金と会員の寄付で十万円を集金する（「定款」第五条）となった。会員の種類と入会金額は「仮規則」と同じであった。また、総会も2月に行われた（「仮規則」第十六条・「定款」第十一条）が、社団法人では評議員会が置かれ、評議員は県内23都市から2名ずつ計46名が会員の中から選挙で選ばれた（「定款」第十六条）。評議員会では、予算・決算、財産処分などが決議（「定款」第十七条）されることとなった。

総会では他にも「明治四十二年度私立福岡盲啞学校歳入歳出予算」、「明治四十二年度社団法人福岡県盲啞教育慈善会資金歳入歳出予算」、「福岡県盲啞教育慈善会旅費給与規定」、「私立福岡盲啞学校学則」、「私立福岡盲啞学校職員俸給旅費諸給与規定」を順次確

¹⁴⁹ 各郡市教育会の代表と本部委員と協議については、『福岡県教育会五十年史』（1939年）、『福岡聾学校三十年史』（1940年）では明治41年12月となっており、『福岡県教育百年史』第五巻通史編（I）（1980年）では明治41年2月となっている。後者は誤記と思われる、ここでは前者である明治41年12月を採用した。

¹⁵⁰ 『福岡県聾学校三十年史』（1940年）13頁

¹⁵¹ 2月の代議員会で決定された4基準の2項目では、慈善会は4月成立となっているが、実際は7月31日に創立総会を迎えた。延期の理由は不明である。

定した。¹⁵² また、会長には衆議院議員の庄野金十郎¹⁵³（1857～1928）、副会長には福岡県師範学校長の浜口庄吉が選出された。「仮規則」では、会長に福岡県知事、副会長に福岡県教育会長を推薦（「仮規則」第十五条）とあったが、「定款」には規定されなかった。盲啞教育慈善会創立委員を務めた中垣安太郎（福岡県立福岡高等女学校長）は理事の一人に選ばれている。盲啞教育慈善会の事務所は、それまで福岡県師範学校内に置かれていたが、中垣の福岡高等女学校内に置かれることになった（「定款」第四条）。

このような経過を経て、福岡盲啞学校は1910（明治43）年1月8日、福岡市因幡町に開校する。校長は慈善会理事で福岡高等女学校長の中垣安太郎が兼任した。このときの生徒数は盲生5名、聾啞生10名であった。

¹⁵² 「福岡県教育会会報」第133号、51～60頁、1909年8月15日

¹⁵³ 庄野の本業は弁護士。県会議員を経て衆議院議員、福岡日日新聞社の社長も務めた。

(2) 上部組織の財政構造

福岡県教育会は支会である県内各郡市教育会と中等教育学校に対し、盲啞教育慈善会への入会を奨励した。そして、福岡県盲啞教育慈善会が盲啞学校の経営主体になっても、その取り組みは継続し、慈善会会員の会費と寄付金が盲啞学校経営の資金となっていた。ここでの大きな特徴は、福岡県盲啞教育慈善会が福岡県内 23 郡市の教育会に会費の負担額を定めていたことである。

表 3-2-1 (131 頁) は、福岡盲啞教育慈善会による県内 23 郡市教育会の醸金の算定と負担額である。

これを見ると、明治 35 年 12 月末現在における各郡市の戸数の 3 分の 1 戸数に 50 銭を掛けた金額が各郡市の負担額となり、割り当てられていた。

福岡市の場合、市内全体 10,410 戸の 3 分の 1 が 3,470 戸であり、それに 50 銭をかけた 2,360 円が割当額であった。柳河訓盲院のある山門郡の戸数は 14,150 戸で、その 3 分の 1 である 4,720 戸に 50 銭をかけた 2,360 円が割当額であった。同じようにして福岡県内 23 郡市教育会から 44,725 円の醸金が見込まれていた。

この割当額は、毎年ではなく、数年にわたっての目標額であった。表 3-2-2 (132 頁～133 頁) は、明治 42 年度から大正 7 年度までの、県内 23 郡市教育会と中等教育学校、師範学校からの拠出金額一覧である。盲啞教育慈善会は毎年度末に報告書を作成し、その状況を示しているが、報告は大正 7 年度までで、それ以後の記載が無い。割当額はおそらくは、この間の目標額であったと考えられる。

また、この割当額(目標額)は強制ではなかった。年によっては全く拠出していない郡市もあり、最終的に目標額を超えて会費を拠出できたのは、23 郡市の中でわずかに久留米市教育会のみであった。

こうして集められた会費は寄付金とともに福岡県盲啞教育慈善会の歳入となり、「資金積立」「資金繰出」に分けられて歳出となった。(表 3-2-3 の①参照・134 頁)「資金積立」は銀行に預金され、「資金繰出」は福岡盲啞学校の歳入で「資金繰入」となっている。(表 3-2-3 の②参照・134 頁)盲啞学校の予算において、大正 3 年度までは「資金繰入」(=会費+寄付金)が大きなウエイトを占めていた。

(表 3-2-1) 福岡県盲啞教育慈善会による醸金の算定と醸金割当額

都市別	現戸数(明治35年12月末日)	3分の1 戸数		負担額 (円銭厘)
福岡	10,410	3,470	× 50銭	1,735.000
粕屋	9,320	3,110		1,555.000
宗像	8,270	2,760		1,380.000
遠賀	18,390	6,130		3,065.000
鞍手	15,450	5,150		2,575.000
嘉穂	14,970	4,990		2,495.000
朝倉	13,670	4,560		2,280.000
筑紫	12,640	4,210		2,105.000
早良	5,340	1,780		890.000
糸島	10,090	3,360		1,680.000
久留米	5,060	1,690		845.000
浮羽	9,650	3,220		1,610.000
三井	13,950	4,650		2,325.000
三潞	16,370	5,460		2,730.000
八女	19,770	6,590		3,295.000
山門	14,150	4,720		2,360.000
三池	12,420	4,140		2,070.000
小倉	4,480	1,490		745.000
田川	14,150	4,720		2,360.000
企救	9,630	3,210		1,605.000
京都	10,690	3,560	1,780.000	
築上	11,580	3,860	1,930.000	
門司	7,870	2,620	1,310.000	
計	268,320	89,450		44,725.000

「各郡市一般部慈善会拠金納額一覧表(大正3年6月11日現在)」より筆者作成

(表 3-2-2) 福岡県内郡市教育会・中等教育学校・短期学校からの拠出金額一覧(その1)

年度	船屋郡	京郡	八女郡	山門郡	久留米市	福岡市	小倉市	門司市	糟手郡	遠賀郡	田川郡	糸巻郡
明治42年度	1,388,225	207,910	453,700	503,000	502,400	405,290	279,770		200,000	306,050	138,710	56,305
明治43年度	40,140	398,270	107,450		235,928	461,300		51,510	151,110	2,499,648	219,180	19,400
明治44年度	68,806	53,280	492,520	353,000	123,200	150,000		215,980	91,300		39,360	125,640
大正元年度	19,500	98,450	0	140,000	0	312,650	56,310	74,790	0	200,000	0	0
大正2年度	53,216	48,220	94,360	101,250		120,950	44,217	0	0	0	0	0
大正3年度	5,220			146,880		64,760						
大正4年度			16,250	150,000			239,720		239,720		503,770	93,570
大正5年度			800,000				36,930		398,100		476,230	305,855
大正6年度									156,500			
大正7年度			100,000		132,250		50,000					
合計	1,525,207	1,518,060	2,110,920	1,766,800	885,208	1,628,310	652,840	657,871	1,487,500	2,805,685	1,358,070	819,930
割合(合計A+B)	4.7%	4.7%	6.5%	5.5%	2.7%	5.0%	2.0%	2.0%	4.6%	8.7%	4.2%	2.5%

金額の単位は円(千)

年度	三池郡	壺上郡	筑紫郡	朝倉郡	豊後郡	早良郡	浮羽郡	糸島郡	三浦郡	三井郡	合計(A)	合計(B)	合計(A+B)
明治42年度	85,340	284,200	134,762		132,240		85,570				215,810	250,726	466,536
明治43年度	343,600	602,165	117,392		345,000		157,710		500,000		4,905,662	264,683	5,170,355
明治44年度	128,073	107,040	77,950		55,000		356,221		48,990		1,521,841	188,650	1,710,491
大正元年度	467,500	48,910	66,180	123,400	320,000	145,000	127,340		24,940		1,545,980	83,960	1,629,940
大正2年度	148,170	109,906	15,260	243,520	400,000	1,300	52,800		0		2,761,960	0	2,761,960
大正3年度	5,000			109,906	250,000		33,880		431,583		1,130,862	102,190	1,233,052
大正4年度	300,000	465,450	348,940	204,690			94,000		630,000		2,406,000	0	2,406,000
大正5年度	89,650			283,110			572,100		342,000		2,16,800	149,520	2,317,320
大正6年度	37,450			278,470			121,300		117,230		4,744,015	55,180	4,799,195
大正7年度				12,820			32,210		185,270		796,740	0	796,740
合計	1,396,583	1,259,200	1,346,401	1,373,308	1,542,550	566,300	1,084,990	1,177,721	316,100	1,670,173	31,368,113	1,095,119	32,463,232
割合(合計A+B)	4.3%	3.9%	4.2%	4.2%	4.8%	1.7%	3.3%	3.6%	2.8%	5.2%	96.6%	3.4%	100%

福岡盲啞教育慈善会『明治四十二年度報告』～『大正八年二月報告』より 筆者作成

(表 3-2-2) 福岡県内都市教育会・中等教育学校・師範学校からの拠出金額一覧(その2)

年度	久留米商業学校 小倉工業学校 中等明善校	小倉師範学校 福岡師範学校 福岡女子師範校	小倉商業学校 福岡高等女子学校 中学伝習館	八女中学校 筑紫高等女子学校	福岡工業学校	福岡商業学校
明治42年度	44,000	9,670	12,000	14,200	18,716	8,300
明治43年度		16,000	33,530	21,350	57,083	8,220
明治44年度		24,000				13,920
大正元年度		16,000				16,260
大正2年度	6,880					15,800
大正3年度	2,450	20,000		8,330	19,000	11,500
大正4年度	2,080					8,500
大正5年度						
大正6年度						
大正7年度						
合計	44,000	55,430	68,000	22,530	75,799	20,000
割合(合計B)	4.0%	1.4%	6.2%	2.1%	6.9%	1.8%

年度	2月~7月 9月~4月	東成中学校	福岡商業学校 福岡高等女子学校	嘉穂中学校	小倉中学校	中学修務館	豊津中学校	福岡女子商業学校	合計(B)
明治42年度	24,120	4,380	13,970	18,350	25,000	15,000	12,660	3,000	250,726
明治43年度	34,810	3,660	7,200						264,693
明治44年度			12,910		19,640	50,350			188,850
大正元年度			8,850		9,100	32,500			83,960
大正2年度			14,830			15,000		15,180	102,190
大正3年度						11,000		10,160	149,520
大正4年度									53,100
大正5年度									0
大正6年度									0
大正7年度									0
合計	58,930	8,040	41,610	23,000	47,090	75,350	68,800	38,000	53,100
割合(合計B)	5.4%	0.7%	3.8%	2.1%	4.3%	6.9%	6.3%	3.6%	4.8%

金額の単位は円(千円) 福岡市教育委員会『明治四十二年度報告』より 筆者作成

(表 3-2-3の①) 福岡県盲唖教育慈善会の歳入と歳出

年代	歳入			歳出		
	会費	寄付金	合計	資金積立	資金繰出	合計
1909(明治42)年	5,170,355	7,775,558	12,945,913	7,935,913	5,010,000	12,945,913
1910(明治43)年	7,889,561	21,300	7,910,861	6,640,861	1,270,000	7,910,861
1911(明治44)年	3,214,233	5,000	3,219,233	266,233	2,953,000	3,219,233
1912(明治45)年	3,995,012	8,000	4,003,012	1,214,012	2,789,000	4,003,012
1913(大正 2)年	2,970,380	2,884,750	5,855,130	3,694,130	2,191,000	5,885,130
1914(大正 3)年	2,647,620	5,000,000	7,647,620	6,147,620	1,498,000	7,647,620
1915(大正 4)年	4,902,015	682,000	5,584,015	5,039,015	545,000	5,584,015
備考				* 銀行へ預金	* 盲唖学校歳入 「資金繰入」へ	

単位は円銭厘

* 福岡県盲唖教育慈善会の歳入と歳出は大正4年度までしか報告がない

(表 3-2-3の②) 福岡盲唖学校の歳入予算における資金繰入とその割合

年代	歳入総計	歳入における 資金繰入	歳入全体における 資金繰入の割合	備考
1909(明治42)年	5,188,000	5,010,000	96.57%	
1910(明治43)年	3,526,000	1,270,000	36.02%	* 繰越金が53.89%
1911(明治44)年	4,188,000	2,953,000	70.51%	
1912(明治45)年	4,392,000	2,789,000	63.50%	
1913(大正 2)年	3,543,000	2,191,000	53.37%	
1914(大正 3)年	3,103,000	1,498,000	48.28%	
1915(大正 4)年	2,924,000	545,000	18.64%	* 財産ヨリ生スル収入が59.85%
1916(大正 5)年	16,710,000	800,000	4.79%	* 預金収入が75.52%
1917(大正 6)年	31,361,250	7,000,000	22.32%	* 繰越金が44.37%
1918(大正 7)年	18,641,000	7,366,000	39.52%	* 補助金(県・市)が48.07%
1919(大正 8)年	11,997,340	5,700,000	47.51%	

* 福岡盲唖学校の歳入予算における資金繰入は大正8年度までである

福岡県盲唖教育慈善会『明治四十二年度報告』～『大正四年度報告』をもちに筆者作成

(3) 下部組織の財政構造

ここでは福岡県盲啞教育慈善会によって醸金額を割当てられた下部組織である郡市教育会の集金方法を、柳河地方の山門郡教育会を例にとって分析する。

山門郡は 11 の町村で構成されているが、山門郡も各町村に対し、醸金の割当額を定めていた。しかし、醸金の算定方法は中央（福岡県盲啞教育慈善会）とは大きく異なっていた。

表 3-2-4（136 頁）は、山門郡における醸金算定方法と各町村における標準額を示したものである。山門郡教育会は「戸数に対する標準額」と「所得税に対する標準額」を合わせた金額を醸金の標準額としていた。

「戸数に対する標準額」は各町村の戸数に、およそ 8 銭 1 厘 を掛けた額であった。また、「所得税に対する標準額」は各町村の所得税額のおよそ 2.57% の額であった。

山門郡を構成する 11 町村の一つである柳河町は、戸数 1,267 戸であり、「戸数に対する標準額」は 102 円 88 銭である。町の所得税額は 12,163 円 49 銭であり、「所得税に対する標準額」は 312 円 96 銭 6 厘となる。両者を合計した 415 円 84 銭 6 厘が柳河町に割当てられた金額であった。

残りの 10 町村も同じように算定され、山門郡内全体で「戸数に対する標準額」は 1,168 円 45 銭 6 厘、「所得税に対する標準額」は 1,168 円 92 銭 2 厘で、合計は 2,337 円 36 銭 8 厘だった。中央が求めた割当額には 22 円 63 銭 2 厘不足するが、これが山門郡教育会内での目標額であり努力目標であった。

山門郡教育会は、明治 42 年度に 503 円、明治 44 年度に 493 円、大正元年度に 519 円 35 銭、大正 2 年度に 101 円 25 銭、大正 3 年度に 150 円、合計で 1,776 円 60 銭を拠出している。達成率は中央が設定した割当額のおよそ 75% だった。

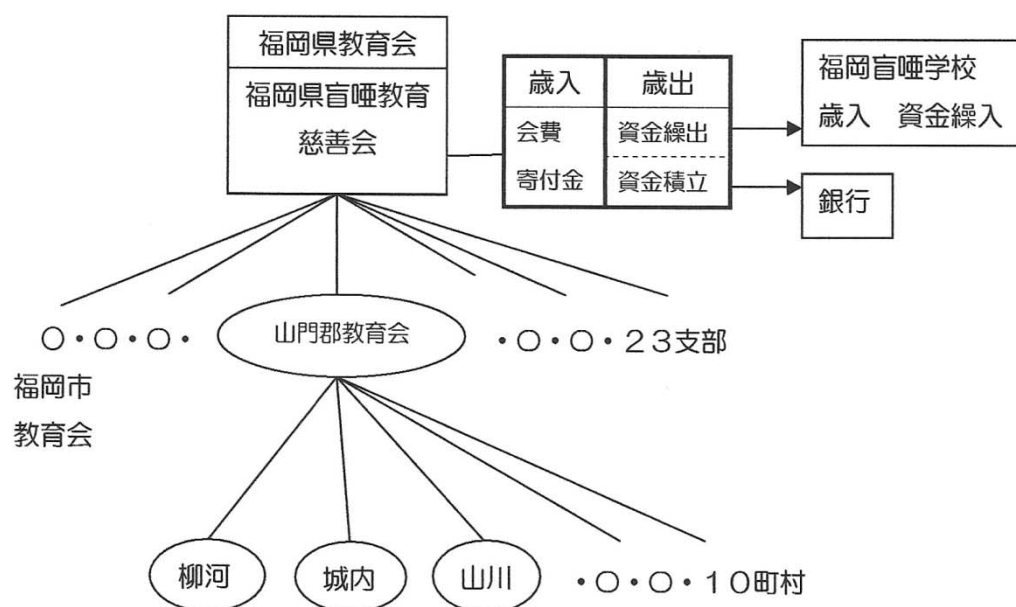
教育会の上部組織の財政構造と下部組織の財政構造を合わせると、図 3-2-1（137 頁）のように示される。この福岡県盲啞教育慈善会の財政システムが、福岡盲啞学校の初期の財政を支えていたのである。

(表 3-2-4) 山門郡における釀金算出方法と各町村における標準額

町村名	戸数	戸数に対する標準額(A)	所得税額	所得税に対する標準額(B)	合計標準額(A+B)
柳河町	1,267	102.880	12,163.490	$\times 0.0257 (2.57\%)$	415.846
城内村	337	27.364	4,001.000		130.824
沖端村	909	73.811	2,082.240		145.398
西宮永村	409	33.211	857.630	$\times 0.0257 (2.57\%)$	55.278
東宮永村	484	39.301	900.480		63.834
両開村	622	50.506	829.210	$\times 0.0257 (2.57\%)$	71.842
大和村	2,508	203.650	3,406.340		291.810
三橋村	2,366	192.119	4,147.820	$\times 0.0257 (2.57\%)$	298.842
瀬高町	2,766	224.599	9,907.040		480.793
東山村	1,230	99.876	3,655.210	$\times 0.0257 (2.57\%)$	193.925
山川村	1,495	121.139	2,656.490	$\times 0.0255 (2.55\%)$	188.976
合計	14,393	1,168.456	●は読み取り不可の数字		2,337.368

『福岡県盲唎教育慈善会書類 山門郡教育会』所収 「盲唎慈善会募集標準」より筆者作成

(図3-2-1) 福岡県盲啞教育慈善会 集金システム 財政構造図



(4) 大正期の財政状況

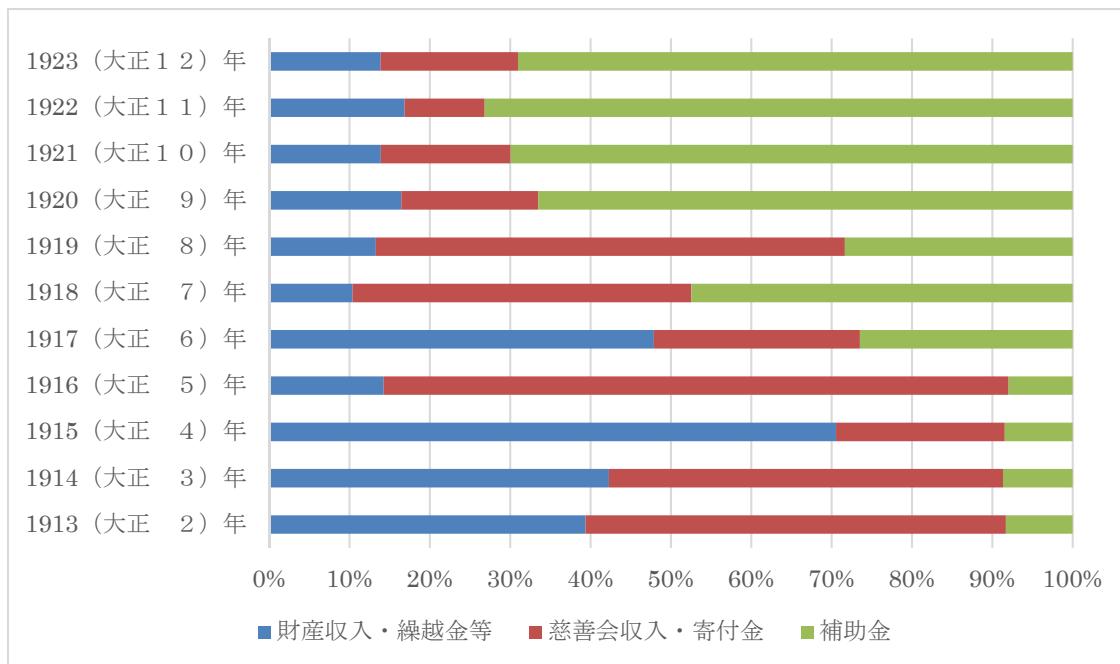
福岡盲啞学校は創立以来、盲啞教育慈善会の財政システムによって安定していた。その財源は慈善会の会費と寄付金によって賄われていた。しかし慈善会の拠出金は期間限定（おそらくは大正7年度まで）であったため、それ以後は別の財源が必要になった。それが自治体からの補助金である。

図3-2-2の①と②（139頁）は、福岡盲啞学校における収入別割合を2種類のグラフで示している。補助金は、大正2年度から福岡市、さらに大正5年度以降は福岡県からも支出されるようになった。しかし、大正5年度までは学校の収入に対する補助金の割合は低く、この頃は慈善会収入・寄付金と財産収入・繰越金がそれぞれの増減を補っていた。

ところが慈善会の拠出金が終了期限を迎える頃から補助金の割合が増えはじめる。特に、大正6年度には新校舎建設・移転もあって、福岡県から8,000円の補助金が付き、それ以降も県からは高額な補助金を得るようになった。グラフを見ても大正9年度からは盲啞学校の主たる財源は補助金となっている。

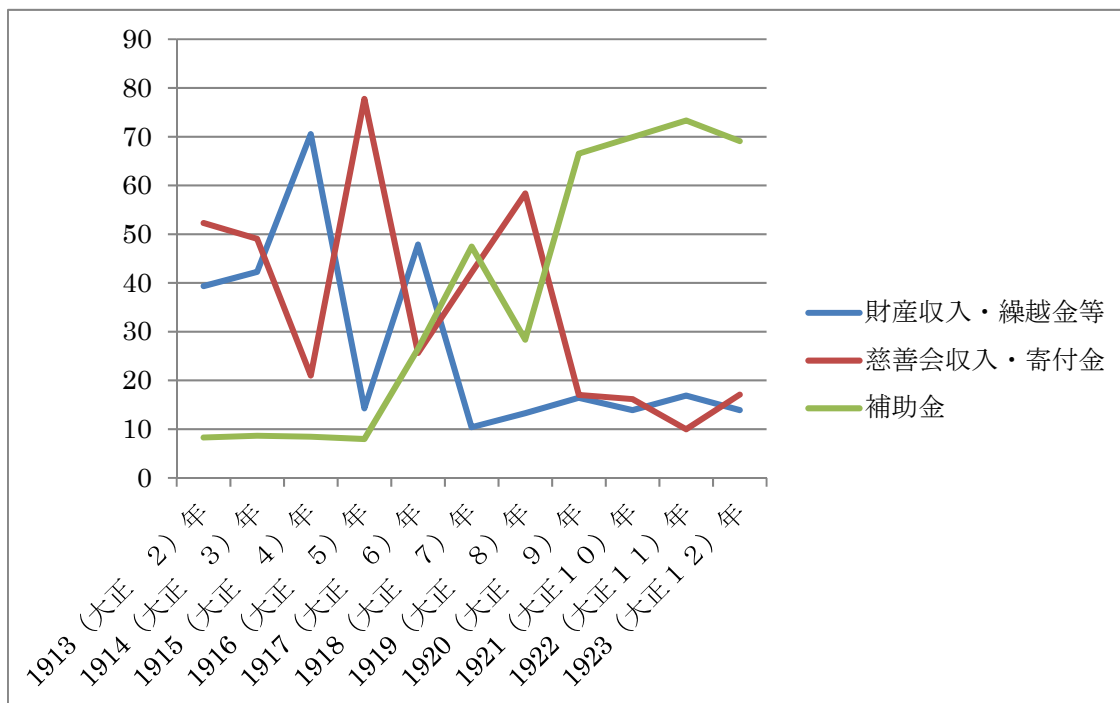
すなわち、福岡県盲啞教育慈善会は大正5年度以降、学校が県立移管する前年度（大正12年度）まで、補助金を獲得することに、その役割をシフトしていったことができる。

(図 3-2-2 の①) 福岡盲啞学校における収入別割合



福岡県盲啞教育慈善会「大正二年二月報告」～「大正十二年二月報告」より筆者作成

(図 3-2-2 の②) 福岡盲啞学校における収入別割合



福岡県盲啞教育慈善会「大正二年二月報告」～「大正十二年二月報告」より筆者作成

第3節 盲学校及聾啞学校令による公的支援の実態

1 長崎県の場合

盲学校及聾啞学校令の公布によって、直ちに県立移管された盲啞学校は、法令公布以前から県立であった学校と合わせても、全国でわずかに12校にすぎなかった。多くは私立のまま数年間の県立代用校を経て県立へと移管された。(表3-3-1・142頁参照)

盲学校及聾啞学校令に対して長崎県を例で見ると、同令第二条の「北海道及府県ニ於テハ盲学校及聾啞学校ヲ設置スヘシ」という学校設置義務規定を受け止め、組織を形式上分離し、校名も「長崎盲啞学校」から「長崎盲学校」と「長崎聾啞学校」(以下、長崎両校と略記する場合がある)に改称した。そして、同令附則第二項にある「北海道及府県ニ於テ特別ノ事情アルトキハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ当分ノ内道府県以外ノ公立又ハ私立ノ盲学校又ハ聾啞学校ヲ以テ第二条の盲学校又ハ聾啞学校ニ代用スルコトヲ得」という設置猶予規定によって、長崎慈善会が経営する長崎盲学校・長崎聾啞学校を代用校化する道を選択した。

(1) 教育思想

学則改正で「長崎盲学校学則」「長崎聾啞学校学則」¹⁵⁴(共に1924年4月施行)が制定され、私立長崎盲啞院の創立時から一貫して掲げられてきた「盲啞子弟の独立自活に必須なる教育を施す」という目的規定が改変される。そして、「盲学校及聾啞学校令」第一条を受けて、両校学則第一条は以下のように規定された。

長崎盲学校学則 第一条

本校ハ盲人ニ普通教育ヲ施シ其生活ニ須要ナル特殊ノ知識技能ヲ授ケ特ニ
国民道徳ノ涵養ニカムルヲ以テ目的トス

長崎聾啞学校学則 第一条

本校ハ聾啞者ニ普通教育ヲ施シ其生活ニ須要ナル特殊ノ知識技能ヲ授ケ特ニ
国民道徳ノ涵養ニカムルヲ以テ目的トス

¹⁵⁴ 「長崎盲学校学則」「長崎聾啞学校学則」は現在、長崎県立盲学校に所蔵されている。

この改正で「普通教育」の実施が明確になったが、法令自体に「特殊ノ知識技能ヲ授ケ」（傍点筆者）とあるように、職業教育もこれまで同様に重視されていた。また、「国民道徳ノ涵養」も明記されることによって、教育勅語に基づく教育という枠が長崎両校の教育に貫徹することになった。

(表3-3-1)「盲学校及聾唖学校令」公布後の動向

県立	12校	備考
①福岡県立福岡盲唖学校 ②福岡県立柳河訓盲院 ③大分県立盲唖学校(1921より) ④島根県立盲唖学校 ⑤広島県立盲唖学校(1921より) ⑥香川県立盲学校・聾唖学校 ⑦新潟県立長岡盲唖学校 ⑧新潟県立盲学校 ⑨石川県立盲学校・聾唖学校 ⑩茨城県盲学校・聾唖学校 ⑪宮城県立盲唖学校(1914より) ⑫秋田県立盲唖学校(1912より)		
公立(教育会附属を含む)	13校	
①徳島師範附属小盲唖学級→1931県立 ②高知師範附属小盲唖部→1929県立 ③京都市立盲学校・聾唖学校→1931府立 ④大阪市立盲学校・聾唖学校 ⑤紀南盲唖学校→1928廃校 ⑥紀伊教育会附属盲唖学校→1932県立 ⑦名古屋市立盲唖学校→1932県立 ⑧市立長野盲唖学校→代用、1933県立 ⑨市立松本盲学校→代用、1933県立 ⑩横須賀市立盲学校 ⑪木更津訓盲院→1930休校 ⑫千葉県教育会附属千葉訓盲院→代用、1933県立 ⑬郡山市立訓盲学校→代用、戦後(1948)県立		
私立(慈善会組織あり)	32校	
①長崎盲学校・聾唖学校→代用、1929県立 ②鹿児島盲唖学校(財団法人)→代用、1929県立 ③日向訓盲院(財団法人)→1935県立 ④熊本盲唖学校(財団法人)→1926県立 ⑤沖縄訓盲院→代用、1935県立 ⑥下関盲唖学校→代用、1929県立 ⑦鳥取盲聾唖学校(財団法人)→代用、1937県立 ⑧愛媛盲唖学校→1929県立 ⑨三重盲唖学校→1925県立 ⑩神都訓盲院→戦後(1948)廃校 ⑪大阪訓盲院→(社団法人)天王寺盲学校、1928府立 ⑫県立代用岐阜訓盲院→1940県立 ⑬静岡盲学校・聾唖学校→代用、1933県立 ⑭豊橋盲唖学校→1945県立 ⑮岡崎盲唖学校(財団法人)→戦後(1947)県立 ⑯東京同愛盲学校→代用、戦後(1956)廃校 ⑰仏眼協会盲学校→代用、戦後(1948)廃校 ⑱東京盲人技術学校→代用、戦後(1948)都立築地盲学校→1931県立 ⑲横浜盲人学校(財団法人)→戦後(1950)横浜市立盲学校 ⑳横浜訓盲院(財団法人) ㉑中郡盲人学校→代用、1933県立 ㉒成田清聚学院 ㉓土浦盲学校→のち廃校 ㉔八戸盲学校→代用、1937県立 ㉕福島訓盲学校→代用、1944県立 ㉖磐城訓盲院(財団法人)→1944平市立盲学校→1948県立 ㉗喜多方訓盲学校→1935休校 ㉘米沢盲学校 ㉙山形盲学校 ㉚岩手盲唖学校→代用、1925県立 ㉛私立函館盲唖院 ㉜小樽盲唖学校(財団法人)		廃校 中越盲唖学校 新発田盲学校 高岡鍼灸学校 羽陽鍼灸学校
私立(慈善会組織なし)	24校	
①佐賀盲唖教授所+佐賀盲学院→(1924統合)佐賀盲唖学校→1934県立 ②岡山盲唖学校→代用、1927県立 ③高知盲学校→1929県立 ④神戸盲学校+神港盲学校→(1925統合)兵庫県立盲学校 ⑤尼崎訓盲院 ⑥彦根盲学校→1928県立 ⑦奈良盲学校→1931県立 ⑧新宮訓盲院→1946廃校 ⑨浜松盲学校・聾唖学校→代用、1948県立 ⑩上田訓盲学校→1926上田市立盲学校 ⑪私立高田盲学校 ⑫富山訓盲院→1932県立 ⑬福井訓盲学舎→代用、1929県立 ⑭山梨盲唖学校→代用、1942県立 ⑮杉山鍼灸学校→代用、1947廃校 ⑯埼玉盲唖学校→代用、1937県立 ⑰宇都宮盲唖学校→代用、1938県立 ⑱足利盲学校→1939県立 ⑲高崎盲学校 ⑳前橋盲学校+桐生訓盲院+高崎聾唖学校→(1928統合)群馬県立盲唖学校 ㉑会津訓盲院→代用、1934若松市立会津盲学校 ㉒庄内盲学校→鶴岡盲学校 ㉓旭川盲唖学校		
その他	官立 東京盲学校・聾唖学校	

巻末資料1「地域別盲唖学校変遷図」をもとに筆者作成

(2) 方法

代用校の「長崎盲学校学則」「長崎聾啞学校学則」では、従来の「普通科」が「初等部」に、「技芸科」が「中等部」に変更され、修業年限も「普通科」5年が「初等部」6年に延長された。「中等部」の修業年限は4年で変わらなかった。

両校の教科目の筆頭には、初等部、中等部とも「修身」が位置付けられた。

盲学校中等部には「鍼按科」と「音楽科」が設置され、聾啞学校中等部には「工芸科」と「裁縫科」が設置された。盲学校には「別科＝按摩科」(2年)が設置され、聾啞学校には中等部の技芸に関する1科目もしくは教科目を選んで修習できるように「選科生」(2年以上)が設けられた。

盲学校中等部「鍼按科」では「修身」「国語」の他に「化学」「物理」の教科も取り入れられた。「音楽科」では盲人の伝統芸能である「琴」「三絃」を習得できた。聾啞学校中等部「工芸科」では日本風家具、西洋風家具の製作実習が行われ、「裁縫科」では和服、洋服の裁縫が行われていた。

また、両校学則第四条では「初等部ニ入学セントスル者ハ年齢満六歳以上ニシテ心身相当ニ発達シタル者タルベシ」と規定し、入学者については心身の発達が一定水準に達した者に限定していた。

この規定により、当時の言葉で「低能に近き盲生」「聾啞生」と称された者は入学を猶予されるか、もしくは除外されることになったといえる。

県立移管となった1929(昭和4)年4月には、「長崎県立盲学校学則」「長崎県立聾啞学校学則」¹⁵⁵が新たに制定された。授業料以外、代用校学則とほとんどは変更がなかった。授業料は初等部では徴収しなかったが、中等部、盲学校別科、聾啞学校選科生では徴収した。盲学校中等部、聾啞学校中等部の代用校時代は1ヶ月1円だったが、県立になり1ヶ月2円に、同様に盲学校別科、聾啞学校選科生は1ヶ月50銭が2円になった。

盲学校及聾啞学校令によって、盲学校・聾啞学校はようやく学校教育として位置づけられた。そして、長崎県立盲学校・聾啞学校の中等部は、職業教育をより充実させるようになった。

¹⁵⁵ これらの学則は、現在の長崎県立盲学校、長崎県立ろう学校にも保存されておらず、長崎県公報号外(昭和4年7月10日発行)より引用した。

(3) 財政・運営

長崎両校の代用校化が決定される 1923 (大正 12) 年の長崎県会 (開会 11 月 22 日～閉会 12 月 21 日) では、県知事である堀内秀太郎 (1873～1941) が、県の財政上からして、今直ちに県立として設置するには困難があり、さしあたり私立盲啞学校を県立代用とする¹⁵⁶ と述べ、代用盲学校及聾啞学校費として「金六千五百円」の予算を計上・提案した。それは、教員俸給の半額を見積って計上された¹⁵⁷ ものであった。

県では予算緊縮方針をとっていたが、代用長崎両校の予算においては原案通り可決・成立した。その背景として、予算審議にあたって、①盲啞学校は障子が破れ畳には穴があき惨憺たる状態であり、教員俸給半額の補助だけでは十分な教育すらできないという本田英作 (1885～1948) 議員による現状指摘¹⁵⁸ や、②教育予算審査会の実地視察で設備において遅れがあるという結果とそれをふまえ、不具の児童を救うという審査会の希望が述べられたこと¹⁵⁹ が影響していた。

表 3-3-2 (145 頁) と表 3-3-3 (145 頁) は、大正 13 年度の長崎盲学校、長崎聾啞学校における歳入・歳出予算である。県からの交付金は、長崎両校の歳入の約 5 割を占め、長崎市からの補助金、文部省奨励金を合わせると約 8 割を占めていた。生徒一人当たりの経費は 44.73 円となり、明治期と比べると 1.5 倍に増額し、教師の平均年俸は 508 円となり、こちらは 3 倍に増額した。こうして盲学校・聾啞学校は県の代用校となることによって、財政基盤を安定化させ、ソフト面における教育の充実を図ることができた。残された課題は、本田英作議員が指摘した校舎の老朽化・狭隘化の問題であった。

156 長崎県会事務局『大正十二年通常県会会議録』9 頁

157 長崎県会事務局『大正十二年通常県会会議録』91 頁

158 長崎県会事務局『大正十二年通常県会会議録』101 頁

159 長崎県会事務局『大正十二年通常県会会議録』117 頁

(4) 建築計画

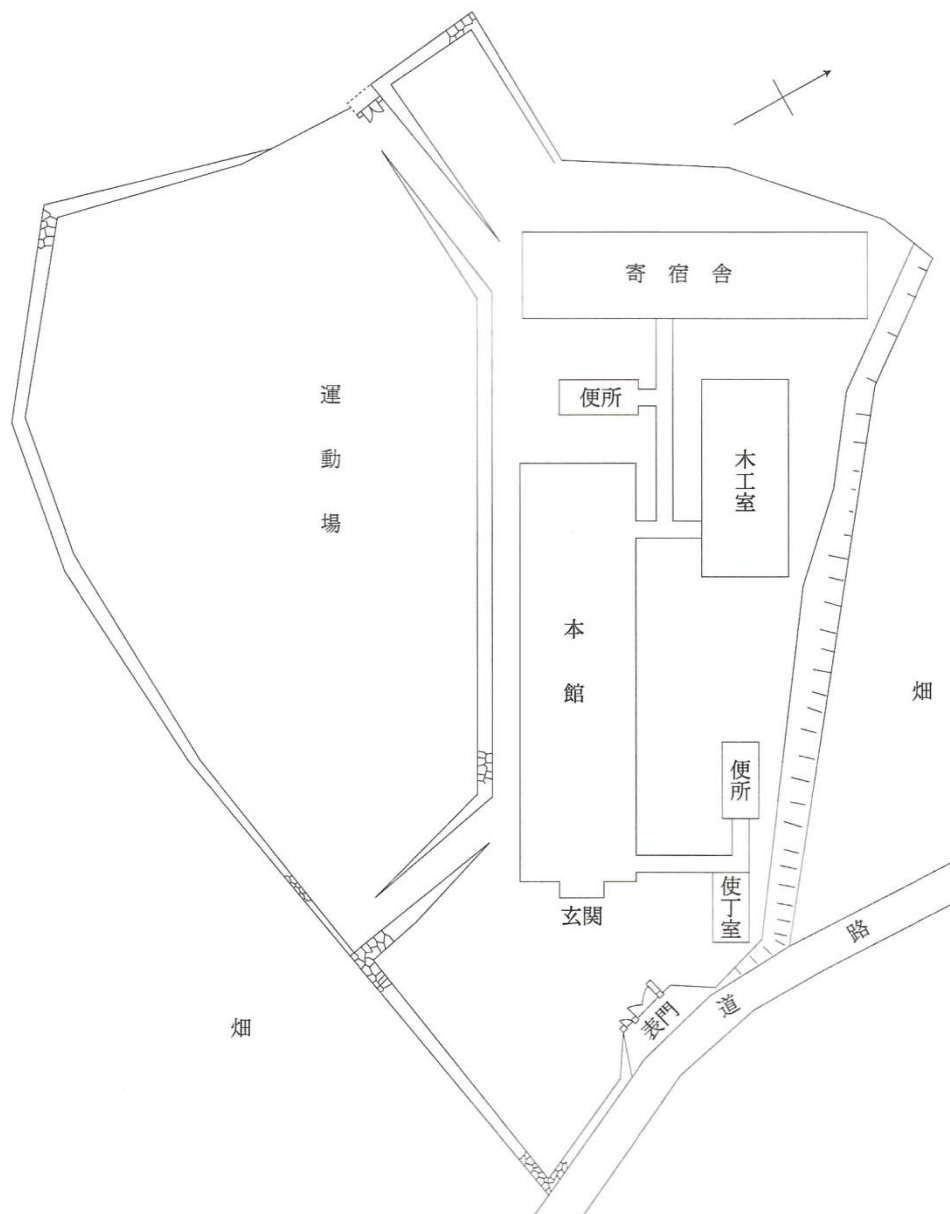
1924（大正 13）年 7 月に提出した文部省への県立代用校申請書¹⁶⁰には「代用期間満了後にニ於ケル県ノ計画」として「適當ノ地ヲ占シテ移転シ県立ノ盲学校及聾啞学校ヲ設置セムトス」と記されている。長崎両校は 5 年間の県立代用校の指定を経て、1929（昭和 4）年 4 月に県立に移管された。そして 1935（昭和 10）年 7 月、浦上天主堂に近い上野町に鉄筋コンクリート 3 階建の新校舎が完成し移転した。

図 3-3-1 の①（147 頁）は新校舎の配置図、図 3-3-1 の②（148 頁）は平面図である。敷地面積は移転前の 612 坪から 2,003 坪と 3 倍余りに拡大した。ただし校舎を両校が併用したため、完全な盲・聾分離は実現しなかったが、教育条件は飛躍的に改善された。以後、1945（昭和 20）年 8 月 9 日の原爆投下による壊滅まで、両校校舎は存続¹⁶¹する。

¹⁶⁰ 長崎県知事が文部大臣宛に提出した「盲学校及聾啞学校代用ニ関シ申請」のこと（国立公文書館所蔵）

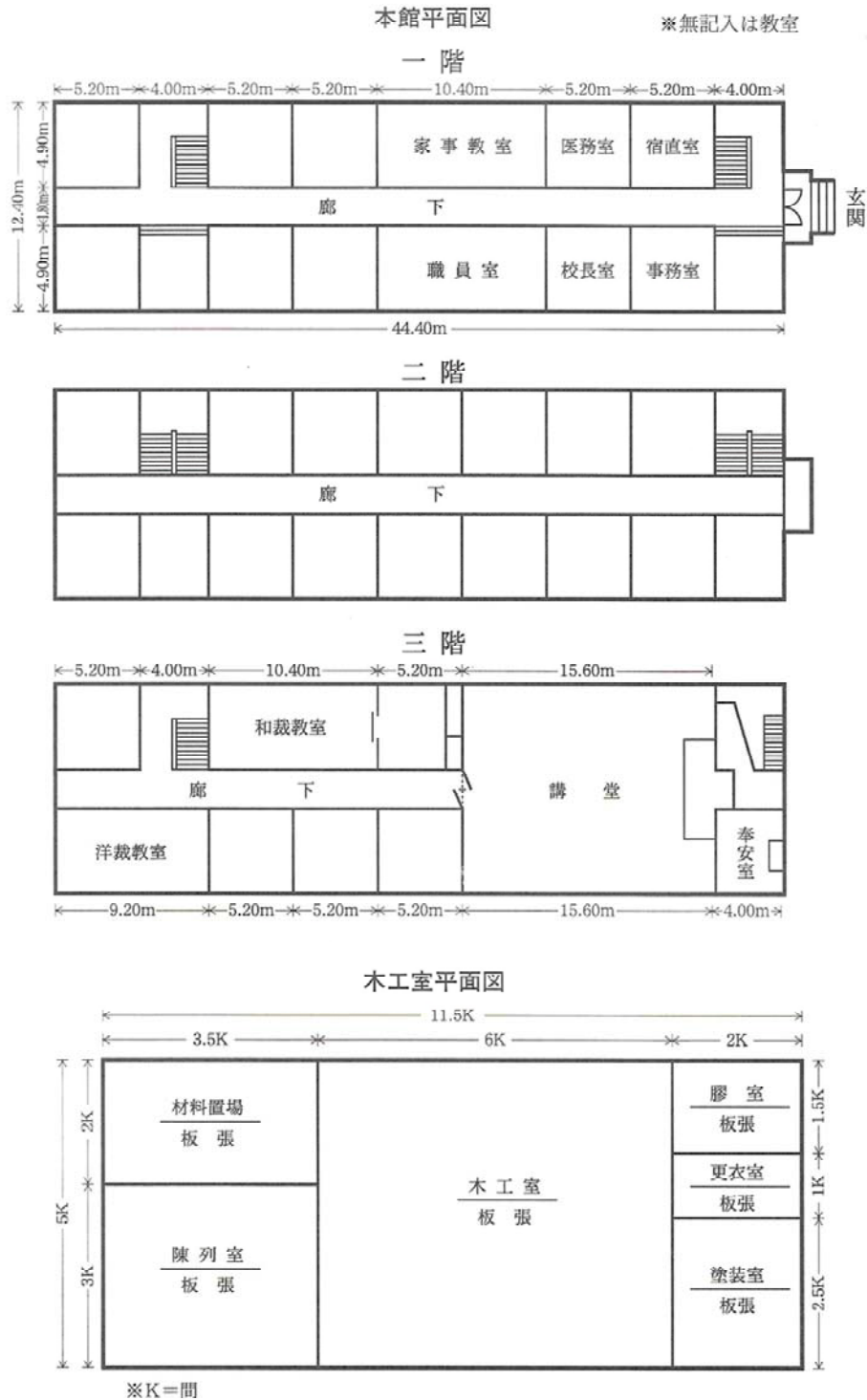
¹⁶¹ 当時としては立派な鉄筋校舎であったことから、1945（昭和 20）年 2 月末より、三菱造船所の分散工場（＝秘匿名：㊦工場）になった。その結果、盲学校は長与村、聾啞学校は加津佐町に疎開した。㊦工場には純心高等女学校報国隊と常清高等女学校報国隊が勤労働員されていて、原爆の犠牲となった。

(図 3-3-1 の①) 長崎盲学校及び長崎聾啞学校 上野町校舎配置図



平田・菅「長崎県障害児教育史研究（第Ⅳ報）」
『長崎大学教育学部紀要—教育科学—』第 58 号
(2000 年 3 月) 32 頁 より引用

(図 3-3-1 の②) 長崎盲学校及び長崎聾啞学校 上野町校舎平面図



平田・菅「長崎県障害児教育史研究（第IV報）」
『長崎大学教育学部紀要—教育科学—』第58号
(2000年3月) 32頁 より引用

2 福岡県の場合

福岡県には、柳河訓盲院と福岡盲啞学校があったが、盲学校及聾啞学校令の公布を受けて、まず1924（大正13）年4月1日に県立への移管が行われ、それぞれ福岡県立柳河訓盲院、福岡県立福岡盲啞学校と改称した。同年4月24日には「福岡県立盲啞学校学則」¹⁶²（以下、「福岡学則」と略記することがある）が制定され、両校に適用された。そして、1931（昭和6）年3月3日、同学則が改正され、福岡県立福岡盲啞学校は福岡県立盲学校と福岡県立聾学校に分けられ、ここに盲聾分離が完成することとなった。

（1）教育思想

「福岡県立盲啞学校学則」の第一条には、以下のような目的規定がなされている。

福岡県立盲啞学校学則 第一条

福岡県立盲啞学校ハ盲人並ニ普通教育ヲ施シ其ノ生活ニ必須ナル特殊ノ知識技能ヲ授ケ特ニ国民道德ノ涵養ニカムルヲ以テ目的トス

これは、県立代用校となった長崎と同じであり、「盲学校及聾啞学校令」第一条を踏襲している。すなわち、盲学校・聾啞学校も他の小学校、中学校などと同じく国家による統制の中に入ったことが分かる。

¹⁶² 福岡県立盲啞学校学則（1924年）と同学則改正（1931年）については、『福岡県教育百年史』第三巻資料編（1978年）の106～114頁と488～489頁にそれぞれ掲載されている。

(2) 方法

「福岡学則」第二条では、福岡県立盲啞学校（柳河、福岡両校のこと、筆者）に、「盲部」と「聾啞部」を置き、「盲部」の修業年限を「初等部」6年、「中等部」4年とし、「聾啞部」の修業年限を「初等部」6年、「中等部」5年とした。これは1923（大正12）年8月29日に出された「公立私立盲学校及聾啞学校規程」第一条を始めから受けたものであった。

「盲学校及聾啞学校令」と「公立私立盲学校及聾啞学校規程」によって、盲学校、聾啞学校は、小・中学校と同じ教育制度のなかに組み込まれたが、同規程は、盲学校の中等部に「音楽科」と「鍼按科」を設置し、聾啞学校の中等部に「図画科」、「裁縫科」、「工芸科」を設置するとした。すなわち、普通学校とはカリキュラムが異なる職業学校として盲学校、聾啞学校を位置付けたのである。

「福岡学則」は続けて「但シ福岡県立柳河訓盲院ニ在リテハ当分聾啞部ヲ欠ク」とあり、元々、盲学校だけであった柳河校には聾啞部は設置されなかった。さらに、両校には「別科」2年の按摩科が置かれた。両校の教科目の筆頭には、盲部、聾啞部の初等部、中等部ともに「修身」が位置付いた。

盲部の中等部には「鍼按科」が設置され、聾啞部の中等部には「裁縫科」と「工芸科」が設置された。柳河訓盲院は当初から「鍼按科」のみだったが、福岡盲啞学校の盲生技芸科には「鍼按」「日本音楽」「西洋音楽」があった。しかし、県立移管後は福岡校も「鍼按科」の1学科だけとなった。

教育方法の大きな特徴は、聾啞部に口話法が導入されたことである。それまでの手話法による教育に対し、県立移管の翌年、1925（大正14）年4月入学の初等部1年より逐年進行で口話法による教育を始めた。口話学級開設にあたり、東京聾啞学校師範部を卒業した小河重右衛門（1898～没年不詳）が東京より派遣されてきている。¹⁶³ 口話法を確立させるため、学校では授業だけでなく、教室配置など学校生活の中でも口話生と手話生を切り離した。こうして1933（昭和8）年3月に、手話生の最後の卒業生を送り出してからは、純口話学校となった。

この間、1931（昭和6）年の学則改正では、それまで「福岡県立盲啞学校」の盲部、聾啞部という記述が「福岡県盲学校」「福岡県聾学校」と改められた。盲学校の変更は無かった。聾学校では「予科」2年が設置され、また、修業年限において「中等部」5年が4年に短縮されることになった。

¹⁶³ 『福岡聾学校三十年史』1940年、190頁

(3) 運営

柳河訓盲院が県立に移管したことで、財団法人福岡県柳河訓盲院は 1924（大正 13）年 5 月 17 日に解散する。

一方、福岡盲啞学校の設立母体である福岡県盲啞教育慈善会は 1919（大正 8）年より、株式会社聾啞工芸品製作所を設立していた。¹⁶⁴ これは、盲啞学校を卒業後、盲生の場合、鍼灸按摩の免許状が無試験で下付されて営業ができたが、聾啞生の場合、就職ができない、就職しても健常者によって不利益を被るなどの問題があった。そこで、聾啞工芸品製作所が、聾啞部卒業生の生活方法を指導し、就職や職業紹介、和洋裁縫、和洋家具の製作販売などを行ったのである。¹⁶⁵ また、学校の技芸科生徒の実習もこの工場で行うことになっていた。しかし、就業時間、生産効率などに課題があり、1925（大正 14）年 1 月に解散となった。この時すでに盲啞学校は県立に移管されており、盲啞教育慈善会は盲啞学校の経営から手を引いていたことから、授産事業を継承することとなり、同年 2 月より福岡県聾啞教育慈善会授産所として再開した。株式会社として経営しているときは、縣市その他の補助金または寄付金を得ることはできなかったが、盲啞教育慈善会が社会事業として経営すると、縣市の補助金または篤志家の寄付金を得ることが可能となり、他にも、宮内省の御下賜金、内務省の奨励金、助成金を得ることができた。

福岡県聾啞教育慈善会は、1935（昭和 10）年 6 月 19 日の理事会において、①聾啞学校卒業生同様一般聾啞者の青壮年中失業者をも収容する、②職業教育の他一日一時間以上の基礎教育を行う、③一定年限後は技術取得者に対し就職斡旋を行う、という経営方針を決定した。¹⁶⁶ こうして福岡県聾啞教育慈善会の取り組みは、聾啞学校卒業生だけでなく聾啞者全体の保護事業へと進展していくことになった。

¹⁶⁴ 佐々木順二（2003）の博士論文「聾啞学校の生活困難問題への対処としての授産施設の設立とその性格の変容—大正期から昭和戦前期—」を参考にした。

¹⁶⁵ 『福岡聾学校三十年史』1940 年，274 頁

¹⁶⁶ 『福岡聾学校三十年史』1940 年，279 頁

終章

第1節 考察

日本の盲啞学校の設立は京都盲啞院（1798年）と東京の楽善会訓盲院（1880年）に始まる。京都盲啞院は、古河太四郎の京都待賢小学校瘖啞教場での実践を町衆が支持し発展した学校である。設立の経費は、榎村正直京都府知事の勸奨に応えた京都市中の寺社や商人らが寄付をした。盲啞院は職業教育の導入や授業料無償、通学保障などによって入学者数も増加したが、松方デフレによる経済不況により、京都盲啞院も多額の負債により古河が院長を辞任、盲啞院は規模を縮小するなどして財政再建を目指した。その主たる方法は募金活動で、京都市民各界各層から寄付が寄せられた。『京都府盲聾教育百年史』には「盲啞院が起死回生の募金に成功したのは、日本最初の盲聾学校として成果を積み上げ、広汎な府市民の理解と誇りをかち得ていたことが大きかった」¹⁶⁷と記述されているが、社会的な背景として、1890（明治23）年から始まった日本初の経済恐慌による社会不安、1891（明治24）年10月の濃尾大地震による日本初の災害慈善活動が上げられる。この時期、京都市中では数多くの慈善会が組織されていて、盲啞院も慈善活動の対象とされていた。

一方、東京の楽善会は、英国宣教師であり医師であるフォールズを中心に、盲人を教育するためのキリスト教的慈善事業として提唱された。日本は近代国家として諸制度が整えられると同時に貧困層が増加し、欧米からは慈善思想が流入していた。しかし、山尾庸三ら開明派士族と啓蒙思想家によって、キリスト教的色彩は払拭され、政府の盲人救済政策の代替となる慈善事業に変容し、訓盲院が設立される。その設立の経費は皇室からの下賜金、華族層や仏教界からの寄付金に依っていた。加藤康昭（1967）は、楽善会を「近代的慈善の先駆」と評する一方「盲人の現実の姿からの発想というよりは、むしろ鮮明な国家意識と儒教的倫理観に支えられたもので、わが国の近代化一般と同様、上からの発想という性格がつよく」¹⁶⁸と分析している。

「近代的慈善の先駆」について、加藤（1972）¹⁶⁹は、①盲人の救済と教育を維持するために人々が金銭を出し合うという民間のボランティアズム、②会の組織運営や募金の方

¹⁶⁷ 盲聾教育会学百周年記念事業実行委員会『京都府盲聾教育百年史』86頁

¹⁶⁸ 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』東峰書房、1967年、237頁

¹⁶⁹ 加藤康昭『盲教育史研究序説』東峰書房、1972年、60頁

法なども西欧の慈善事業の方式を導入していると言い、さらに③盲人の姿がない「上からの発想」、これら3つを、楽善会の慈善会組織の特徴としてとらえている。

楽善会訓盲院（1884年に訓盲啞院と改称）も松方デフレによる経営困難で、1885（明治18）年に文部省に移管（1887年に東京盲啞学校と改称）され、楽善会は解散する。京都と東京の二校設立以来、「盲学校及聾啞学校令」の公布¹⁷⁰（1923年）により各県に盲啞学校が普及するまで、従来、盲啞学校の成立については明らかにされてこなかった。しかし、1978年の特殊教育百年を機に、各盲学校・聾学校の年史編纂が進み、その空白期にも盲啞学校が設立され続けていたことが分かってきた。

明治10～20年代は、鍼灸・按摩の技術伝承と自らの生活に危機感を募らせた盲人たちが、地方においても小規模な盲学校を設立する。しかし、それらは相互扶助の組織であった。相互扶助の組織は、上下関係による保護や援助ではなく、援助を受ける者と与える者に連帯意識があることが利点であるが、反対に、同一業者という狭い範囲に制限されることが欠点でもあった。この間に設立された盲学校の多くが廃校となった。

これらを加藤は「文明開化の所産」として位置付け「新たな盲・聾教育の展開を明治三十年前後から族生する盲啞学校の設立に待たなければならない」¹⁷¹と述べている。そして、その後の論文で、明治三十年前後から族生した盲啞学校を、①鍼灸講習会型、②慈善救済型、③小学校付設・分離型として分類したうえで、慈善救済型の中にはプロテスタント系や仏教界の盲啞学校の他に「東海訓盲院（1898、現静岡盲）・長崎盲啞院（1898）・大阪盲啞院（1900）・松江私立盲啞学校（1905）などの設立には日清戦争後に成長した地方の実業家層や慈善団体が参加している」¹⁷²とした。（傍点筆者）

慈善団体とは東海訓盲院慈善会や長崎慈善会などの慈善会組織をさすが、加藤はこれを文字通りの慈善団体、すなわち楽善会時代の慈善会組織と同列として捉え、その支援組織的側面を見逃してしまっているのである。さらに、中村満紀男・岡典子（2011）は「盲学校・聾学校の経営主体が草創期には何らかの社会的基盤をもつ私的セクターで

170 「盲学校及聾啞学校令」公布の翌日、「公立私立盲学校及聾啞学校規程」も出され、盲学校、聾啞学校は小・中学校と同じ教育制度のなかに組み込まれたが、普通学校とはカリキュラムが異なる職業学校として位置付けられた。150頁参照。

171 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』東峰書房、1967年、381頁

172 加藤康昭「日本の障害児教育成立史に関する研究—成立期の盲・聾啞者問題をめぐる教育と政策—」『茨城大学教育学部紀要（教育科学）』43号、1994年、128頁

あった」¹⁷³ と述べているが、これ以上の言及はされていない。先の加藤の一文は十分に批判、検討されることなく現在に至っているのである。

また、盲啞学校は法令上、「第二次小学校令」（1890年）において「小学校ニ類スル各種学校」と認められた。平田勝政（2003）は、この時期に盲啞学校が「日本の各地域にほぼ1校開設とってよい状況までに到達」した背景の一つに「国内で一般児童の就学率が日露戦争前後に男女関係なく90%を超えて明治末には98%に達し義務教育が形式上徹底してきたこと」¹⁷⁴ をあげている。普通教育が普及した後を受け、盲啞学校も各地に普及したとされてきたのである。

つまり、明治期においては通常教育である小学校が普及し、その波及により盲啞学校も設立されていった。そして、盲啞学校の設立に際しては、慈善会などの慈善団体が文字通り慈善による施しを行ってきたというのが、これまでの定説となっていた。

本研究は、まず、盲学校及聾啞学校令公布以前に設立（廃止・統廃合を含む）された盲啞学校92校を分析した結果、58校に「慈善会（類似組織を含む）」が存在（63%）し、そのほとんどが勅令公布後に公立化（県立校・県立代用校）され、「慈善会」は廃止・縮小されるか、卒業生の保護組織へと転換していったことが明らかとなった。

また、「施設史研究法」を用いることで、主として長崎県と福岡県において新たな史・資料を発掘し、時系列、数的処理、視点分析の結果、明治30年代以降における慈善会組織が開明派、思想家による慈善家の集団ではなく、当事者（盲人ら）とその支援者、地域住民、先進盲啞学校関係者などの結集として、自発的に地域で形成された教育組織であったことを解明した。

当時の慈善会組織は、「慈善会先行型」と「経営支援後発型」に分けられる。「慈善会先行型」の組織は、まず学校を設立する前に組織を立ち上げ、地域に基盤をつくり、学校設立後も維持するという目的があった。これに対し、「経営支援後発型」は当事者（盲人ら）によって設立された盲啞学校を維持する目的で、その後に組織され、地域に支持基盤を広げていった。

本研究では、「慈善会先行型」組織の代表例として長崎盲啞院を設立した長崎慈善会を取り上げた。長崎慈善会は元々、自然災害の被災難民に経済的な支援をするために、

¹⁷³ 中村満紀男・岡典子「新しい日本障害児教育史像の再構築のための研究序説」『障害科学研究』35号、2011年、58頁

¹⁷⁴ 平田勝政「戦前における障害児教育の成立・展開と変質」中村満紀男・荒川智『障害児教育の歴史』所収、明石書店、2003年、117頁

長崎の政財界、宗教家を中心とした市民によって発足したものであるが、盲啞院設立を決定してからは、盲人ら当事者、小学校教師などがこれに加わった。盲啞院設立の中心となるのは、まずは盲人である当事者であった。野村宗四郎は盲人であり、京都盲啞院で近代鍼灸教育を学んだ。それは西洋医学に基づく解剖学、生理学、病理学の理論と按摩、按腹、鍼灸の実践であった。さらに訓盲点字を学び、卒業後は京都盲啞院で助手を勤めた後、長崎に帰郷した。野村は、自宅で鍼灸治療と人材育成を行いながら、慈善会の評議員として盲啞院の設立準備を行う。また、盲啞院の創立委員として長崎高等小学校長の北野孝治（のち盲啞院長）が就任し、学則、教育課程等の校務についての調査研究を行った。北野は盲啞教育の必要性について、1898（明治 31）年の東京出張で「取調復命」したり、長崎市長に訴えたりもしている。¹⁷⁵ そして、盲教育部門は野村が、聾教育部門は長崎高等小学校教員の長石安次郎が担当し、教育内容・方法について研究した。長石は、この後、盲啞院の教員となるが、長石の盲啞教育への起用は北野の推挙によるものと思われる。このように教育部門は高等小学校が関わっていることから、盲啞院開設では長崎の教育界¹⁷⁶ がバックアップしていたとすることができる。

盲啞院の経営部門は、安中半三郎（慈善会創立者）をはじめとする長崎市の政財界のメンバーが担当した。そして長崎盲啞院開設まで、実に 2 年という月日を準備に費やした。長崎慈善会は、長崎盲啞院創設のために障害当事者と長崎の教育界、政財界関係者が一つになって各々の役割を果たした組織だった。

長崎慈善会主催の慈善演芸会¹⁷⁷ が定期的に行われたが、市民が払う木戸銭が大きな収入源となり、盲啞院の財政を支えた。また、盲啞院開設 3 年目には長崎市からの補助金を獲得し、その後、長崎県からの補助金も得るようになり、収入に占める補助金の割合は年々増加し、明治末年には約 60%が補助金で賄われていた。補助金を獲得することは長崎慈善会の重要な役割の一つになっていった。

「経営支援後発型」組織の代表例として取り上げた柳河慈善団は、盲人である大淵清庵が設立した柳河訓盲院を経済的に維持する目的で結成された。発起人は山門郡の教育

¹⁷⁵ 長崎市小学校職員会『明治維新以後の長崎』（1925）109 頁

¹⁷⁶ 北野は「トラホーム予防心得」を著し市内小学校に配布したり、郷土研究などにも業績を残したりした。長崎市小学校職員会の会長にもなり、退職時は奏任官待遇となっていることから、長崎市の教育界の重鎮であったといえる。

¹⁷⁷ 明治・大正期は、育児院、孤児院、感化院、養老院など社会事業に携わる多くの慈善団体があり、それぞれに慈善演芸会や慈善市を開いて資金集めをしていた。

界の重鎮である友清辰雄、柳河新報社長の光行次雄らで、柳河町長の古賀卓が慈善団の会長になっている。そして、訓盲院とその教育に対する支持基盤を地域に広げていく。その手段として慈善団は慈善演芸会を各地で開催した。

慈善演芸会は柳河訓盲院のある山門郡の各町村だけでなく福岡県南部の筑後地方の広範囲で行われた。演芸会には訓盲院の生徒も出演し、マッサージの実演をはじめ、点字練習、算盤・はじき、謡曲など、訓盲院での学習成果を披露した。また、演芸会の開催にあたり、各地の青年会や仏教会などの協力を得たり、賛助会が組織されたりした。こうして行われた慈善演芸会は訓盲院の資金源でもあったが、必ずしも大きな収益が上がるとは限らなかった。つまり、慈善演芸会の大きな目的は、筑後地方における柳河訓盲院と訓盲院教育に対する啓蒙活動であった。筑後地方一円から柳河訓盲院への入学者数の増加は、柳河慈善団の取り組みによって、筑後地域の理解と支持を得た現れでもある。

「経営支援後発型」組織の 40%近くは「財団法人」へと移行しているが、柳河訓盲院も 1921（大正 10）年に「財団法人」の認可を受けた。これは盲啞学校を慈善会組織が維持していく過程で、創立者の盲啞学校に関わる全ての財産を財団法人となる盲啞学校に寄付することで、個人による恣意的な経営を防ぎ、税制上の優遇も得ようとしたことによるものであった。財団法人の特徴は、「寄付行為」が明文化されたことと、予算・決算制度を取り入れたことである。年度末にその年の決算書と次年度の予算書が提示され、最後に「財産目録」が添付された。経営の透明性が担保されたことで、組織の基盤と経営の基盤をより強固なものにすることができた。明治末期より、盲啞学校も含めて社会事業関係の団体では、施設の財団法人化が見られる¹⁷⁸。

財団法人福岡県柳河訓盲院になってからの財政状況と 10 年前の柳河慈善団経営による財政状況を比較すると、予算額は 10 年間で約 3.4 倍に増加した。歳出での教員一人当たりの給料も 10 年間で約 3.5 倍に増加した。教育現場の諸条件も向上したと思われる。歳入においては、柳河訓盲院はもともと県・郡・町の自治体より多額の補助金を得ており、それまでも予算においては 7 割以上を補助金で占めていたが、特に、福岡県からの補助金は 10 年間で 5.5 倍も増加した。こうして柳河訓盲院は半公立校とも言えるようになっていた。

¹⁷⁸ 知的障害者施設では藤倉学園が 1919 年、滝乃川学園が 1920 年、他に養老院や保育園などでも財団法人格を取得するところがあった。

法人の役員構成を見ると、理事長は山門郡長であり、評議員は山門郡内の町村長、県会議員、郡会正副議長、郡参事会員、郡内小学校長が名を連ね、慈善団時代と同様に、福岡県をはじめとする自治体からの補助金を得ることが大きな目的であったと思われる。

同時代には様々な社会事業が行われたが、「養老院」の設立・経営について、井村圭莊（2015）は、養老院関係者が慈善的意識だけでなく、地域への広報や働きかけにより、「地域化」「社会化」を目指していたと分析している。そして、佐世保養老院の「仏教婦人救護会」「佐世保養老院後援会」、福岡養老院の「福岡仏心会」「星華婦人会」、長崎養老院の「長崎大師会」等を養老院の「支援組織」として一般化し、「支援組織、支援母体の形成は養老院を立ち上げる上でのひとつの手法であった」¹⁷⁹ としている。さらに、養老院においても「財団法人化」が進行しており、時期的にも盲啞学校と重なるところが多い。相違点としては、盲人・聾啞者である当事者が組織の中心にいること、当事者・地域の政財界関係者・一般市民の他に教育会、小学校教師などが結集して自発的に形成された組織ということである。

盲啞学校の設立・維持においては、教育会の中にもその動きがあり、中村・岡（2011）は「盲啞学校創設に対する県の肯定的な意向があり、県の代理機能を果たした」¹⁸⁰ と言っているが、本研究では福岡県教育会の動向を具体的に明らかにすることができた。福岡県教育会は直接に盲啞学校を設立・経営するのではなく、福岡県盲啞教育慈善会という慈善会組織を発足させて計画を推進した。県教育会の中には盲啞学校は教育ではなく社会事業であるという意見もあり、盲啞教育慈善会というワンクッションを置いて盲啞学校を設立・経営するという策をとったのである。しかしながら、福岡県教育会がバックアップするこの慈善会組織はかなり強力な運営機構をつくりだした。

福岡県盲啞教育慈善会は福岡県教育会傘下の各郡市教育会（小学校）、師範学校や中学校など教育界関係者を中心に会員を募り、学校設立から向こう10年間は、会費と寄付金を盲啞学校の主な経営資金としていた。盲啞教育慈善会は県内23郡市の教育会（上部組織）に基金の拠出を割り当てた。さらに郡市教育会もそれを構成する町村の教育会（下部組織）に拠出金を割り当てた。拠出金の算定方法は上部組織と下部組織ではそれ

¹⁷⁹ 井村圭莊『日本の社会事業施設史―「救護法」「社会事業法」期の個別施設史―』、学文社、2016年、40～42頁

¹⁸⁰ 中村満紀男・岡典子「新しい日本教育史像の再構築のための研究序説」『障害科学研究』第35号、2011年、56頁

それに異なるが、盲啞教育慈善会によるこの財政システムが大正期前半の学校経営の安定化を図った。盲啞教育慈善会の会費は、会員の種類によって異なったが、10年間の会費合計から単純に普通会员と仮定すると約1万800人の教育関係者が福岡盲啞学校を支持していたことになる。福岡県教育会は下部組織まで加えると最大の支援団体であったといえる。

そして、その後の盲啞教育慈善会は補助金を獲得することに役割をシフトしていった。補助金は、福岡市からは1913（大正2）年度より、福岡県からは1916（大正5）年度より得られるようになり額も増加した。1920（大正9）年度以降は、歳入の約70%を補助金が占めるようになる。こうして県立移管への準備を整えていったのである。

教育界で盲啞学校を支援したのは、地方教育会だけではなかった。京都盲啞院と東京盲啞学校は、日本の盲啞教育の先駆校であり、全国の盲人・聾啞者が学んだ。前述したように京都盲啞院では1884（明治17）年に按鍼術が教育課程に取り入れられ、その後、近代鍼按教育が確立する。鍼治療は庶民の暮らしに根付き定収があることから、盲人の生活を支える職業としてのニーズが高かったからである。東京盲啞学校でも「針治採用意見書」を根拠に、1887（明治20）年7月以降、鍼治指導が続けられた。京都、東京の両校とも、西洋医学に基づく生理、解剖、病理といった科目を取り入れた鍼灸按摩の近代化に成功し、それを学んだ盲人たちが、それぞれの地方における盲啞学校設立に尽力することになる。こうして両校は、明治30年代以降、全国で設立される盲啞学校に人材を派遣したところであり、また、盲啞教育法の研修機関として全国からの研修生を受け入れたところでもあり、現代で言うセンター的役割を負っていた。

京都盲啞院は、長崎盲啞院の設立にあたって、野村宗四郎という教師を養成したが、長石安次郎の2ヶ月間にも及ぶ聾啞教育研修を受け入れるなどの支援も行っている。そして、長崎盲啞院の開院式には、京都から鳥居嘉三郎校長自らが出席し、式辞を述べている。

福岡盲啞学校の提唱者である小島留蔵は、東京盲啞学校に学び、在学中より小西信八校長から様々なアドバイスを受けていた。福岡へ帰郷後、福岡県当局と福岡県教育会に「盲啞学校設立ノ儀ニ付建議」を提出したが、その翌年、小西が福岡高等女学校で盲啞教育に関する講演を行っているのも、小西による支援の表れでもあった。

九州では、鹿児島慈恵盲啞学院（1903年）を開いた南雲総次郎は山形県出身であり、鹿児島の求めに応じて、東京盲啞学校の小西が派遣した。傷痍失明軍人である森清克に

大分盲啞学校の校長就任要請があったとき、森は東京盲啞学校の教員練習科に在学中だった。宮崎の日向訓盲院（1910年）を開いた関本健治、熊本盲啞技芸学校（1911年）の教員となる山本傳三郎は、京都盲啞院の卒業生だった。このように九州だけを見ても多くの盲啞学校が京都盲啞院と東京盲啞学校の支援を受けていた。すなわち、京都盲啞院、東京盲啞学校自体が、全国の盲啞学校のカリキュラムに影響を与えたモデル校であったということが言える。

以上のように、慈善会が存在する学校は、組織的、計画的であり、ほとんどが後に県立校へとつながっていった。これは「慈善会」が単なる「資金援助団体」ではなく、障害当事者と支援者による「盲啞学校の設立運営主体＝支援組織」であったと考察することができる。また、慈善会は集金や寄付を募る団体というだけでなく、特に、長崎や柳河の例で見られたように、地方公共団体、教育会の有力者を構成員とすることにより、補助金など公的資金の導入や人事の充実等に貢献したものと考察される。

明治・大正期の盲啞学校は、公教育に見放されながらも、盲人ら障害当事者と支援者・市民が一緒になって「下からの自主的な学校設立」を果たしたのである。そして、「盲学校及聾啞学校令」の公布（1923年）によって、私立盲啞学校の多くは県立校、県立代用校となることで、人事や経費の公的負担がはじまると、慈善会の役割は縮小、廃止されていくが、福岡県盲啞教育慈善会が聾啞者全体の保護事業に移行していったように、一部は卒業生の支援組織となるものもあった。

第2節 結論

日本の盲啞学校は、京都盲啞院、樂善会訓盲院（後の東京盲啞学校）の設立後も、各地で設立が続けられた。それは、明治期における「近代化」政策で、最も影響を受けたのは盲人たちであったからである。まず「盲官廃止」（1871年）によって、それまで座によって守られてきた生活と職業が奪われることになった。そして「医制」（1873年）によって、西洋医学が日本の正統医学となり東洋医学は衰退し、鍼灸師も制度的には西洋医師の監督下に置かれた。鍼灸按摩は大多数の盲人たちの生業であったことから、鍼灸按摩の技術伝承ができなくなるという危機感があった。盲人たちは生きるために、そして、鍼灸按摩の技術伝承のための「学校」を確立する必要があるためである。

しかし、地方においては財政的支援、人的保障に欠け、盲人である当事者だけでは学校の設立・運営は困難であった。明治10～20年代に設立された盲人による小規模盲啞学校のほとんどは廃校になっている。

一方、西洋医学が東洋医学に取って代わった後でも、鍼灸按摩は地域医療の担い手であり、依然としてその需要は高かった。一般市民は、西洋医学を取り入れた新しい時代に合った鍼灸按摩を必要とした。そこで、盲人である当事者、市民を代表する地域の有力者たちが一緒になって「慈善会」を結成した。明治30年代以降の「慈善会」は、ただ単に慈善家や思想家の集まりではなく、近代鍼灸教育を取り入れた新しい盲啞学校を設立するために、そして維持するための活動に取り組んだのである。

盲啞学校の教員を確保するために、先駆校（京都盲啞院や東京盲啞学校）で学んだ盲人や教員を招聘し、地元教育界の教師を採用など人材を登用した。また、先駆校への留学や研修支援なども行った。そして、盲啞学校の設立・運営においては、その資金となる寄付金集め、生徒の授業料負担・寄宿料負担における経済的支援、慈善演芸会の計画・実施、義財箱の設置、教育効果の宣伝や地域における啓蒙活動、地方公共団体からの補助金の獲得など、盲啞学校の「慈善会」は多様な役割を果たしていた。

このような活動を見れば、「慈善会」が資金支援団体であると同時に、盲啞学校設立、運営の全般にわたっての「支援組織」であるといえる。事実、92校の私立盲啞学校のうち58校には、このような「支援組織」の存在がみられ、学校の設立・永続化を助け、公立化を目指したのである。

同時代には様々な社会事業が行われたが、養老院の成立過程を見ると、大正時代において養老院の「支援組織」の形成とともに、地域に設立された養老院があることが実証されているが、盲啞学校においても「支援組織」の存在が確認され、学校の設立・維持

のために多様な役割を果たしたことを明らかにすることができた。

それは盲啞学校設立に関する公的文書をはじめ、訓盲院日誌、慈善会事業日記、慈善演芸会記録など多様な史・資料の分析によるものであるが、公的文書を除くそれらの史・資料は、従来の歴史研究では研究対象になりにくかった。しかし、「施設史研究法」では民間施設の生活資料や建築、教具などの資料も合わせて、その有効性・可能性が実証されてきたことから、本研究も同研究法を取り入れた。それにより、主として長崎県、福岡県において新たな史・資料を発掘することができ、「理念、運営・財政、利用者、従事者、方法、建築、地域・社会、生活」の視点から、「時系列、数的処理」を行うことにより、盲啞学校の「慈善会」は、開明学者、啓蒙家、慈善家による「資金援助団体」ではなく、盲人ら障害当事者、支援する地域の名士及び一般市民、先進盲啞学校関係者などが結集して、地域で自発的に形成された「支援組織」であることが明らかとなったのである。

このように盲啞学校は、盲人ら障害当事者が西洋医学を取り入れた新しい技術の開発と伝承、そして、生活の確保のために、自発的に立ち上がり、それを支持した一般市民、公的機関を巻き込んでの設立となった。すなわち、この時期の盲啞学校は「障害当事者と支援者による下からの自主的な学校設立と民衆の支え」により成立したということができ、これが近代盲啞学校成立史の特徴とも言えるものである。

これに対し、小学校の義務教育は国家による上からの就学奨励によって進められた。学制以降、当初は受益者負担で学校設立経費、教師の給料などのために授業料を払わねばならず、近代化への国民の度重なる負担から、不就学や小学校廃止を求める一揆など国民の反発を招いた。政府は教育令、小学校令といった教育法令の改廃を繰り返し、国家的な強制力をもって就学率を上昇させていった。このように近代義務教育学校史は「上からの強制による学校設立と民衆の抵抗」により成立したことが特徴とされてきた。本研究は、この図式の改訂に迫るものとなった。つまり、近代義務教育学校成立期は「上からの強制による義務教育学校」と「下から自主的につくられた特別支援学校」が存在したのである。

明治・大正期は他の障害種別の学校も形成されつつあった。石井亮一による滝乃川学園（1891年）は、知的障害当事者、親、ボランティア研究者や医師によって設立された日本で最初の民間の知的障害児学校である。滝乃川学園を先駆として、病虚弱児教育関係では神奈川県茅ヶ崎の白十字会による林間学校（1917年）や、肢体不自由教育関係では柏倉松蔵による東京小石川の柏学園（1921年）などの学校も設立されている。

これまでは、「小学校令」等の教育法令において、障害児の就学について排除の方向へと向かう消極的側面がクローズアップされてきたが、白十字会林間学校のように、既存の法令を運用することで私立小学校として開校し、病虚弱児の教育が行われるといった積極的側面も見られるのである。

このように障害児の学校形成は、「支援組織」をはじめとする様々な人たちの努力によるもので、近代義務教育学校史は、普通教育が先行し、その波及によって特別支援学校も設立されるという「特別支援教育史観」は再考される必要があると思われる。

第3節 今後の課題

本研究で残された課題は、整理すると次のようである。いずれ時を得て、その不十分なところを補っていきたい。

- ①本研究では、主として、盲啞学校支援組織のなかで九州地方に見られる代表事例の分析を行ったが、今後は、他地域の検討を行い、結果の妥当性を確認したい。
- ②すでに、明治初期の知的障害児学校成立期の研究では、当事者の家族、福祉教育実践者・研究者による学校支援組織の存在と役割が明らかにされている。本研究は、盲啞学校に関する史・資料を基本としたが、今後は、これらの関連する特別支援教育・福祉領域との比較考察が必要である。
- ③さらに、特別支援学校成立期の研究をつづけ、近代学校成立期の課題としての考察を深めていきたい。

卷末資料

1	地域別盲啞学校変遷図	165～171
2	私立長崎鍼灸学校諸規則	172～173
3	長崎慈善会規則	174
4	長崎盲啞学校管理規定	175
5	柳河慈善団規約案	176～177
6	福岡県盲啞教育慈善会仮規則	178～180
7	社団法人福岡県盲啞教育慈善会定款	181～182

養老資料1
九州地方

年次	長崎	大分	鹿児島	佐賀	福岡	宮崎	沖縄	習字校数	支所開校数
1898(明治31)年	長崎専修学校								
1899(明治32)年	長崎盲啞学校								
1900(明治33)年	長崎盲啞学校								
1901(明治34)年	長崎盲啞学校								
1902(明治35)年	長崎盲啞学校								
1903(明治36)年	長崎盲啞学校								
1904(明治37)年	長崎盲啞学校								
1905(明治38)年	長崎盲啞学校								
1906(明治39)年	長崎盲啞学校								
1907(明治40)年	長崎盲啞学校								
1908(明治41)年	長崎盲啞学校								
1909(明治42)年	長崎盲啞学校								
1910(明治43)年	長崎盲啞学校								
1911(明治44)年	長崎盲啞学校								
1912(明治45)年	長崎盲啞学校								
1913(大正2)年	長崎盲啞学校								
1914(大正3)年	長崎盲啞学校								
1915(大正4)年	長崎盲啞学校								
1916(大正5)年	長崎盲啞学校								
1917(大正6)年	長崎盲啞学校								
1918(大正7)年	長崎盲啞学校								
1919(大正8)年	長崎盲啞学校								
1920(大正9)年	長崎盲啞学校								
1921(大正10)年	長崎盲啞学校								
1922(大正11)年	長崎盲啞学校								
1923(大正12)年	長崎盲啞学校								
1924(大正13)年	長崎盲啞学校								
1925(大正14)年	長崎盲啞学校								
1926(大正15)年	長崎盲啞学校								
1927(昭和2)年	長崎盲啞学校								
1928(昭和3)年	長崎盲啞学校								
1929(昭和4)年	長崎盲啞学校								
1930(昭和5)年	長崎盲啞学校								
1931(昭和6)年	長崎盲啞学校								
1932(昭和7)年	長崎盲啞学校								
備考	長崎盲啞学校	長崎盲啞学校	長崎盲啞学校	長崎盲啞学校	長崎盲啞学校	長崎盲啞学校	長崎盲啞学校	長崎盲啞学校	長崎盲啞学校

地域別普通学校変遷図(その2)

	山口	萩	周山	鳥取	広島	徳島	愛媛	香川	高知	晋学校数	支援組織数
中国・四国地方											
1898(明治31)年											
1899(明治32)年											
1900(明治33)年											
1901(明治34)年											
1902(明治35)年											
1903(明治36)年											
1904(明治37)年											
1905(明治38)年	(10.17) 今富晋学校									3	
1906(明治39)年	(5.9) 松江私立晋学校 松江晋学校 松江晋学校 松江晋学校									3	
1907(明治40)年	(9.1) 下関晋学校	(11.25) 周山晋学校 周山晋学校 周山晋学校								4	
1908(明治41)年									(5月) 高知晋学校 晋学校	7	
1909(明治42)年				(7.10) 鳥取晋学校 鳥取晋学校						8	
1910(明治43)年			(4.1) 周山晋学校 周山晋学校							8	
1911(明治44)年			(9.27) 附置人 附置人							8	
1912(明治45)年										8	
1913(大正2)年										8	
1914(大正3)年					(9.1) 広島晋学校 広島晋学校 広島晋学校					9	
1915(大正4)年										9	
1916(大正5)年										9	
1917(大正6)年										9	
1918(大正7)年										9	
1919(大正8)年										9	
1920(大正9)年										9	
1921(大正10)年					(4.1 県立) 広島県立晋学校 晋学校					9	
1922(大正11)年	(1月) 愛媛晋学校 下関晋学校 下関晋学校									9	
1923(大正12)年										9	
1924(大正13)年	(1月 代用)			(7.10) 鳥取晋学校 鳥取晋学校						9	
1925(大正14)年										9	
1926(大正15)年										10	
1927(昭和2)年			(4.1 県立) 周山晋学校 周山晋学校							10	
1928(昭和3)年										10	
1929(昭和4)年	(4.1 県立) 山口県立下関晋学校 晋学校									9	
1930(昭和5)年										9	
1931(昭和6)年										9	
1932(昭和7)年				(4.1 代用)						9	
				1937.4.1 県立 1937.4.1 県立						9	
備考	今富八郎 晋人、晋教師	福田三少 (京都教員)		遠藤源 教員			藤田本郎 晋人晋長	藤川芳太郎 (晋人)			

地域別盲哑学校変遷図(その7)

北海道地方	北海道	盲学校数	支援組織数
1888(明治31)年	1895(明治28), 2月 北盲学校		
1889(明治32)年	1895(明治28), 10月 釧路盲学校	2	2
1900(明治33)年	(4. 1) 札幌盲学校	2	2
1901(明治34)年	(4. 1) 函館盲学校	2	2
1902(明治35)年	(6. 3) 小樽盲学校	2	2
1903(明治36)年	釧路	2	2
1904(明治37)年		1	0
1905(明治38)年		1	0
1906(明治39)年		2	0
1907(明治40)年		2	0
1908(明治41)年		2	0
1909(明治42)年		2	0
1910(明治43)年	(6. 3) 釧路盲学校 附団法人	2	1
1911(明治44)年	(4. 1) 釧路盲学校 私立函館盲学校	2	1
1912(明治45)年		2	2
1913(大正 2)年		2	2
1914(大正 3)年		2	2
1915(大正 4)年		2	2
1916(大正 5)年		2	2
1917(大正 6)年		2	2
1918(大正 7)年		2	2
1919(大正 8)年		2	2
1920(大正 9)年		2	2
1921(大正10)年		2	2
1922(大正11)年	(6. 1) 旭川盲学校	3	2
1923(大正12)年		3	2
1924(大正13)年		3	2
1925(大正14)年	(6. 21) 附団法人	3	2
1926(大正15)年	(4月) 札幌盲学校	3	2
1927(昭和 2)年	(11月) 八雲盲学校	4	2
1928(昭和 3)年		4	2
1929(昭和 4)年	(6月 分館) 札幌盲学校 札幌盲学校	4	2
1930(昭和 5)年		4	2
1931(昭和 6)年		4	2
1932(昭和 7)年	昭和12年 帯広盲学校 昭和11年 室蘭盲学校 昭和15年 札幌盲学校 昭和16年 北海道庁 北道連行	4	2
備考	釧路盲学校 東道研修 小林運平・教員 南道松太郎 東道平 元道長兼校長		

(巻末資料2) 私立長崎鍼灸学校 諸規則

- 第一条 本校ハ滿二十年以上ノ男子ニシテ解剖生理病理十四經鍼灸説約及び実地ヲ教授スル所トス
- 第二条 本校ハ丁年以上ノ者ヲシテ教授スト雖モ普通教育ヲ授ケ能サル保証アル一
言者ニ限り十二歳以上ノ者ハ特ニ入学セシム
- 第三条 授業時間ハ午前八時ヨリ午後四時迄トス
- 第四条 入学ヲ乞フ者ハ左式ノ頭書ト履歴書ヲ添エ本校宛テ差出スヘシ
但シ身元引受人ハ本市在籍ノ者ニ限ル
(入学書式 入学願用紙美濃十二行罫紙)

何 借 何 郡 区 何 町 何 長 何 族 籍 或 ノ 寄 苗 何 男 女 誰 何 年 齡 村 本 身 氏 姓 或 ノ 寄 苗 何
今 般 貴 校 へ 入 学 志 願 三 付 御 許 可 被 成 下 度 志 之 入 学 ノ 上 へ 御 規 則 遵 守 可 仕 八 勿 論 若 シ 就 学 中 不 都 合 有 儀 之 節 八 身 元 引 受 人 二 於 テ 引 受 可 申 依 而 身 元 引 受 人 連 署 ヲ 以 テ 此 段 相 願 候 也
右 何 ノ 誰 長 崎 市 何 町 何 番 戸 身 元 引 受 人 年 月 何 ノ 誰 私立長崎鍼灸学校校長宛

- 第五条 入学ノ節ハ束脩トシテ金五十錢ヲ本校へ収ムヘシ
- 第六条 授業料ハ一ヶ月入金二十錢トシ月ノ十五日迄ニ徴収スルモノトス
但シ一五日以前ノ入学者ハ全額同以後ノ入学者ハ半額ヲ徴収ス
- 第七条 家計困難ニシテ束脩及授業料ヲ収メ能サル者ト認ムルベキハ期月ヲ限り有
恕スルコトアルヘシ
- 第八条 本校十二歳以上丁年ニ至ルマテノ生徒エハ尋常小学第三三年ノ修身談話ノ
一科ヲ設ク
- 第九条 本校修学年限ハ四年トス
- 第十条 学年ノ始メハ二月十日ニ始リ翌年九月十日ニ終ル
- 第十一条 試験ヲ前後二期ニ分チ其練習セシ処ノ各科ヲ○問○答シ学業ノ優劣ヲ判定
シ每期席順ニ依リ等差ヲ定ム
- 第十二条 本校ニ入学セントスル者ハ試験之上相当級ニ繰入ルモノトス
- 第十三条 卒業試験ハ問題数十二題以下トス其定点法ハ百点ヲ以テ満点トシ六分以
上ヲ得ル者ヲ及第トス以下落第トス

第十四条 卒業生ハ左式ノ卒業証書ト門戸表札ヲ授与シ其姓名ヲ広告スヘシ
但シ表札ヲ掲クルトキハ其筋ノ認可ヲ受クルヘシ

卒業証書	
何席 士族	何ノ誰
何席 平民	
右 前	
右 後	期二及第ス ●●
此卒業証書ヲ授与ス	
年 月 日	
私立長崎鍼灸学校	
校長	何ノ誰
教員	何ノ誰
試験立会員	何ノ誰
第 号	
私立長崎鍼灸学校生	
	何ノ誰

第十五条 在学中ハ常ニ本校ノ規則ヲ遵守シ校長以下役員ノ指揮ニ従ヒ答儀ヲ正シ互

ニ信義礼儀ヲ次ニ交リ謙恥ヲ重シ校ノ内外ヲ問ハス粗暴ノ拳動アルヘカズ
第十六条 学生ハ課業時限ノ十分前講堂ニ出席シ厚位ニ就キ教師助教講堂ニ臨メハ敬
礼ヲ表シ教授終リテ退席ノ後順次整三席ヲ離ルヘシ

第十七条 生徒タル者ハ校内ニ於テ高声雜談放歌吟詩飲食及ヒ金錢ノ貸借ヲ嚴禁ス

第十八条 生徒ハ他勤学生ニ対シ妨害ノ所為アルヘカラズ

第十九条 病氣其他ノ事故ニ由リ欠席スル者ハ就業前其ノ理由ヲ認め届ケ書ヲ出スヘシ

右各項中之ヲ犯スモノアルトキハ再ニ懇之忠告ヲ加ヒ尚失敗サルカ或ハ無届欠席ニテ
月以上ニ及フ者ハ速ニ退校ヲ命ズ

●は判断不能の文字を表す

(巻末資料3) 長崎慈善会規則

第一条 本会は長崎慈善会と称す

第二条 本会は天変地異等の災害に遭遇したる同胞を救恤するを以て目的とす

第三条 本会々員は國の内外、人の男女を問はず

第四条 本会の目的を施行する時は總會の決議を経、本会に買入^マ限り若しくは本会発起者となり、廣く
同胞者にはは適宜の方法を以て義捐金を募集して之を贈與す

第五条 本会々員は毎年金五拾錢を出し之を会費に充つ、但し平素は銀行に預け置くものとす

第六条 本会々員中互選を以て幹事二名を置き本会に屬する書類物品を保管し、金錢を出納す、總會の
招集を為す、幹事の任期は滿一ヶ年とす

第七条 本会は毎年十一月定期總會を開き、計報告、幹事選挙を為す

第八条 此規則の変更を要する時は總會の多數決に依る

(巻末資料 4) 長崎盲啞学校管理規定

- 第一条 長崎盲啞学校ハ長崎慈善会之ヲ管理ス
- 第二条 長崎盲啞学校ニ校長一名教員ヲ若干名置ケ
- 第三条 長崎盲啞学校ニ理事十名ヲ置キ長崎慈善会員ノ互選ヲ以テ之ヲ選ク其期間ハ一ケ年トス但再選ヲ妨ケス
- 第四条 理事ノ職務権限ノ概目左ノ如シ
- 一 盲啞学校専属ノ財産管理
 - 二 経費ノ收支
 - 三 寄宿舎入退ノ許否
 - 四 寄付金受入
 - 五 臨時雇小使等ノ任免
 - 六 小修理並ニ経費ノ決算ヲ慈善会總會ニ報告スルコト
- 第五条 左ノ事項ニ該当スルトキハ理事ノ意見ヲ付シ長崎慈善会幹事会又ハ其總會ノ決定ニ依ル
- 一 校舎移転又ハ新築
 - 二 規則ノ変更
 - 三 寄宿舎ノ廢置
 - 四 教員ノ任免俸給増減
- 第六条 教員ノ辞令書及寄付者ニ対スル謝辞ハ長崎慈善会長之ヲ発ス
- 第七条 長崎盲啞学校ノ経費ハ長崎慈善会員当分之ヲ補充負担ス

(巻末資料5) 柳河慈善團規約案

第一章 通則

第一条 本会ハ主トシテ柳河訓盲院ノ事業ヲ援助スルヲ以テ目的トス

第二条 本会ハ柳河慈善團ト称ス

第二章 会員

第三条 本会ノ趣旨ヲ賛成シ一時ニ金五円以上又ハ毎年金二円以上ヲ齎出スルモノ及特ニ推薦シタルモノヲ会員トス

第四条 本会会員ヲ頒チテ左ノ三種トス

- 一、 名誉会員 一時ニ金五拾円以上又ハ毎年金拾円以上ヲ出スモノ及推薦スルモノ
- 二、 特別会員 一時ニ金二十円以上又ハ毎年金五円以上ヲ出スモノ
- 三、 正会員 一時ニ金五円以上又ハ毎年金一円以上ヲ出スモノ

第三章 総会

第五条 本会ハ毎年一回総会ヲ開キ左ノ事項ヲ行フ

- 一、 本会ノ事業及庶務会計ノ報告
- 二、 決算ノ承認
- 三、 役員ノ選挙
- 四、 基本財産ノ処分
- 五、 規約ノ変更

第六条 総会ノ議事ハ出席会員ノ過半数ヲ以テ決ス

其他ハ普通ノ議事法ニ依ル

第四章 理事会

第七条 本会ニ理事会ヲ置キ理事拾名ヲ以テ組織シ左ノ事項評決ス

- 一、 歳入出予算ヲ定ムル事
- 二、 総会ニ関スル事
- 三、 前二項ノ外重要ナル事項

第五章 役員

第九条 本会ニ会長一名理事長一名常任理事二名を置キ理事長ヨリ互選ス其任期ハ一ケ年トス

第十条 本会ニ監事二名ヲ置キ会員中ヨリ互選シ任期ハ一ケ年トス

第十二条 本会役員ノ職務権限左ノ如シ

- 一、 会長ハ本会ノ会務ヲ總理ス
- 二、 常任理事一名庶務一名ハ会計ヲ掌ル
- 三、 監事ハ本会ノ財産及会計ヲ監督ス

第六章 財産及管理

第十二章 本会ノ経費ハ会費及寄附金並ニ財産ヨリ生スル収入ヲ以テ之レニ充テ毎年予算ヲ以テ之ヲ定ム但シ国ノ会計年度ニヨル

第十三条 本会ハ左ノ方法以テ基本財産ヲ蓄積ス

- 一、 毎年経費ノ残余
- 二、 特殊ノ寄附金
- 三、 事業ヨリ生スル収入

第十四条 基本財産ハ土地及有価証券ノ購入並ニ確實ナル銀行預ケトス

(巻末資料6) 福岡県盲聾教育慈善会假規則

- 第一条 本会ハ盲聾学校ヲ設置維持スルヲ以テ目的トシ金拾萬円ヲ醜集セシメテ期ス
- 第二条 本会ハ福岡県盲聾教育慈善会ト称シ当事務所ヲ福岡県教育会事務所内(福岡県師範学校内)ニ置ク
- 第三条 本会ノ目的ヲ賛成スル者ハ何人ト雖會員タルコトヲ得
本会ヲ分テテ名誉會員特別會員通常會員賛助會員ノ四種トス
- 第四条 各種會員ノ醜金額ハ左ノ如シ
 名誉會員 老百円以上
 特別會員 參拾円以上
 通常會員 參 円以上
 賛助會員 參 円以下
- 第五条 本会ハ一般篤志者ノ寄附金(不動産ハ之ニ準ス)及寄贈品ヲ受ク
- 第六条 醜金及寄附金ハ本人ノ都合ニヨリニケ年以内ニ分納スルコトヲ得
- 第七条 本會員タラント欲スル者ハ左記様式ノ入会申込書ヲ出スモノトス

印紙 入会申込書

一 醜金額

但シ出金ノ方法ハ云々

貴会ノ目的ヲ賛成シ入会ノ上前掲ノ通出金致度候條此段申込候也

住所

姓名印

年月日

会長宛

第八条 會員ハ左記様式ノ會員章ヲ送付ス

何々會員 姓名 会章 福岡県盲聾教育慈善会 會員之章 (此処ニ名字ニ面ナラズ記ス)	記自の人眞は字点 製手の者眞は章会
--	----------------------

裏 面

会則摘要	
一	本会ハ盲聾学校ヲ設置維持スルヲ以テ目的トス
一	各種会員ノ課金額ハ左ノ如シ
名誉会員	壹百円以上
特別会員	参拾円以上
通常会員	参 円以上
賛助会員	参 円以下

第九条 課金寄附金又寄贈品ヲ領収シタルトキハ左記様式ノ領収証ヲ回付ス

領 収 証

① 印紙 (成規ノ印紙ヲ貼付ス)

② 主任幹事認印

一 金 何 円 本会課金又ハ寄附金
(寄贈品ナルトキハ品目ヲ記入ス)

右正ニ領収致候也

年 月 日 本会長名印

何 ノ 誰 殿

第十条 課金及寄附金ハ本会ノ基本財産トシ之ヨリ生スル収入ヲ以テ盲聾学校ノ經費ニ支出ス但シ特ニ支出ノ目的ヲ指定シタル寄附金ハ此限ニ在ラス

第十一条 退会セント欲スル者ハ其ノ事由ヲ記シ本会ニ届出シヘシ但シ退会スルモ課金ノ契約ハ消滅セラルモノトス

第十二章 本会ハ課金台帳寄附金台帳寄贈品受領簿及経費出納簿ヲ備付ケ会員ノ請求アルトキハ何時ニテモ其閲覧ヲ許スヘシ

第十三条 本会ニ役員ヲ置ケト左ノ如シ

会 長	一 名
副会長	一 名
評 議 員	十 名
幹 事	五 名

- 第十四条 本会役員ノ職務権限ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 会長 本会一切ノ事務ヲ統理シ會議ノトキハ其ノ議長トナル
- 副会長 会長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ代理ヲナス
- 評議員 重要ナル会務ヲ評決ス
- 幹事 会長ノ指揮ヲ受けク会務ヲ処理ス
- 第十五条 會長ニハ福岡県知事ヲ推薦シ副會長ニハ福岡県教育會長ヲ推薦ス但シ承諾ヲ得サルトキハ評議員会ニ於テ相当名譽アル人ヲ推薦スルモノトス
- 評議員ハ總會ニ於テ全會員中ヨリ選舉シ其任期ハニケ年トス
- 但シ改選ノトキハ前任者ヲ再選スルコトヲ得
- 幹事ハ會長之ヲ特選ス
- 第十六条 本会ハ毎年二月ニ總會ヲ開ク但シ時宜ニ依リ臨時会ヲ開キ又ハ会期ヲ變更スルコトアルヘシ
- 總會ハ通常會員以上ノ會員ヲ以テ組織シ各種會員同一ノ權利ヲ有スルモノトス
- 通常會員以上ノ會員ニシテ總會ニ出席スルコト能ハサル者ハ其ノ權利ヲ出席會員ニ委託スルコトヲ得此場合ニ於テハ書面ヲ以テ其ノ旨ヲ會長ニ届出ツルヲ要ス
- 第十七条 總會ニ於テハ左ノ事項ヲ舉行スルモノトス
- 一、本会規則ノ制定及變更
 - 二、基本財産保管法ノ議決
 - 三、本会事業ノ議決
 - 四、役員ノ選舉
 - 五、前年度經費決算報告
 - 六、翌年度經費予算ノ議決
- 第十八条 本會員ノ入退会、贈金並寄附金申込額、同上領収額寄贈品及経費決算ハ福岡県教育会々報ニ広告スヘシ
- 第十九条 此規則ヲ執行スル為ニ要スル細則ハ評議員ノ評決ヲ經テ會長之ヲ定ム
- 第二十条 此規則ハ總會ニ於テ出席員（權利委託者ヲ合算ス）三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得
- 附 則
- 第二十一条 本会ハ第一回總會ヲ開クマテハ此假規則ヲ以テ会務ヲ処理シ其ノ経費ハ主唱者タル福岡県教育会ニ於テ負担スルモノトス
- 第二十二条 會員五百名以上贈金及寄附金申込額壹萬圓ニ達セサレハ總會ヲ開カズ又ハ現金ノ領取ヲナササルモノトス
- 第二十三条 本会役員ノ上任マテハ會長及副會長ノ職務ハ福岡県教育會長及副會長之ヲ行ヒ評議員及幹事ノ職務ハ同會長ノ特選シタル十名ノ委員之ヲ行フモノトス

(巻末資料7) 社団法人福岡県盲聾教育慈善会定款

第一章 総則

- 第一条 本会は盲聾者に国民教育の基礎並其の生活に必須なる知識技能を授くる為め盲聾学校を設立し之を維持するを目的とす
- 第二条 本会は社団法人福岡県盲聾教育慈善会と称す
- 第三条 本会の会計年度は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る
- 第四条 本会は福岡県福岡市因幡町福岡県立福岡高等女学校内に置く

第二章 資産

- 第五条 本会は金拾萬圓を会員の入会金及び寄附金品(不動産も含む)を以て醜集し創立費及学校設備に関する諸費用を控除したる残額を資産とし其の利子を以て盲聾学校及び本会の経費に充つ
- 第六条 本会の資産は左の方法に拠り管理するものとす
- 一、国債証券又は確実なる有価証券を随時購入すること
 - 二、確実なる銀行に預け入ること

第三章 会員

- 第七条 本会員を終身とし左の四種とす
- | | |
|------|------------|
| 名誉会員 | 金壹百円以上の出金者 |
| 特別会員 | 金參拾円以上の出金者 |
| 通常会員 | 金參円以上の出金者 |
| 賛助会員 | 金參円以下の出金者 |
- 第八条 本会は本会に特別の功勞ある者を名誉会員特別会員又は通常会員に推薦することあるべし
- 第九条 本会会員の出金は三ヶ年内に払ひ込むものとす
- 第十条 退会せんと欲する会員は其事由を記し本会に届け出づべし但退会するも出金の契約は取消すことを得ざるものとす

第四章 総会

- 第十一条 通常総会は毎年一回(二月)之を開き左の事項を決議す
- 一、本会事業の成績及庶務会計の報告
 - 二、定款改正変更
 - 三、理事監事及評議員の選挙
- 第十二章 総会は通常会員以上を招集するものとす
- 第十三条 総会の議事は出席会員、委任、及書面評決者の多数決とす

第十四条 総会に於て定款の改正変更を為す時は出席会員、委任、及書面評決者の三分の二以上の同意を得ることを要す

第五章 評議員会

第十六条 本会に評議員会を置く

評議員数は四十六名とし各都市毎に二名を其都市居住の会員中より選挙す

評議員の任期は二ヶ年とし欠員を生じた時は其選出都市の次点者より補欠す

第十七条 評議員会に於て決議すべき事項左の如し

- 一、歳計予算
- 二、前年度決算の承認
- 三、本会財産処分
- 四、其他定款により決議すべきこと

第十八条 評議員会の議事は出席員の多数決とす

第六章 役員

第十九条 本会に会長一名副会長一名を置き理事より之を選挙す

第二十条 本会に理事七名監事二名を置き其任期を三年とす

第二十一条 会長は本会一切の事務を統理し総会及評議員会の議長となる

副会長は会長を補佐し会長事故ある時其代理をなす

理事は会長の指揮を受け会務を処理す

理事監事に欠員を生じたる時は各次点者より順次補欠す

第二十二条 会長は庶務に従事せしむるため書記を選任することを得

第七章 補則

第二十三条 本会の入退会出金寄附金品及歳計予算決算は福岡県教育会々報に広告す

第二十四条 本会は総会の決議に拠り顧問又は相談役を置くことを得

第八章 附則

第二十五条 第五条に規定したる資金は金七萬圓に達する迄は現資金を以て学校及本会の経費の不足に充つることを得

* 第十五条は欠条

史・資料一覽

- 1 長崎鍼灸学校 關係文献・資料一覽 184
- 2 長崎盲啞院（長崎盲啞学校）・長崎慈善会 關係文献・資料一覽 . . . 185
- 3 柳河訓盲院・柳河慈善団 關係文献・資料一覽 186
- 4 福岡盲啞教育慈善会 関連文献・資料一覽 187

1 長崎鍼灸学校 関係文献・資料一覧

	資料名	所蔵	備考
1	明治二十五年自一月至二月 第三課事務簿 学制ノ部	長崎歴史文化 博物館	
2	明治二十五年自四月至五月 第三課事務簿 学制之部		
3	明治二十五年七月 第三課事務簿 学制ノ部		
4	明治二十六年自四月至五月 第三課事務簿 学制之部		
5	明治二十六年自六月至七月 第三課事務簿 学制之部		
6	明治二十六年自十月至十二月 第三課事務簿 学制之部		
7	明治二十七年五月 第三課事務簿 学校職員進退ノ部		
8	明治二十八年自四月至六月 第三課事務簿 学制ノ部		

2 長崎盲啞院（長崎盲啞学校）・長崎慈善会 関係文献・資料一覧

	資料名	所蔵	備考
1	明治三十一年 第三課事務簿 学制之部	長崎歴史文化 博物館	
2	明治四十一年 私立学校設置ニ関スル件 教育課		
3	長崎慈善会十周年記		
4	長崎婦人慈善会沿革		
5	長崎慈善会二十五年誌・長崎婦人慈善会二十年誌・長崎 盲啞学校二十年誌	長崎県立 長崎図書館	
6	鍼按学会雑誌 第2号 野村宗四郎「鍼の洗潔法に就て」	京都府立 盲学校 資料室 「京盲文書」	
7	長崎慈善月報 第26号		
8	長崎盲啞学校 学友会誌 第1号		
9	明治二十五年往復書盲啞院 野村宗四郎 記事		
10	明治十八年四月至明治四十一年三月奉命簿 盲啞院 野村宗四郎 鍼按科助手ヲ囑託ス 中尾榮 普通科教授ヲ囑託ス 中尾榮 舎監ヲ囑託ス		
11	明治三十年一月ヨリ三十三年ニ至ル 日注簿 盲啞院 長石安次郎 来院記事		
12	明治四十三年伺上申盲啞院 中尾榮 慰労金給与上申		
13	明治三十九年一月四十年 記録簿 盲啞院 中尾榮 舎監任命 中尾榮 助教諭任命		
14	明治三十九年一月 記録簿 盲啞院 中尾榮 来院 寄宿舍へ宿泊		
15	明治四十年伺上申 盲啞院 中尾榮 履歴書		
16	明治四十三年一月～ 参観者名簿 盲啞院 安中半三郎		

3 柳河訓盲院・柳河慈善団 関係文献・資料一覧

	資料名	所蔵	備考
1	私立柳河訓盲院 書類綴 明治42年度	柳川・みやま 教育会館	
2	私立柳河訓盲院 事績纏 大正元～5年度		
3	私立柳河訓盲院 事績纏 大正8年1月		
4	私立柳河川訓盲院 事績留 大正12年2月		
5	柳河訓盲院 明治44年 県・郡・町費補助書類		
6	明治43年起 領収書綴 柳河慈善団		
7	大正元年12月 支払簿 私立柳河訓盲院		
8	大正3年8月 私立柳河訓盲院 基本寄付金受入憑書綴		
9	大正3年8月以降 基本金保管用 柳河訓盲院		
10	大正4年11月以降 柳河訓盲院 支出憑書纏		
11	大正4年 慈善会に関する記録 私立柳河訓盲院慈善団理事		
12	大正7年5月 上棟式記録 私立柳河訓盲院		
13	訓盲院上棟式 受取証綴		
14	大正7年5月 上棟式記録 私立柳河訓盲院		
15	大正7年7月起 訓盲院慈善演芸会		
16	大正10年2月起 柳河訓盲院日誌		
17	大正10年3月起 恩寵金現金受払簿 柳河訓盲院		
18	大正10年度以降 柳河訓盲院 予算決算書		
19	大正11年7月起 敷地購入代金受払簿 柳河訓盲院		
20	大正12年4月起 柳河訓盲院職員勤務成績報告 生徒月末調整報告綴		
21	大正12年6月 柳河訓盲院 書状送付簿		
22	大正12年度 受入憑簿 柳河訓盲院		
23	財団法人 柳河訓盲院 基本財産書類		
24	財団法人 柳河訓盲院 基本財産台帳		
25	財団法人 柳河訓盲院 役員名簿		

4 福岡盲啞教育慈善会 関連文献・資料一覧

	資料名	所蔵	備考
1	明治四十二年度報告 福岡盲啞教育慈善会	社会福祉法人 福岡ろうあ福祉 会	
2	明治四十五年二月報告 福岡盲啞教育慈善会		
3	大正二年二月報告 福岡盲啞教育慈善会		
4	大正三年二月報告 福岡盲啞教育慈善会		
5	大正四年二月報告 福岡盲啞教育慈善会		
6	大正五年二月報告 福岡盲啞教育慈善会		
7	大正六年二月報告 福岡盲啞教育慈善会		
8	大正七年二月報告 福岡盲啞教育慈善会		
9	大正八年二月報告 福岡盲啞教育慈善会		
10	大正九年二月報告 福岡盲啞教育慈善会		
11	大正拾年二月報告 福岡盲啞教育慈善会		
12	大正十一年二月報告 福岡盲啞教育慈善会		
13	大正十二年二月報告 福岡盲啞教育慈善会		
14	大正十三年一月報告 福岡盲啞教育慈善会		
15	明治四拾貳年八月以降 福岡盲啞教育慈善会 理事会決議録		
16	明治四十三年三月起 福岡盲啞教育慈善会 事蹟及往復留 (一部分)		
17	明治四十五年度 事蹟及往復留 福岡盲啞教育慈善会 (一部分)		
18	大正二年度 事蹟及往復留 福岡盲啞教育慈善会 (一部分)		
19	大正三年度 事蹟及往復留 福岡盲啞教育慈善会 (一部分)		
20	大正五年度 事蹟及往復留 福岡盲啞教育慈善会 (一部分)		
21	大正六年度 事蹟及往復留 福岡盲啞教育慈善会 (一部分)		
22	大正七年度 事蹟及往復留 福岡盲啞教育慈善会 (一部分)		
23	大正八年 事蹟及往復留 福岡盲啞教育慈善会 (一部分)		
24	評議員会総会記録		
25	大正五年四月起 理事会議録 福岡盲啞学校慈善会		
26	福岡県盲啞教育慈善会書類 山門郡教育会	柳川・みやま 教育会館	
27	明治四十二年 盲啞慈善会員名簿		
28	盲啞慈善会醸金		

文献

1 引用文献

- 秋葉馬治『東京盲学校六十年史』東京盲学校，1935年，168～170頁
- 安藤房治「青森県障害児教育史－盲・聾教育の創始と八戸盲啞学校の設立－」『弘前大学教育学部紀要』第51号，1984年，5頁
- 宇多三郎編「私立福島訓盲学校報告書 第一回」『知的・身体障害者問題史料集成』戦前期・第一巻，不二出版，2005年，100頁
- 岡本稲丸『近代盲聾教育の成立と発展 古河太四郎の生涯から』NHK出版，1997年，329頁
- 加藤康昭『盲教育史研究序説』東峰書房，1972年，28～29頁
- 加藤康昭『日本盲人社会史研究』未来社，1974年，461～463頁
- 加藤康昭「日本の障害児教育成立史に関する研究－成立期の盲・聾啞者問題をめぐる教育と政策－」『茨城大学教育学部紀要（教育科学）』43号，1994年，140頁
- 川邊雄大「常福寺所蔵・「岸田吟香書翰（北方心泉宛）」について」『東アジア文化交渉研究』第3号，関西大学文化交渉学教育研究拠点，2010年，599頁
- 岸博美「8㎡の宝箱－京盲資料 mono がたり（33）受惠箱」『点字ジャーナル』第44巻12号（通巻題523号），2013年12月，33～34頁
- 「基督教新聞」第438号，1891年12月18日付
- 桐山直人『茅ヶ崎の小さな学校－旧白十字会林間学校の三二年－』草土文化，1999年，38～39頁
- 倉沢剛『小学校の歴史 I－学制期小学校政策の発足過程－』ジャパン・ライブラリー・ビューロー，1963年，1002～1019頁
- 群馬県盲教育史編纂委員会『群馬県盲教育史』，1978年，124～127頁
- 財団法人柳河訓盲院『大正十二年二月起 財団法人柳河訓盲院 事績留』所収「財団法人福岡県柳河訓盲院寄付行為」1923年
- 財団法人柳河訓盲院『大正十年二月起 財団法人柳河訓盲院日誌』所収「財団法人柳河訓盲院財産目録」1923年
- 佐々木順二「聾啞学校の生活困難問題への対処としての授産施設の設立とその性格の変容－大正期から昭和戦前期－」（2003年度筑波大学博士論文）
- 静岡県立静岡盲学校『静岡県立静岡盲学校六十年誌』1958年，4～5頁

- 私立柳河訓盲院『明治四拾貳年度起 書類綴 私立柳河訓盲院』所収「履歴書」「私立柳河訓盲院規則」「私立学校設立申請書」「私立柳河訓盲院設立趣意書」, 1909年～1911年
- 私立柳河訓盲院『自大正元年度至大正五年末 事績纏 私立柳河訓盲院』所収「郡費補助願」「私立柳河訓盲院設備費県費補助願」「私立柳河訓盲院維持方法」, 1912年～1917年
- 私立柳河訓盲院慈善団『大正四年五月 慈善会に関する記録』1916年
- 私立柳河訓盲院慈善団『大正七年七月起 訓盲院慈善演芸会』1918年
- 私立柳河訓盲院慈善団『大正十年六月二十五日 大牟田新富座 柳河訓盲院演芸会記事 演芸会主催保管』1921年
- 菅達也「近代における震災と慈善活動—濃尾地震と九州・長崎の対応を中心に—」『日本福祉教育・ボランティア学習学会第20回とうきょう大会報告要旨集』2014年, 64～65頁
- 菅達也「明治期の長崎における教育保障に関する歴史的研究～私立長崎鍼灸学校の設立について～」『日本発達障害学会第50回研究大会発表要旨集』2015年, 124頁
- 菅達也「明治・大正期における慈善会と盲啞学校の成立に関する歴史的研究～柳河訓盲院と柳河慈善団について～」『日本特殊教育学会第53回大会発表論文集 (USB)』2015年
- 菅達也「明治期盲啞学校支援組織による学校経営～福岡盲啞学校の財政構造を中心に～」『日本発達障害学会第51回研究大会プログラム・発表要旨集』2016年, 94頁
- 菅達也「明治・大正期盲啞学校の支援組織に関する歴史的研究～時期区分を中心に～」『日本特殊教育学会第54回大会発表論文集 (CD-ROM)』2016年
- 菅達也「明治・大正期における盲啞学校経営に関する歴史的研究～福岡盲啞学校を中心に～」『九州教育学会第68回大会発表要旨集録』2016年, 13～14頁
- 鈴木力二『図説 盲教育史辞典』日本図書センター, 1985年, 40頁
- 世界盲人百科事典編集委員会『世界盲人百科事典』日本ライトハウス, 1972年, 309～310頁
- 「鎮西日報」1891年12月6日付 第2面
- 「鎮西日報」1891年12月8日付 第2面
- 津曲裕次『精神薄弱者施設史論』, 誠信書房, 1981年, 12～15頁
- 津曲裕次 (2012)「福祉文化領域における『施設史研究法』の形成と課題」『純心人文研究』第18号, 2012年, 37～38頁
- 東京教育大学雑司ヶ谷分校「視覚障害教育百年のあゆみ」編集委員会『視覚障害教育百年のあゆみ』第一法規, 1976年, 120～123頁
- 東京盲啞学校「創業二十五年記念 明治三十三年末調 東京盲啞学校沿革略」『知的・身体障害者問題資料集成』戦前編・第一巻, 不二出版, 2005年, 17頁
- 「東洋日の出新聞」1908年5月23日付 第4面

- 留岡幸助「慈善事業の過去四十五年」『慈善』第4篇第2号，中央慈善協会，1912年，24頁
- 内藤誠『ヘボン博士のカクテル・パーティ』講談社，1993年，90頁
- 長石安次郎「長崎盲啞院設立の演説」東京盲啞学校啞生同窓会『啞生同窓会報告』第8号，1899年1月，9頁
- 「長石安次郎君の談話」『長崎県教育雑誌』第78号，1898年11月，37～38頁
- 中尾榮「純口話式学級を設置するまで」『口話式聾教育』第2巻第9号，1926年9月，12頁
- 長崎県会理務局『大正十二年通常県会会議録』1923年，9頁，91頁，101頁、17頁
- 長崎県教育会『長崎県教育史』上巻，1942年，831～832頁
- 「長崎県公報号外」昭和4年7月，1929年
- (長崎県)『学務課教育掛事務簿 教育之部 明治十四年自一月至六月』所収「北高来郡教育令改正見込書進達ノ件」
- (長崎県)『明治二十五年自一月至二月 第三課事務簿 学制ノ部』所収「私立長崎鍼灸学校設置願」
- (長崎県)『明治二十五年自四月至五月 第三課事務簿 学制之部』所収「私立学校移転ノ件」
- (長崎県)『明治二十六年自六月至七月 第三課事務簿 学制ノ部』所収「小学校ニ類セサル各種学校変換ノ件」
- (長崎県)『明治二十六年自十月至十二月 第三課事務簿 学制之部』所収「小学校ニ類セサル各種学校変換ノ件」
- (長崎県)『明治二十七年五月 第三課事務簿 学校職員進退ノ部』所収「私立学校継承願ノ件」
- (長崎県)『明治二十八年自四月至六月 第三課事務簿 学制ノ部』所収「南松浦郡長へ学事年俸ノ件照会」
- (長崎県)『明治三十一年自五月至八月 第三課事務簿 学制之部』所収「私立学校(盲啞院)設置認可開申ノ件」
- (長崎県)『明治三十二年七月以降 私立学校職員履歴書綴 第三課』
- (長崎県)『明治四十一年 私立学校設置ニ関スル件 教育課』所収「私立長崎盲啞学校」
- 長崎市小学校職員会『明治維新後の長崎』109頁
- 「長崎盲啞院一覧」『長崎県教育雑誌』第99号，1900年，22頁
- 「長崎盲啞院第二回証書授与式」『長崎県教育雑誌』第99号，1900年9月，21頁
- 「中島聖堂由来記(二)」『長崎教育』第463号2面，1935年3月
- 野村宗四郎「鍼の洗潔法に就て」『按鍼学会雑誌』第2号，1908年，10～11頁

- 中野善達・加藤康昭『わが国特殊教育の成立』東峰書房，1967年，237頁，381頁
- 中村満紀男・荒川智編著『障害児教育の歴史』明石書店，2003年，111頁
- 平田勝政・菅達也「長崎県障害児教育史（第Ⅰ報）－1898年設立の私立長崎盲啞院を中心の一」『長崎大学教育学部教育科学研究報告』第55号，1998年，29頁
- 平田勝政・菅達也「長崎県障害児教育史（第Ⅱ報）－明治30～40年代の長崎県盲・聾教育を中心の一」『長崎大学教育学部紀要－教育科学－』第56号，1999年，14頁
- 平田勝政・菅達也「長崎県障害児教育史（第Ⅲ報）－大正期の長崎県盲・聾教育を中心の一」『長崎大学教育学部紀要－教育科学－』第57号，1999年，37頁
- 平田勝政・菅達也「長崎県障害児教育史（第Ⅳ報）」『長崎大学教育学部紀要－教育科学－』第58号，2000年，32～33頁
- 福井県立盲学校『創立百周年記念誌』2013年，17頁
- 福井県立聾学校『福井県立聾学校五十年史』1964年，1～18頁 50～52頁
- 福岡県教育百年史編さん委員会『福岡県教育百年史』第三巻資料編，1978年，106～114頁 488～489頁
- 福岡県教育会「福岡県教育会会報」第133号，1909年8月15日，51～60頁
- 福岡県教育会『福岡県教育会五十年史』1939年，107～108頁
- 福岡県聾学校『福岡県聾学校三十年史』1940年，6～8頁
- 盲聾教育開額百周年記念事業実行委員会『京都府盲聾教育百年史』1978年，81～82頁
- 文部省『目で見る教育100年の歩み』東京美術，1972年，50頁・52頁
- 安永半三郎『長崎慈善会十週年記』1903年12月，8頁
- 「柳河新報」第144号，1910年9月15日付 第2面
- 「柳河新報」第811号，1926年8月15日付 第1面

2 参考文献

- 愛知県教育委員会『愛知県教育史』第三卷，愛知県教育委員会，1973年
- 愛知県教育委員会『愛知県教育史』第四卷，愛知県教育委員会，1975年
- 愛知県特殊教育の歩み編集委員会『愛知県特殊教育の歩み』，愛知県特殊教育の歩み編集委員会，1977年
- 青森県教育史編集委員会『青森県教育史』第一巻記述篇1，青森県教育委員会，1972年
- 青森県教育史編集委員会『青森県教育史』第一巻記述篇2，青森県教育委員会，1974年
- 秋田県教育委員会『秋田県教育史』第五巻通史編一，秋田県教育委員会，1985年
- 秋田県教育委員会『秋田県教育史』第六巻通史編二，秋田県教育委員会，1986年
- 池田敬正『日本社会福祉史』法律文化社，1986年
- 池本美和子編著『近代日本の慈善事業－実態とその変容－』社会福祉形成史研究会，2006年
- 石川県教育史編さん委員会『石川県教育史』第二巻，石川県教育委員会，1975年
- 石川県特殊教育百年史編さん委員会『石川県特殊教育百年史』，石川県教育センター，1981年
- 茨城県教育会『茨城県教育史』下，茨城県教育会，1960年
- 井村圭壯『日本の社会事業施設史－「救護法」「社会事業法」期の個別施設史－』学文社，2015年
- 岩崎爾郎『物価の世相100年』，読売新聞社，1982年
- 岩手県教育委員会『岩手近代教育史』第一巻明治編，岩手県教育委員会，1981年
- 岩手県教育委員会『岩手近代教育史』第二巻大正・昭和I編，岩手県教育委員会，1981年
- 上倉裕二『山形県教育史』，山形県教育研究所，1952年
- 海野昇雄『福島県特殊教育史』，福島県特殊教育史出版後援会，1975年
- 愛媛県教育センター内教育史編集室『愛媛県教育史』第四巻，愛媛県教育委員会，1971年
- 愛媛県史編さん委員会『愛媛県史 教育』，愛媛県，1986年
- 大分県教育百年史編集事務局『大分県教育百年史』第一巻通史編（1），大分県教育委員会，1976年
- 大阪府教育委員会『大阪府教育百年史』第一巻概説篇，大阪府教育委員会，1973年
- 岡村重夫『社会福祉原論』全国社会福祉協議会，1983年
- 岡山県教育史刊行会『岡山県教育史』下巻，岡山県教育史刊行会，1961年
- 乙竹岩造『日本庶民教育史』上巻・中巻・下巻，目黒書店，1929年
- 鹿児島県教育委員会『鹿児島県教育史』下巻，鹿児島県立教育研究所，1961年

神奈川県立教育センター『神奈川県教育史』通史編上巻，神奈川県教育委員会，1978年

神奈川県立教育センター『神奈川県教育史』通史編下巻，神奈川県教育委員会，1979年

岐阜県教育委員会『岐阜県教育史』通史編近代二，岐阜県教育委員会，2003年

岐阜県教育委員会『岐阜県教育史』通史編近代三，岐阜県教育委員会，2003年

岐阜県教育委員会『岐阜県教育史』通史編近代四，岐阜県教育委員会，2004年

京都府教育会『京都府教育史』上，京都府教育会，1940年

熊本県教育会『熊本県教育史』下巻，熊本県教育会，1931年

群馬県教育史研究編さん委員会『群馬県教育史』第二巻（明治編下巻），群馬県教育委員会，1973年

群馬県教育史研究編さん委員会『群馬県教育史』第三巻（大正編），群馬県教育委員会，1974年

群馬県盲教育史編集委員会『群馬県盲教育史』，群馬県盲教育70周年記念事業実行委員会，1978年

高知県教育史編集委員会『近代高知県教育史』高知県教育研究所，1964年

埼玉県教育委員会『埼玉県教育史』第四巻，埼玉県教育委員会，1971年

埼玉県教育委員会『埼玉県教育史』第五巻，埼玉県教育委員会，1972年

佐賀県教育史編さん委員会『佐賀県教育史』第五巻通史編（二），佐賀県教育委員会，1992年

静岡県立教育研修所『静岡県教育史』通史篇下巻，静岡県教育史刊行会，1973年

島根県近代教育史編さん事務局『島根県近代教育史』第一巻通史，島根県教育委員会，1978年

清水禎文「明治期の群馬県における教育会の歴史的展開」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第54集・第1号，2005年

週刊朝日編『値段史年表—明治・大正・昭和』朝日新聞社，1988年

精神薄弱問題史研究会編『人物でつづる障害者教育史 日本編』日本文化科学社，1988年

千葉県教育会『千葉県教育史』巻四，千葉県教育会，1979年

千葉県教育会『千葉県教育史』巻五，千葉県教育会，1979年

- 千葉県教育百年史編さん委員会『千葉県教育百年史』第1巻通史編（明治），千葉県教育委員会，1973年，
- 千葉県教育百年史編さん委員会『千葉県教育百年史』第2巻通史編（大正・昭和），千葉県教育委員会，1974年
- 津曲裕次『滝乃川学園 石井亮一・筆子が伝えた社会史1 女子教育から知的障害者教育へ』大空社，2012年
- 津曲裕次監修『障害児教育・福祉年史集成』日本図書センター，第Ⅰ期全7巻，2004年 ・ 第Ⅱ期全7巻，2005年
- 津曲裕次監修『特別支援児教育・福祉年史集成』日本図書センター，第Ⅰ期全5巻，2014年 ・ 第Ⅱ期全5巻，2015年
- 東京教育大学附属聾学校『東京教育大学附属聾学校の教育－その百年の歴史－』，1975年
- 東京都立教育研究所『東京都教育史』通史編一，東京都立教育研究所，1994年
- 東京都立教育研究所『東京都教育史』通史編二，東京都立教育研究所，1995年
- 東京都立教育研究所『東京都教育史』通史編三，東京都立教育研究所，1996年
- 徳島県立盲学校記念誌編集委員会『徳島県盲教育史』，徳島県立盲学校，1980年
- 栃木県教育史編纂会『栃木県教育史』第四巻，栃木県連合教育会，1958年
- 富山県教育史編さん委員会『富山県教育史』下巻，富山県教育委員会，1972年
- 長尾榮一教授退官記念論文集刊行委員会『鍼灸按摩史論考－長尾榮一教授退官記念論文集』社会福祉法人桜雲会，1996年
- 『長崎慈善会二十五年誌・長崎婦人慈善会二十年誌・長崎盲啞学校二十年誌』1917年
- 長崎市史編さん委員会『新長崎市史 第三巻近代編』2014年
- 長野県教育史刊行会『長野県教育史』第二巻総説編二，長野県教育史刊行会，1981年
- 長野県教育史刊行会『長野県教育史』第三巻総説編三，長野県教育史刊行会，1983年
- 長野県特殊教育100年記念事業会『長野県特殊教育史』，信濃教育会出版部，1979年
- 中野城水『新潟県教育史』下巻，新潟県教育会，1951年
- 中村満紀男・岡典子「日本の初期盲啞学校の類型化に関する基礎的検討－明治初期から1923（大正12）年盲学校及聾啞学校令まで－」『東日本国際大学福祉環境学部研究紀要』第7巻第1号，2011年
- 奈良県教育委員会『奈良県教育百年史』奈良県教育委員会，1974年

新潟県教育百年史編さん委員会『新潟県教育百年史』明治編，新潟県教育委員会，1970年

新潟県教育百年史編さん委員会『新潟県教育百年史』大正・昭和前期編，新潟県教育委員会，1973年

『袋町「青年会館」と長崎YMCA～戦前60年のあゆみ』，2008年

星野敏康「教育と福祉に貢献できる研究を―盲史研が北九州でミニ研修会」日本盲人福祉研究会『視覚障害―その研究と情報―』第338号，2016年

宮地正人・佐藤能丸・櫻井良樹編『明治時代史大辞典』第4巻，吉川弘文館，2013年

広島県教育委員会『広島県教育八十年誌』広島県教育委員会事務局調査課，1954年

兵庫県教育史編集委員会『兵庫県教育史』兵庫県教育委員会，1963年

福井県教育史研究室『福井県教育百年史』第一巻通史編（一），福井県教育委員会，1978年

福井県教育史研究室『福井県教育百年史』第二巻通史編（二），福井県教育委員会，1979年

福岡県教育委員会『福岡県教育史』福岡県教育委員会，1957年

福岡県教育会『福岡県教育会五十年史』福岡県教育会，1939年

福岡県教育会『中垣安太郎先生』福岡県教育会，1941年

福岡県教育百年史編さん委員会『福岡県教育百年史』第五巻通史編（1），福岡県教育委員会，1980年

福岡県教育百年史編さん委員会『福岡県教育百年史』第六巻通史編（2），福岡県教育委員会，1981年

福島県教育センター『福島県教育史』第一巻，福島県教育委員会，1972年

古川孝順・金子光一編『社会福祉発達史キーワード』，有斐閣，2009年

北海道教育研究所『北海道教育史』北海道教育委員会，全道編三，1963年

真栄里正助編著『人物熊本』新九州社，1923年

三重県総合教育センター『三重県教育史』第二巻，三重県教育委員会，1981年

箕輪政博「日本の医学・医療と鍼灸の位置―日本近代期の私立鍼灸学校の成立過程に着目して―」『社会鍼灸学研究 2010（増刊号）』社会鍼灸学研究会，2010年

宮城県教育委員会『宮城県教育百年史』第一巻明治編，ぎょうせい，1976年

宮城県教育委員会『宮城県教育百年史』第二巻大正・昭和戦前編，ぎょうせい，1977年

和歌山県教育史編纂委員会『和歌山県教育史』第一巻通史編Ⅰ，和歌山県教育委員会，
2007年

八坂信男『大分県特殊教育史』，大分プリント社，1977年

山口県教育会『山口県教育史』，山口県教育会，1986年

山田勲『岩手の特殊教育の父 柴内魁三伝』柴内愛育会，1979年

山梨県教育委員会『山梨県教育百年史』第二巻大正・昭和前期編，山梨県教育委員会，
1978年

吉田久一『日本社会事業の歴史』勁草書房，1960年

盲啞教育関係年譜（明治・大正期）

	国・一般の動向	全国盲啞教育の動向	九州の動向
1866 (慶応 2)		福沢諭吉『西洋事情』 「啞院」「盲院」「痴児院」の紹介	
1871 (明治 4)	7.18 文部省設置 11.3 太政官布告第 568 盲官廃止	山尾庸三「盲啞学校ヲ設立セラレンコトヲ乞フノ書」太政官提出	
1872 (明治 5)	8.2 学制 「癡人学校アルヘシ」と規定		
1873 (明治 6)			
1874 (明治 7)	8.18 医制 12.8 恤救規則		
1875 (明治 8)		古河太四郎 聾教育を開始～京都市待賢小学校瘖啞教場 5.22 東京 樂善会 結成	
1876 (明治 9)		熊谷実弥 「盲人学校」を設立～翌年廃校	
1877 (明治 10)			
1878 (明治 11)		5.24 京都盲啞院設立	

1879 (明治12)	9.29 第一次教育令 (自由教育令)	11.5 府立大阪模範盲啞学 校設立→翌年廃止	
1880 (明治13)	12.28 第二次教育令	2.13 楽善会訓盲院授業 開始	
1881 (明治14)	7月 松方正義が大蔵卿に 就任(のち大蔵大臣) デフレ政策		
1882 (明治15)			
1883 (明治16)			
1884 (明治17)		5.26 楽善会訓盲院 →楽善会訓盲啞院に 改称	
1885 (明治18)	3.25 鍼術灸術営業差許方 8.12 第三次教育令 12.22 内閣制度創設	11.21 楽善会訓盲啞院 文部省移管 (鍼指導の休止)	
1886 (明治19)	4.10 第一次小学校令 ・義務教育確立 ・就学猶予規定		
1887 (明治20)		「針治採用意見書」↓ 7月 訓盲啞院 (鍼指導の再開) 10.5 → 東京盲啞学校 に改称	
1888 (明治21)	4.25 市制公布 町村制公布		9月 野村宗四郎(長崎) 京都盲啞院に入学

1889 (明治22)	2.11 大日本帝国憲法発布	12月 京都盲啞院 京都市 に移管＝京都市立盲 啞院	
1890 (明治23)	5.17 府県制公布 郡制公布 10.7 第二次小学校令 ・就学猶予免除規定 ・盲啞学校は小学校 に類する各種学校 10.30 教育ニ関スル勅語	11.1 東京盲啞学校点字選 定会で石川倉次の点 字翻案を採用するこ とに決定	
1891 (明治24)	10.28 濃尾大地震 12.1 石井亮一 弧女学院 創設		
1892 (明治25)			2月 長崎鍼灸学校 設立
1893 (明治26)		11月 京都盲啞院慈善会設立	11.11 長崎慈善会 発足
1894 (明治27)	8.1 日清戦争 宣戦布告		2月 野村鍼灸講習所 開設 5.16 熊本聾啞学校 開校 ～12.22 廃校
1895 (明治28)			長崎鍼灸学校 廃校？
1896 (明治29)			4.18 長崎慈善会定期総会で 盲啞院設置を決定
1897 (明治30)	3月 弧女学院 →滝乃川学園と改称		

1898 (明治31)	10.22 内務省官制 「盲啞院」を内務省 地方局の管轄	グラハム・ベル来日 東京盲啞学校 →京都盲啞院 →長崎盲啞院	6.6~8.5 長石安次郎(長崎) 京都盲啞院へ出張 9.12 長崎盲啞院 授業開始
1899 (明治32)	2.7 中学校令 実業学校令 8.3 私立学校令		
1900 (明治33)	8.20 第三次小学校令 ・義務教育無償の原則 ・盲啞学校の小学校 附設を認可		7月 佐土原聾啞学院 (鹿児島)→1929年廃校 12月 長崎盲啞院 →長崎盲啞学校に 改称・移転
1901 (明治34)		4.22 石川倉次「日本訓盲点 字」官報記載	
1902 (明治35)			
1903 (明治36)		3.10 東京盲啞学校に教員 練習科を設置	2.2 鹿児島慈恵盲啞学院 開校 ～南雲総次郎(東盲卒)
1904 (明治37)	2.10 日露戦争 宣戦布告		4月 長崎盲啞学校 移転
1905 (明治38)			
1906 (明治39)		10.23 古河太四郎、鳥居嘉三 郎、小西信八「盲人学 校並ニ聾啞学校設置 準則ノ件」を文部大臣 に建議	7.1 佐賀盲啞学校 開校 →廃校(1915.3.31)

1907 (明治40)	3.21 第三次小学校令改正 ・義務教育6年に	5.11～5.13 第1回日本盲啞学校 教員会	
1908 (明治41)	10月 中央慈善協会設立	4.7～4.10 第2回日本盲啞学校 教員会	6.4 大分県私立盲啞学校 開校 11.14 長崎盲啞学校 新校舎
1909 (明治42)	7.3 脇田良吉 白川学園 設立		5.30 柳河訓盲院 開校 ～大渕清庵 7.31 福岡県盲啞教育慈善会 設立
1910 (明治43)			1.8 福岡盲啞学校 開校 7.1 日向訓盲院 開校 ～関本健治(京都卒) 9月 柳河慈善団 発足 (翌年9月発会式) 10月 鹿児島慈恵盲啞学院 →鹿児島盲学校に改称
1911 (明治44)	7.14 按摩術営業取締規則 鍼術・灸術営業取締 規則 4.7 町村制	7.18～7.24 第3回全国盲啞教育 大会	4.1 大分県私立盲啞学校 →大分教育会附属大分 盲啞学校に改称 11.20 熊本盲啞技芸学校 開校
1912 (明治45)			
1913 (大正2)		10.21～10.28 第4回全国盲啞教育 大会	

1914 (大正 3)			10月 熊本盲啞技芸学校に財 団法人肥後盲啞保護会 設立
1915 (大正 4)		7.23~7.27 第5回全国盲啞教育 大会	5.5 佐賀盲啞教授所 開校
1916 (大正 5)			1.27 鹿児島盲学校 財団法人 となる
1917 (大正 6)	8.1 白十字会林間学校 開校	7.23~7.27 第6回全国盲啞教育 大会	1.9 日向訓盲院 財団法人 となる
1918 (大正 7)			
1919 (大正 8)	6.7 川田貞治郎 藤倉 学園設立	12.1~12.4 第1回盲啞学校校長 会	9.4 熊本盲啞技芸学校 →熊本盲啞学校に改称
1920 (大正 9)		11.25 第7回全国盲啞教育 大会 盲部と聾啞部に分離 盲部=帝国盲教育会 盲啞教育令発布期成会 結成	
1921 (大正 10)	3月 中央慈善協会 →社会事業協会に 改称	7.23~7.25 第8回全国聾啞教育 大会 7.26~7.28 帝国盲教育会第1回 総会	2.4 柳河訓盲院 財団法人 となる → 財団法人 福岡県柳河訓盲院 3.5 佐賀盲学院 開校 7月 鹿児島盲学校 →鹿児島盲啞学校に 改称

1922 (大正11)		4.1~4.3 帝国盲教育会臨時總會 盲啞教育令發布促進會 結成	
1923 (大正12)	8.28 盲学校及聾啞学校令 9.1 關東大震災		
1924 (大正13)		5.26~5.29 帝国盲教育会第2回 總會・第8回全國聾啞 教育大会	1.19 佐賀盲啞教授所+佐賀 盲学院 →佐賀盲啞学校へ 4.1 福岡2校 県立移管 ・福岡県立福岡盲啞学校 ・福岡県立柳河訓盲院 7月 長崎盲啞学校→ 長崎盲学校、長崎盲啞 学校に分離・県立代用 校となる
1925 (大正14)			
1926 (大正15)			4.26 鹿児島盲啞学校 県立 代用校となる